

令和9～13年度

大津終末処理場等運転管理業務

要求水準書

大津市企業局

目次

	頁
第1条 (総則)	1
第2条 (業務履行場所)	1
第3条 (施設の概要)	1
第4条 (業務対象)	2
第5条 (有資格者)	2
第6条 (業務の内容)	2
第7条 (提出書類)	12
第8条 (業務の引継)	13
第9条 (業務管理)	14
第10条 (安全教育及び訓練)	14
第11条 (火災の予防)	14
第12条 (総括責任者)	15
第13条 (副総括責任者)	15
第14条 (部門責任者)	15
第15条 (電気主任技術者)	15
第16条 (エネルギー管理員)	16
第17条 (危険物取扱者)	16
第18条 (従業員の服装、態度等)	16
第19条 (従業員の不適格)	16
別添1 中継ポンプ場等一覧	
別添2 処理フロー図	
別添3 流入水実績表	
別添4 処理場平面図	
別添5 屋上公園配置図	
別添6 主要設備機器一覧表	
別添7 中央監視制御設備保守点検業務仕様書	
別添8 水質試験業務仕様書	
別添9 汚泥及び廃棄物実績表	
別添10 脱臭用吸着剤取替業務仕様書	
別添11 施設照明器具LED化業務仕様書	
別添12 フロン使用機器保守点検業務仕様書	
別添13 定期衛生管理業務仕様書	
別添14 植木剪定等業務仕様書	
別添15 周辺清掃業務仕様書	
別添16 自家用電気工作物保守点検業務仕様書	
別添17 防災設備保守点検業務仕様書	
別添18 屋上公園管理業務仕様書	
別添19 再構築事業概要	
別添20 発電機工事概要	
別添21 下水道管渠施設維持管理業務仕様書	
別添22 設備調査記録報告書作成業務仕様書	

(総則)

第1条 この要求水準書(別添及び別紙を含む。以下同じ。)における甲乙は、契約書で定める甲乙とする。また、この要求水準書は、下水道サービスの質を低下させず、乙の創意工夫によりその質を向上させることを目的として定めるものである。

(業務履行場所)

第2条 業務を履行する場所は次のとおり。

- ① 大津終末処理場(大津市由美浜)
- ② 別添1「中継ポンプ場等一覧」に記載の中継ポンプ場等
- ③ 大津市内の公共下水道及び雨水渠施設

(施設の概要)

第3条 施設の概要は次のとおり。

(1) 大津終末処理場

項 目	概 要
敷 地 面 積	28,957㎡
供 用 開 始	昭和44年4月
処 理 水 量	1系水処理施設: 18,800㎥/日 Ⅱ系水処理施設: 54,900㎥/日 高速凝集沈殿処理棟: 74,448㎥/日 ※1系水処理施設は令和9年4月供用開始 ※旧Ⅰ系水処理施設は、用途廃止しているが、雨水流入の際簡易放流で使用する可能性あり。 ※別添2「処理フロー図」を参照のこと
流 入 水 実 績	別添3「流入水実績表」を参照のこと
排 除 方 式	分流式(一部合流式)
処 理 方 式	1系:凝集剤添加循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法 Ⅱ系:凝集剤添加担体利用循環式硝化脱窒法
場 内 施 設	管理棟、ポンプ棟、沈砂洗浄棟、分配槽、1系水処理施設、Ⅱ系水処理施設、消毒槽、重力濃縮槽、汚泥混合槽、混合汚泥貯留棟、汚泥処理棟、自家発電機棟、電気棟、高速凝集沈殿処理棟、合流ポンプ棟、再生水等供給設備、旧Ⅰ系水処理施設 ※汚泥混合槽及び旧Ⅰ系水処理施設は用途廃止 ※別添4「処理場平面図」を参照のこと
屋 上 公 園	12,541㎡ 管理人室、テニスコート(砂入り人工芝:2面)、自由広場、花の園、子供広場、プレイコーナー、芝生広場、展望広場 ※テニスコート及びプレイコーナーは用途廃止 ※別添5「屋上公園配置図」を参照のこと

- (2) 中継ポンプ場等

別添1「中継ポンプ場等一覧」を参照のこと。

- (3) 公共下水道及び雨水管渠

公共下水道台帳を参照のこと。

(業務対象)

第4条 業務対象は、甲の指定するものを除き、第2条の業務履行場所に存在する一切のものとする。なお、主要な設備は別添6「主要設備機器一覧表」に記載のとおり。

(有資格者)

第5条 業務に必要な有資格者は次の(1)から(12)までとする。さらに、業務の質の向上に関する有資格者は次の(13)から(22)までとする。なお、本業務に携わる有資格者の人数は、乙の業務提案書の記載による。また、委託期間中において有資格者の人数の向上に努めること。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に定める者
- (2) 電気主任技術者（下水処理場での実務経験3年以上）※最低2人必須
- (3) エネルギー管理士又はエネルギー管理員
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）
- (6) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (7) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- (8) 玉掛技能講習修了者
- (9) 電気工事士
- (10) 特定化学物質作業主任者
- (11) 大型自動車運転免許取得者
- (12) 下水道管理技術者又は下水道管路管理技士
- (13) 機械保全技能士
- (14) 公害防止管理者（水質関係）
- (15) 環境計量士
- (16) 技術士（上下水道部門）
- (17) 施工管理技士
- (18) 建築士
- (19) 建築設備士
- (20) 消防設備士
- (21) 産業医
- (22) その他業務に関連する資格者

(業務の内容)

第6条 業務の内容は次のとおり。

- (1) 運転・監視業務

① 次の「放流水の要求水準」を守り業務を行うこと。ただし、雨水の影響が大きく簡易放

流を行う場合は法令の定めによる。簡易放流を行う判断基準については、甲の指定による。
(mg/ℓ)

項 目	B O D	C O D	S S	T-N	T-P
要求水準 (日間平均値 の最大値)	10	8	10	10	1

*上記要求水準を満たしたうえで、乙の水質にかかる提案値（達成率60%以上）の遵守に努めなければならない。提案値達成に必要な経費の増加は乙の負担とする。

- ② 大津終末処理場の中央監視室において24時間連続監視及び操作するとともに、記録、故障対応、緊急時対応を適切に行うこと。
- ③ 汚泥処理施設における各設備機器の監視、現場における運転操作を実施し、薬品の注入率が効率的かつ経済的となるように汚泥処理を行うこと。

脱水汚泥の週平均含水率の 要求水準	76%以下
----------------------	-------

*週平均は、委託期間初日から7日間ごとの平均とする。

*上記要求水準を満たしたうえで、乙の脱水汚泥含水率にかかる提案値（達成率60%以上）の遵守に努めなければならない。提案値達成に必要な経費の増加は乙の負担とする。

ア 汚泥処理は、原則、有人運転とし適切な運転及び不測の事態に対応できる体制としなければならない。

イ 汚泥処理の操作及び運転方法は、発生する脱水汚泥の含水率を考慮したものではないなければならない。その際、運転時間の延長等が必要であっても本業務内での作業とする。

- ⑤ 中継ポンプ場及び雨水吐室の24時間遠方監視、故障対応及び緊急時対応を適切に行うこと。なお、南小松、大石、田上第2の各中継ポンプ場は遠隔操作出来ない機器があるため、特に注意を要する。
- ⑥ 変化する処理条件に対しても施設の性能等を踏まえた処理を行うとともに、当該施設の延命化に資する運転操作を行うこと。
- ⑦ 大雨・異常流入・停電時等に対しても、浸水被害がないよう適切な運転操作・監視を実施するとともに、必要に応じて現場出動による対応を行うこと。
- ⑧ 高速凝集沈殿設備は適切に稼働させ、次の「放流水の要求水準」を守り業務を行うこと。

項 目	B O D
要求水準 [1降雨(10mm から 30mm)の負荷量平均値]	40 mg/ℓ

なお、降雨時に分水人孔から琵琶湖への未処理水流出を減らす運転に努めなければならない。運転については下記の事項に留意すること。

ア 運転前に濁度計の点検・清掃を行うこと。

イ 設備稼働後に残った雨水の腐敗を防ぐため、メンテナンス運転を行うこと。

ウ マイクロサンド回収装置のサイクロン及びその入口側・出口側配管内部の磨耗具合を1年に1回点検すること。

(2) 保守点検業務

- ① 乙の業務提案書に記載の異常の早期発見、異常への適切な対応、施設を健全に保つ取組等を実施し、乙の技術力を発揮しなければならない。
- ② 要求水準書の定めによるほか、点検の項目、頻度等は、乙が責任をもって定めるものとする。なお、異常の発見が遅れる等の問題が認められる場合、乙はその理由について責任をもって説明を行い、是正措置をとらなければならない。
- ③ 異常を発見した場合は、速やかに緊急度を判断し、対応策を考え、甲に報告すること。報告は原則書面にて行うものとし、速報は口頭でも可とする。乙において即時復旧できる場合、甲への報告は復旧後で可とする。
- ④ 大津終末処理場を拠点とし、適正な人員配置を行って実施すること。
- ⑤ 吐室 No. 2 地下内部の点検頻度は、委託期間中に 1 回以上とする。なお、点検にあたって交通規制及び近隣への周知を行う必要があるため、点検時期は甲乙協議にて決定する。
- ⑥ 皇子山中継ポンプ場及び晴嵐中継ポンプ場は、ポンプ場としての機能は廃止しており、照明、遠方監視装置、給排風機、消防用設備等の点検を行うこと。
- ⑦ **別添 1「中継ポンプ場等一覧」**に記載されていない施設が建設、廃止等により増減した場合においても、大津市内であれば保守点検等の管理を行わなければならない。
- ⑧ 中央監視設備の保守点検については、**別添 7「中央監視制御設備保守点検業務仕様書」**に記載された業務を適切に行うものとする。
- ⑨ 水質測定装置等の計器類の点検、清掃、調整、校正等を適切に行い、その数値の信頼性を確保すること。
- ⑩ 点検履歴、故障履歴、修繕履歴、工事履歴等の設備に関する情報を記録保存し、設備台帳を構成すること。乙が自社のシステムでこれらの記録を管理する場合は、甲が求めたときに情報の提供を行うこと。
- ⑪ 機器、機器周辺、通路、手摺、側溝等の清掃及び補修塗装を行うこと。
- ⑫ 屋上防水の点検、ルーフトレンの清掃を行うこと。
- ⑬ 管理棟玄関前の池を運用する場合、池の点検、水抜き、清掃等の作業を行うこと。運用しない場合、景観、衛生上の支障のないように管理すること。
- ⑭ 琵琶湖放流口に設置されている浮標灯 4 台の点検及び清掃を船により 1 年に 4 回以上実施し、適宜消耗品の交換や雑草の除去等を行うこと。また、水中部の劣化調査のため、年に 1 回潜水土による点検を行うこと。
- ⑮ 再生水設備は、場外に再生水及び下水処理水を供給している設備である。大雨時、点検時、トラブル等において供給が困難となる場合、供給先へ適宜連絡を入れること。復旧したときも同様とする。

(3) 水質試験業務

別添 8「水質試験業務仕様書」によること。

(4) 施設の警備業務

施設における各機器、備品等の盗難の防止及び各施設への侵入者の防止のため、作業員の立ち入り頻度が少ない施設については施錠するとともに、その他の施設も充分監視に努め、場内を適宜巡視し、警備しなければならない。

(5) 工業薬品、物品等の調達及び管理に関する業務

- ① 調達及び管理の対象は、施設の運転、監視、保守点検、修繕、補修塗装、水質管理その他業務の実施に必要な全ての物品等とする。主なものを以下に示す。

燃料（A重油、軽油等）、工業薬品（硫酸ばんど、次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、高分子凝集剤、消臭剤、脱臭用活性炭・吸着剤、無機凝集剤、ポリ硫酸第二鉄、マイクロサンド、クエン酸、メタノール）、水質管理及び水質・汚泥試験に必要な試薬、機械・電気設備用消耗品・交換部品（ベアリング、メカニカルシール、ベルト、弁、リレー、マグネット、アイソレータ、潤滑油脂類等）、雑材消耗品類（ボルト、ナット、パッキン、ウエス等）、工具類、各種材料（電線・電線管類、配管材料、鋼材等）補修用塗料類、防災設備類（消火器、屋内消火栓用ホース）、理化学器具類、水質試験用消耗品、水質試験用薬品、屋上公園グランドゴルフ用品、屋上公園施設使用許可申請書（様式は乙の提案により甲が承認したもの）、掃除用具類、AED 用消耗品、記録紙、用紙類、コピー機等事務用消耗品、琵琶湖放流先試験を含む特殊な採水器具、浮標灯点検に必要なとなる船外機付小型船舶等の賃借等

- ② 調達及び管理を次のように行うこと。

ア 各種工業薬品、物品等は、施設に適合する品質及び規格のものを購入し、設備機器の運転、耐用年数等に影響を与えないようにすること（下表参照）。

イ 常に在庫数量を把握して計画的に購入し、在庫不足、品質低下等により施設の運転等に影響を与えないようにすること。

ウ 購入に当たっては、保管期間による品質の変化等を考慮すること。

エ 工業薬品、物品等の管理者を選任し、保管、取扱い等に十分注意し、安全な管理を行うこと。

オ 乙と契約している業者に数量と納入日を指定して購入し、受入れの際には、乙が立会い、規格及び数量を確認すること。

- ③ 本業務にて調達したものは、本業務以外で使用してはならない。ただし、災害時の応援などの理由で、甲の許可を得た場合はこの限りではない。

表 各種工業薬品・物品等の規格

薬 品 等	1. 硫酸ばんど（8% d 1. 3 2 ローリー） 2. 次亜塩素ソーダ（1 2% d 1. 1 4 低食塩 ローリー） 3. 苛性ソーダ（2 0% d 1. 2 2 ローリー） 4. 高分子凝集剤（汚泥処理及び水処理用） 5. 消臭剤（脱水汚泥消臭に有効なもの） 6. ポリ塩化アルミニウム（1 0% d 1. 1 9 ローリー） 7. ポリ硫酸第二鉄（全鉄1 1%、d 1. 5 ローリー） 8. マイクロサンド（珪砂6号） 9. クエン酸（50% d 1. 2 4 ローリー） 1 0. メタノール（50% d 0. 9 1 6 5～0. 9 1 9 5 (15/4℃) ローリー）
燃 料	1. A重油（規格：J I S K 2 2 0 5 1種1号） 2. 軽油（規格：J I S K 2 2 0 4 1種）

(6) 汚泥運搬及び廃棄物処理業務

- ① 大津終末処理場から発生した脱水汚泥を湖西浄化センター（大津市苗鹿三丁目）まで運搬すること。湖西浄化センターが受入れ不可になる場合を除き、原則、脱水汚泥の運搬先を変更することはできない。なお、湖西浄化センターの点検等で、湖西浄化センターが一時的に受入れ不可になる場合、それ以外の時間帯に運搬を行うこと。
- ② 湖西浄化センターの請求する脱水汚泥受入に伴う費用は、甲が支払う。
- ③ 脱水汚泥の収集運搬車両は、汚泥の飛散がなく、脱離液の漏洩がない構造とし、かつ、臭気拡散防止措置を講じた密閉型タンクを備えたものとしなければならない。
- ④ 沈砂、し渣等の廃棄物は、法令に則り、適切に収集運搬から処分費の支払いまでの全てを行うこと。
- ⑤ 汚泥運搬及び廃棄物処理の詳細については、下表のとおりとする。

数 量	※別添9「汚泥及び廃棄物実績表」を参照のこと。
運搬日数	脱水汚泥：土日祝日を含む毎日 沈砂・し渣：必要に応じて運搬すること。
業務終了時の報告	乙は、速やかに計量票で甲に報告を行うこと。

- ⑥ 上記のほか、大津終末処理場の管理棟2階事務所、乙の管理事務所及び終末処理場等の維持管理活動から発生する廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物、古紙、ダンボール等全てを含む。）を法令に則り適切に処分すること。ただし、金属類等の有価物は除く。

(7) 修繕業務

- ① 施設及び設備機器の機能が正常に発揮・維持できるよう修繕を実施すること。
- ② 修繕業務の費用の目標金額を各年度100,000千円（消費税等含む。）とし、実施金額と目標金額との差額の精算については、契約書の定めによる。
- ③ 不具合の発生又は予防保全の必要が生じた場合に、甲乙協議を行い、甲の承認を受けたものを修繕すること。
- ④ 外注する場合、発注から支払まで乙が行うものとする。
- ⑤ 外注する場合、大津市内に本店・支店または営業所を置く者（地元業者）を使用することに努めること。
- ⑥ 修繕に使用する部品等は、施設の性能低下とならないものを使用すること。
- ⑦ 屋上公園設備（管理人室等の建物、グラウンドゴルフ、その他公園設備）及び管理棟3階水質試験室内の分析機器も修繕の対象とする。ただし、屋上公園のうちテニスコート及びプレイコーナーは廃止されており、また、令和11年4月より屋上公園全体を廃止するため、甲の承諾の上、当該廃止箇所の修繕を省略できるが、景観、安全等に支障のある場合は修繕を行わなければならない。
- ⑧ 履歴を整理し、甲に報告すること。

(8) 脱臭用吸着剤取替業務

- ① 終末処理場等の脱臭用吸着剤の取替を行い、施設及び設備機器の機能が正常に発揮できるようにすること。
- ② 業務の詳細については、別添10「脱臭用吸着剤取替業務仕様書」に記載された業務を行うものとする。

(9) 施設照明器具LED化業務

甲の指定する照明器具をLED照明器具に交換すること。なお、詳細は別添11「施設照明器具LED化業務仕様書」によるものとする。

(10) 天井クレーン保守点検業務

- ① 大津終末処理場の管理棟沈砂池（1台）及び合流ポンプ棟（1台）のクレーンは、法令に規定の性能検査を令和9年度、令和11年度及び令和13年度に受検すること。
- ② 大津終末処理場の合流ポンプ棟1階ポンプ室（1台）、管理棟沈砂池室（1台）、管理棟送風機室（1台）、1系水処理施設（2台）、Ⅱ系水処理施設反応槽（2台）及び汚泥処理棟高分子凝集剤搬入用（2台）のクレーンは、法令に規定の定期自主検査等（軽微な部品の交換を含む。）を行い、所要の性能及び機能が正常に発揮できるようにすること。なお、これらのクレーンは、年次検査時に荷重試験を行うこと。
- ③ 大津終末処理場の合流ポンプ棟1階ゲート室（1台）、高速凝集棟1階マイクロサンド搬入用（1台）、高速凝集棟地下2階（1台）及び汚泥処理棟機器搬入用（1台）のクレーンは、委託期間中に1回、年次検査（荷重試験を含む。）に相当する検査を行うこと。なお、実施時期は、甲乙協議により決定するものとする。
- ④ 南小松中継ポンプ場（1台）、下阪本第2中継ポンプ場（1台）、比叡平中継ポンプ場（2台）、田上第2中継ポンプ場（1台）及び大石中継ポンプ場（2台）のクレーンは、委託期間中に1回、年次検査（荷重試験を含む。）に相当する検査を行うこと。なお、実施時期は、甲乙協議により決定するものとする。
- ⑤ 大津終末処理場管理棟、合流ポンプ棟等の高所での点検の場合、甲の移動式伸縮高所作業台等の労働安全衛生法上必要となる足場を使用するなどして、適切かつ安全に行うこと。

(11) フロン使用機器保守点検業務

- ① フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）に基づき、保守、点検、記録の保存及び漏洩量の報告等を適切に行うこと。点検による報告は、令和10年度及び令和13年度に行うこと。
- ② 業務の詳細については、別添12「フロン使用機器保守点検業務仕様書」に記載された業務を行うものとする。

(12) 危険物貯蔵所等保守点検業務

- ① 大津終末処理場及び大石中継ポンプ場の危険物貯蔵所及び取扱所について、消防法及び危険物の規制に関する規則に基づく定期点検等（軽微な部品の交換を含む。）を行い、その点検記録を作成し、これを保存すること。
- ② 次表の地下タンク貯蔵所並びに地下埋設配管の漏洩点検を毎年実施すること。

設置箇所	大津終末処理場	大石中継ポンプ場
対象設備	地下タンク貯蔵所 50,000ℓ A重油 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 令和10年3月設置予定	地下タンク貯蔵所 3,000ℓ A重油 鋼製タンク 平成12年3月設置

- ③ 大津終末処理場の仮設発電機等、少量危険物貯蔵所又は取扱所に該当するものを法令に基づき適切に管理すること。

(13) 衛生管理業務

- ① 蜘蛛の巣、埃、析出物等の不要物の除去を定期に行い、施設全体を清潔にし、甲又は来場者等に不快感を与えることのない状態を保つこと。また、物品の整理整頓を定期に行い、予備品は予備品と分かるようにし、不要なものは廃棄すること。
- ② 日常の衛生管理については、概ね次のような作業を平日に行うものとする。なお、次のアからオまでにおいて、月曜日から金曜日の間に祝日がある場合、甲の承認の上、「週3回」又は「週2回」とある回数を減じることができる。

ア 場内通路

ごみ・落ち葉等があれば、収集して所定の場所に集積すること。

イ 管理棟2階

便所掃除は、週3回以上実施すること。事務所内のごみは、週3回以上収集し、所定の場所に集積する。床・階段については、週3回以上掃除を実施すること。また、事務所内の窓ガラスの清掃を甲乙協議の上適宜行うこと。

ウ 水質試験室

水質試験室は、週2回以上簡易清掃を実施すること。試験室から発生する試験瓶・缶は洗浄してから、分別して所定の場所に集積すること。

エ ポンプ棟

便所掃除は、週3回以上実施すること。通路は、週3回以上掃除を実施すること。

オ 中央監視室

週3回以上掃除を実施すること。

カ 中継ポンプ場

敷地内にごみ等があれば、収集して大津終末処理場の所定の場所に集積すること。

キ 空調機器

終末処理場等に設置されている空調機の夏、冬季稼動前に清掃を実施すること。

ク 大津終末処理場管理棟及びポンプ棟の書庫

年2回以上の清掃、整理整頓を実施すること。

- ③ トイレトペーパーの購入及び補充を適宜行うこと。
- ④ 定期の衛生管理については、別添13「定期衛生管理業務仕様書」に記載された業務を行うものとする。
- ⑤ 高架水槽の点検・水抜き・清掃については、1年に1回以上行う。また、安全で衛生的な水が供給できるように定期的に水槽の点検を行い、有害物、汚水等による水の汚染を防止する措置を必要に応じて講ずること。管理棟2階給湯室、ポンプ棟1階給湯室の蛇口にて採水し、残留塩素濃度を測定すること。

(14) 灌水及び除草業務

- ① 施設の植樹帯の灌水を適宜実施し、植栽等が水不足にならないようにすること。
- ② 施設の雑草の除去は定期に行い、甲又は第三者等から指摘を受けないよう常に美しい状態を保つこと。なお、生垣の間に生える雑草にも注意を払い、除去すること。
- ③ 令和11年4月より屋上公園全体を廃止するため、甲の承諾の上、当該廃止箇所の灌水及び除草を省略できるが、景観、安全等に支障のないように灌水及び除草を行わなければならない。

(15) 植木剪定等業務

- ① 施設の植木剪定・生垣整姿・芝生の刈込みを定期的に行い、甲又は第三者等から指摘を受けないよう常に美しい状態を保つこと。
- ② 業務の詳細については、別添 14「**植木剪定等業務仕様書**」に記載された業務を行うものとする。
- ③ 施設の維持管理上の支障又は車両運転者の視距の妨げとなる植木、生垣等の調査、及び枯木の有無の調査を行い、甲に報告すること。また、当該妨げとなる植木、生垣等については、伐採、伐根等の措置を行うことを検討し、甲乙協議の上、当該措置を実施するものとする。

(16) 周辺清掃業務

- ① 大津終末処理場を囲う道、側溝及び相模川の清掃を定期的に行い、美化活動に努めること。
- ② 業務の詳細については、別添 15「**周辺清掃業務仕様書**」に記載された業務を行うものとする。

(17) 大津終末処理場の強力吸引車による清掃業務

- ① 大津終末処理場（合流改善施設、流入渠、管理棟、ポンプ棟、分配槽、Ⅰ系水処理施設、Ⅱ系水処理施設及び汚泥処理施設）のし渣、沈砂、汚泥等の堆積状況を把握し、乙が責任をもって清掃を行う箇所を選定すること。
- ② 大津終末処理場の強力吸引車による清掃は 1 年に 5 か所以上実施すること。
- ③ 清掃で発生したし渣、沈砂は適切に処分すること。汚水は終末処理場内に戻してよい。

(18) 中継ポンプ場の強力吸引車による清掃業務

- ① 中継ポンプ場のポンプ井清掃は、強力吸引車により清掃を実施する。清掃を行う中継ポンプ場は、し渣、汚泥等の堆積状況により乙が責任をもって選定すること。
- ② 中継ポンプ場ポンプ井の清掃は 1 年に 1 2 か所以上実施すること。ただし、中継ポンプ場（建屋）については、1 か所で 3 か所相当実施したとみなす。
- ③ 清掃で発生したし渣、沈砂は適切に処分すること。汚水は終末処理場内に戻してよい。

(19) 電気工作物保守点検業務

- ① 電気事業法及び保安規程に基づき、終末処理場等の自家用電気工作物の点検を定期的に行い、その点検記録を作成し、これを提出すること。
- ② 自家用電気工作物の点検の詳細については、別添 16「**自家用電気工作物保守点検業務仕様書**」に記載された業務を行うものとする。
- ③ 自家発電機のエンジンオイルについては、定期的に交換し、適切に維持管理を行うこと。
- ④ 次の自家用発電機の起動試験を 1 か月に 1 回実施すること。

ア 大津終末処理場の本設発電機（令和 10 年度以降運用）及び仮設発電機（令和 12 年度まで設置）

イ 南小松中継ポンプ場の発電機

ウ 下阪本第 2 中継ポンプ場の発電機（令和 10 年度以降運用）

エ 唐崎中継ポンプ場の発電機

オ 比叡平中継ポンプ場の発電機

カ 石山第 1 中継ポンプ場の発電機

キ 大江中継ポンプ場の発電機

ク 田上第2中継ポンプ場の発電機

ケ 大石中継ポンプ場の発電機

⑤ マンホール中継ポンプ場において、可搬型発電機の実負荷運転を1か月に1回、1か所以上実施すること。

⑥ 緊急時、災害時等における停電により、自家発電機が運転した場合、都度、運転時間及び使用燃料を記載した突発時燃料使用報告書を提出すること。なお、当該報告書には、計画的な点検及び起動試験時に消費する燃料を含めないものとする。

⑦ 次の自家発電機の燃料タンクが新設される予定である。新設時に燃料タンクが満杯となるよう燃料を充填すること。

ア 大津終末処理場：A重油50,000L（令和9年度設置）

イ 下阪本第2中継ポンプ場：軽油200L（令和9年度設置）

⑧ 自家発電機を有する施設において、停電時に24時間連続運転が可能となるよう、燃料の備蓄又は供給体制の構築を行うこと。令和9年3月31日までに当該備蓄又は供給体制の構築を完了するものとし、委託期間中はそれを維持しなければならない。

(20) 防災設備保守点検業務

① 消防法及び消防法施行規則に基づき、終末処理場等の消防用設備の法定点検を適切に行い、その点検記録を作成し、これを保存するとともに故障等があれば適切に処理すること。

② 業務の詳細については、別添17「防災設備保守点検業務仕様書」に記載された業務を行うものとする。

(21) 屋上公園管理業務

① 大津終末処理場では屋上公園を市民に開放している。これら施設の運営管理を適切に行うこと。ただし、テニスコート及びプレイコーナーは廃止されており、また、令和11年4月より屋上公園全体を廃止するため、甲の承認の上、当該廃止箇所の管理は定期巡回等の軽易なものとしてよいが、景観、安全等に支障のないようにしなければならない。

② 業務の詳細については、別添18「屋上公園管理業務仕様書」に記載された業務を行うものとする。

(22) 調査、研究、工事等に伴う補助業務

① 調査、研究、工事等の際、施設の変則的な運転管理（運転停止、運転切替、槽内の水抜・水張、試運転等）が必要な場合は、現場への人員配置を含め、それらの計画及び実施に主体的に参加すること。なお、大型工事としては、別添19「再構築事業概要」及び別添20「発電機工事概要」に記載のものを想定している。

② 甲が外部との共同研究等を行うときも①と同様である。

③ 令和9年度及び令和10年度に甲が別途契約する予定の「1系水処理施設運転管理支援業務」において、1系水処理施設の処理能力・性能が安定的に満足していることの評価及び検証並びに運転管理に関する指導・助言等の技術的支援が実施されるため、これに協力し、当該施設の運転管理に習熟すること。

(23) 大石中継ポンプ場ポリ硫酸第二鉄注入ポンプ設備管理業務

①大石中継ポンプ場には圧送管内で発生する硫化水素を抑制するため、ポリ硫酸第二鉄注入

ポンプ設備（薬注ポンプ、ポンプ制御盤、薬品貯留タンク等）を設置している。ポリ硫酸第二鉄の補充、薬注ポンプの切替え等の作業を適切に行うこと。

- ②甲が指定する場所（大石中継ポンプ場からの圧送先の途中で1か所）にて、硫化水素濃度を継続的に測定し、その濃度が日平均 10ppm 以下になるように、薬注率を設定し運用することに努めること。

- ③ 2週間に1回測定データを収集し、月に1回まとめて甲に提出すること。

(24) 下水道管渠施設維持管理業務

- ① 大津市内一円の公共下水道管渠施設及び雨水渠施設について清掃、点検・調査、軽微な補修作業を行うこと。

- ②業務の詳細については、別添 21「下水道管渠施設維持管理業務仕様書」に記載した業務を行うものとする。

(25) 設備調査記録報告書作成業務

- ①大津終末処理場、ポンプ場の機器について指示された調査を行い、報告書を作成すること。

- ②業務の詳細については、別添 22「設備調査記録報告書作成業務仕様書」に記載した業務を行うものとする。

(26) 図面スキャニング及びファイリング業務

- ① 甲が所有する図面、完成図書等について、スキャニング作業及びファイル登録作業を委託期間中に3,000枚以上行うこと。なお、作業する図面・完成図書等は甲乙それぞれから提案を行い、協議の上決定するものとする。

- ② ファイル登録作業は、データベースソフト「まいく郎」で行い、「まいく郎」をインストール済みの甲の端末で、データベースを閲覧可能な状態にまですること。

- ③ 画像ファイルは TIFF 形式とし、入力サイズは原寸、解像度は300dpi以上とする。

(27) マンホールカード配布業務

甲が支給するマンホールカードを希望者に配布すること。配布方法は、来場された方へ手渡しを原則とし、枚数は一人1枚とする。配布日時は、原則、「年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くすべての日で、9時から17時まで」とし、配布場所は甲と協議の上、決定するものとする。

(28) 視察・見学者への対応

- ① 大津終末処理場の見学（学校、一般市民及び一般団体等）の受付、事前準備（見学通路の確保、見学に必要なサンプル等の配備、配布資料の印刷等）、当日の案内・説明、及び後片付けを行うこと。

- ② 乙は事前に見学の日程、団体名、人数等を甲に報告するものとする。

- ③ 地方公共団体の視察等による見学及び大津市企業局が実施する下水道普及イベント等で大津終末処理場を使用するときも、準備、案内、説明及び後片付け等の補助を行うこと。

(29) パンフレット印刷業務

大津終末処理場の説明用パンフレットの改訂及び発行を行うこと。パンフレットは、A4仕上がり（観音折り）、両面カラー、コート紙（135k程度）とし、数量は500部以上とする。なお、(28) ①の見学者用の配布資料とは異なるものと解すること。

(30) 市民等対応補助業務

- ① 甲が市民等から質問・照会を受けたときは、甲の求めに応じ、乙は対応の補助（調査、資料作成、立会、会議への出席等）を行うものとする。
- ② 乙が市民等から質問・照会を受けたときは、回答が容易な場合、乙が回答を行うものとする。そうでない場合、甲に速やかに報告し、甲乙協議の上、対応方法を決定するものとする。なお、乙は、市民等からの信頼を失わないよう細心の注意を払うこと。
- ③ 乙は、甲の求めに応じ、甲の管理するWebページに掲載する図表、文章、写真等を作成すること。
- ④ その他トラブルの発生時、乙は甲の求めに応じ、甲の支援・補助を行うこと。

(31) 乙の提案業務

上記の他、乙の業務提案書等に記載の業務を行うこと。

(提出書類)

第7条 提出書類は次に掲げるものとする。なお、提出書類の内容は、乙の業務提案書と整合していなければならない。重要な点が伝わるようにする目的で、情報の取捨選択を行うこと。甲乙双方のメリットとなるような書類の簡素化を目指すこと。公益財団法人日本下水道協会「処理場等包括民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」を参考にすることができる。

(1) 契約締結後に提出する書類（変更時も提出のこと。）

- ① 組織表
- ② 総括責任者の氏名、保有資格、実務経験等を記した書類
- ③ 副総括責任者の氏名、保有資格、実務経験等を記した書類
- ④ 部門責任者の氏名、保有資格、実務経験等を記した書類
- ⑤ 責任者以外の従業員の氏名、保有資格、実務経験等を記した書類
- ⑥ 緊急時の体制及び連絡先を記した書類
- ⑦ 貸与品等借用願

(2) 業務ごとの計画書（変更時も提出のこと。）

各業務の実施の前に、甲の確認及び乙の修正の期間を見込んで十分前もって提出すること。業務ごとに、組織、スケジュール、手順、安全管理、その他留意事項等を含む詳細な計画を記すこと。なお、要求水準書の他の箇所で、同様の計画書を求める記述のある場合、甲の承諾を得て、一つの計画書にまとめることができる。

(3) 業務ごとの完了報告書

各業務の実施後にすみやかに提出すること。なお、要求水準書の他の箇所で、同様の完了報告書を求める記述のある場合、甲の承諾を得て、一つの完了報告書にまとめることができる。

(4) 月ごとの計画書

当該月の初日より5日前までに提出すること。

(5) 月ごとの完了報告書

翌月の10日（この日が休日の場合、休日明けの平日）までに提出すること。ただし、最終年度3月分は最終年度の3月までに提出すること。また、次の事項を記載すること。

- ① 業務ごとの進捗

- ② 特筆すべき事項（努力した事項、問題の発生・解決等）
- ③ 水質分析
- ④ 水質データ（当該データは甲乙協議の上決定する。）
- ⑤ ユーティリティ（電力、薬品等）の消費量が最適化されているかの分析
- ⑥ 物品調達の状況
- ⑦ 修繕の状況（修繕費用低減の取組を含む。）
- ⑧ 甲又は乙が必要と認める事項
- (6) 日ごとの計画書
前日までに提出すること。
- (7) 日ごとの完了報告書
翌日（この日が休日の場合、休日明けの平日）までに提出すること。ただし、最終年度3月31日分はその日の17時までに提出すること。
- (8) 年報
記載事項は、従前の例を標準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- (9) 協議書
協議ごとに作成すること。
- (10) 施設の点検結果を記した書類
- (11) 施設の異常を都度記した書類
異常の発見ごとに作成すること。
- (12) 施設の異常を一覧にして記した書類
すべての異常を一覧にし、緊急度の判定を記した書類を定期的に作成すること。
- (13) 施設の修繕の計画を記した書類
修繕の計画を記した書類を定期的に作成すること。
- (14) 施設の修繕の記録を記した書類
修繕ごとに作成すること。
- (15) 工業薬品、物品等の調達の記録を記した書類
- (16) 契約書及び要求水準書に記された他の書類
- (17) 甲又は乙が必要と認める他の書類

（業務の引継）

第8条 乙は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、契約締結日から委託期間開始日前日までの期間において、前受託者から業務の引継ぎ及び技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにしなければならない。なお、乙がこの引継ぎ及び技術指導を受けるに当たり甲から乙に支払う委託料は発生しない。

2 乙は、次期受託者の契約締結日から乙の委託期間満了日までの3か月程度の期間において、次期受託者に対し業務の引継ぎ及び技術指導を行わなければならない。

3 書面だけでなく、写真、動画等のデータも含めて分かりやすい引継書を作成しなければならない。なお、引継書作成に当たっては、次の事項を含めて作成しなければならない。

- (1) 各施設設備の留意すべき特性や固有の状況
- (2) 通常時及び異常時の調節方法及び各設備の設定状況

(3) 特有の運転方法、運転上の特別な操作及び運用方法

(4) 設備台帳（点検、工事及び修繕の履歴を含む。）

- 4 乙は、委託期間の最終年度 12 月末日までに、前項の引継ぎ書を甲に提出しなければならない。
なお、次期受託者が乙自身であるとしても提出しなければならない。
- 5 乙は、引継書を提出するまで、最終年度の 1 月から 3 月までの委託料の請求ができない。
- 6 甲が、引継書を受領してから 30 日の間に補正を指示した事項について、乙は、委託期間満了日までに補正を完了しなければならない。乙は、補正の指示を受けた日から補正の完了を認められるまでの間、委託料を請求することができない。

(業務管理)

第 9 条 乙は、業務の公共性を認識して、常に責任をもって、誠実に業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、下水道法令、労働安全衛生法令等の業務に関係する法令を遵守しなければならない。
- 3 乙は、業務の履行にあたり、電気、薬品類、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガス、高所からの墜落等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な人員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 4 乙は、業務の履行場所及びその付近で行われる甲に関連する業務又は工事がある場合には常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。
- 5 乙は、施設を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。
- 6 乙は、計画に沿って各種機器の使用目的及び機能等を十分理解し、運転操作を適正に行わなければならない。
- 7 乙は、管理上必要な措置を講ずるために運転操作方法を変更するときは、甲と協議しなければならない。
- 8 乙は、業務の履行にあたり安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に報告し、追加措置について協議しなければならない。
- 9 乙は、大雨、台風、地震その他の天災、施設損壊、停電、流入水異常、機器異常等の非常事態の発生に備えて、緊急連絡体制、緊急招集体制、マニュアル等を整備しなければならず、当該非常事態が発生したときは、迅速に対応しなければならない。

(安全教育及び訓練)

第 10 条 乙は、業務又はその運用に従事する者に対して、終末処理場等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育を行わなければならない。

- 2 乙は、業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。
- 3 乙は、大津市企業局が策定した下水道 BCP（地震編）に基づく訓練や消防法施行令に基づく防災訓練、大津市総合防災訓練等に参加しなければならない。

(火災の予防)

第 11 条 乙は、施設の火災を未然に防止するため、各箇所用火元責任者を選任し、火気に細心の

注意を払い、後始末の徹底と、火災予防に万全を期さなければならない。

2 乙は、大津終末処理場の消防計画に参画しなければならない。

(総括責任者)

第 12 条 総括責任者は、現場の最高責任者として総括的な業務を行い、副総括責任者を通して乙の従業員の指揮、監督等を行うものとする。

2 総括責任者は、業務を十分理解し、的確に現場を把握し、甲と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

3 総括責任者は、通常時のみならず、緊急事態の発生時を想定して組織体制を構築しなければならない。

4 総括責任者は、下水道法施行令第 15 条の 3 の有資格者でなければならない、かつ、乙の業務提案書に記載の有資格者でなければならない。

5 総括責任者は、乙の直接雇用する者とし、大津終末処理場に専任の者でなければならない。

(副総括責任者)

第 13 条 副総括責任者は、総括責任者を補佐及び代行できる者とし、部門責任者を通して乙の従業員の指揮、監督等を行うものとする。

2 副総括責任者は、乙の業務提案書に記載の有資格者でなければならない。

3 副総括責任者は、乙の直接雇用する者とし、大津終末処理場に専任の者でなければならない。

4 乙は、副総括責任者を複数名配置する措置等により、総括責任者の不在時においても甲との意思疎通が円滑に行えること、従業員への指示が的確に行えること等、業務の質が低下しない体制を構築しなければならない。

5 下水道管渠施設維持管理業務の責任者は、副総括責任者の立場とし、甲の指定する甲の部署と密接な連絡をとり、当該業務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

(部門責任者)

第 14 条 部門責任者は、責任者として割り当てられた部門に精通していなければならない、専門的な知見をもって業務を遂行できる者とし、部門内の従業員の指揮、監督等を行うものとする。

2 部門責任者は、乙の業務提案書に記載の有資格者でなければならない。

3 部門責任者は、乙の直接雇用する者とし、大津終末処理場に専任の者でなければならない。

4 副総括責任者を十分な人数配置する等、副総括責任者が総括責任者の補佐及び代行を十分に遂行できる体制を構築している場合は、副総括責任者が部門責任者を兼任することができる。

(電気主任技術者)

第 15 条 甲は、電気事業法に基づく自家用電気工作物 8 か所（大津終末処理場及び中継ポンプ場 7 か所）の電気主任技術者を、乙の従業員から選任する。乙はこのための有資格者を確保しなければならない。

2 乙は、電気事業法に基づく可搬型発電設備の電気主任技術者を、乙の従業員の中から選任すること。

3 電気主任技術者として選任された者は、保安規程の策定、及び中部近畿産業保安監督部長へ

の届出等、法令に基づく各種手続きを行わなければならない。

- 4 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。
- 5 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
- 6 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 7 電気主任技術者の兼任は、中部近畿産業保安監督部長の承認を要することに留意すること。

(エネルギー管理員)

- 第 16 条 甲は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく大津終末処理場のエネルギー管理員を、乙の従業員の中から選任する。乙はこのための有資格者を確保しなければならない。
- 2 エネルギー管理員は、法令で定めるエネルギーの使用の合理化に関する業務を大津終末処理場にて行うものとする。
 - 3 エネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 14 条第 3 項に定めるエネルギー管理員の届出、第 15 条第 1 項に定める中長期的な計画の作成、及び第 16 条第 1 項に定める定期の報告について、大津終末処理場に関する書類の作成をしなければならない。
 - 4 大津終末処理場の甲及び乙の従業員は、エネルギー管理員がその職務を行う上で、必要であると認めて行う指示に従わなければならない。
 - 5 エネルギー管理員は、乙の業務提案書に基づき、毎月、電力使用量が最適化されているかを分析し、その結果を甲に報告しなければならない。なお、甲から分析の方法に関して是正の指示がある場合、是正の措置をとらなければならない。

(危険物取扱者)

- 第 17 条 甲は、乙の従業員の中から、消防法に基づき、大津終末処理場及び大石中継ポンプ場の危険物取扱者を、選任する。乙はこのための有資格者を確保しなければならない。
- 2 終末処理場等において、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取扱ってはならない。
 - 3 危険物取扱者は、危険物の取扱作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するとともに、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。
 - 4 危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会をする場合、取扱作業に従事する者が貯蔵又は取扱いの技術上の基準を遵守するように監督するとともに、必要に応じてこれらの者に指示を与えなければならない。

(従業員の服装、態度等)

- 第 18 条 乙は、従業員に清潔で作業に安全な服装をさせ、かつ名札等により乙の従業員であることを明らかにしなければならない。また、勤務態度等について適切に教育しなければならない。

(従業員の不適格)

- 第 19 条 甲は、乙の従業員で業務に支障をきたす等の問題発生時、その問題を明らかにし、必要

な措置を求めることができる。この場合、乙は、速やかに業務の支障の無いよう必要な措置をとらなければならない。

別添 1 中継ポンプ場等一覧

MH…マンホール

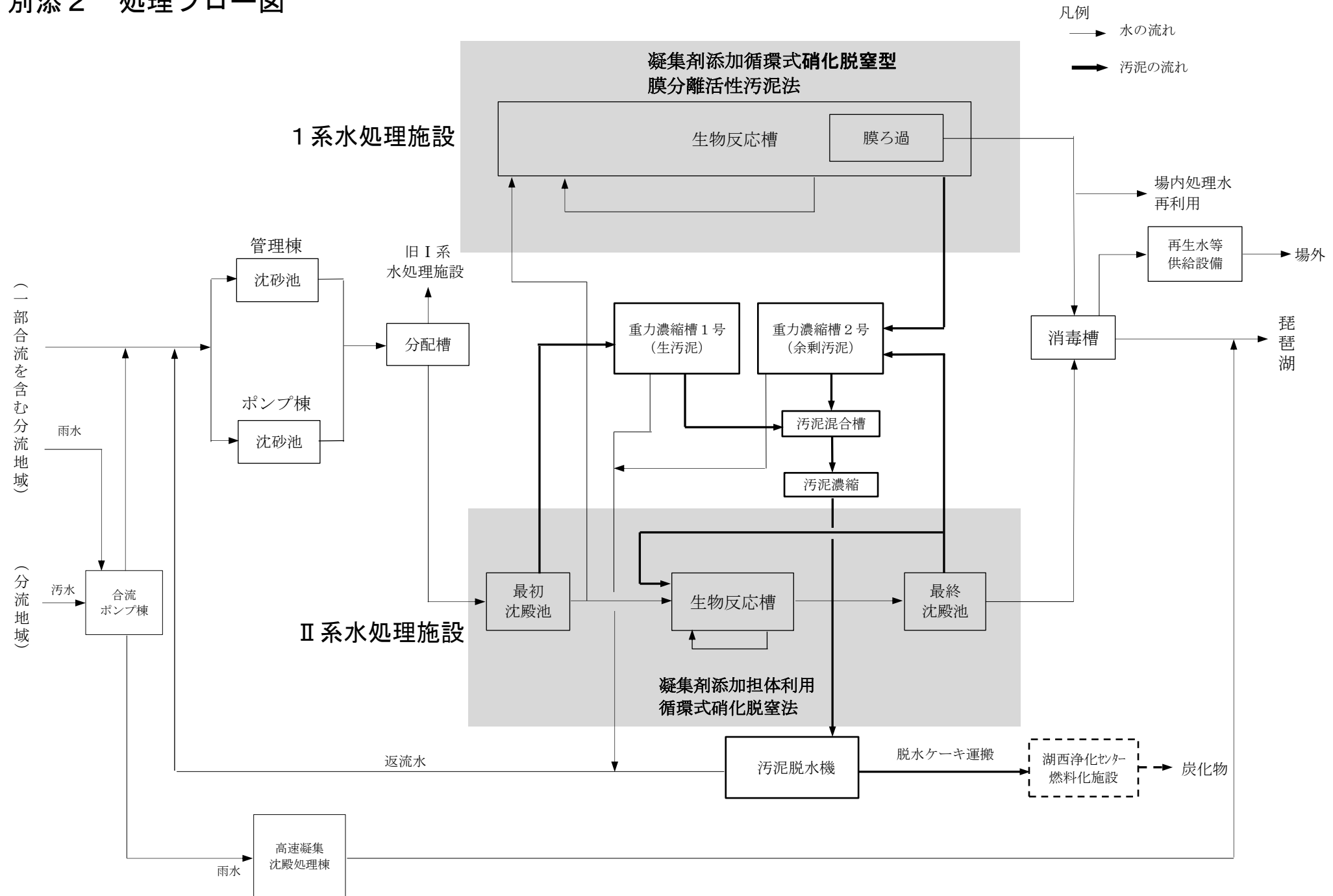
No.	名 称	場 所	敷地面積 (㎡)	軀 体 構 造		種別	主 要 機 器
				形状・寸法(m)	深(m)		
1	見世中継ポンプ場	大津市見世二丁目	4	円形・1.5φ	3.26	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
2	滋賀里中継ポンプ場	大津市滋賀里一丁目	4	円形・1.5φ	4.13	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
3	唐崎中継ポンプ場	大津市唐崎二丁目	528	地上1階 地下2階 4.8×4.6	4.0	建屋	汚水ポンプ (15kw) 2台、汚水ポンプ (22kw) 1台 破碎機 (3.7kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 自家発電機 (100kVA) 1台 水位計 1階機器搬入用手動クレーン1t 地下3階ポンプ用手動クレーン1t ほか
4	唐崎第2中継ポンプ場	大津市唐崎三丁目	3	円形・1.5φ	3.69	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
5	下阪本第1中継ポンプ場	大津市下阪本四丁目	101	角形・4.7×4.7	13.6	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水中攪拌機 (1.5kw) 1台 水位計ほか
6	下阪本第2中継ポンプ場	大津市下阪本六丁目	240	地上・地下1階 2.8×2.0 (2槽)	3.4	建屋	汚水ポンプ (11kw) 3台 水中攪拌機 (1.5kw) 1台 水位計 1階機器搬入用電動クレーン2t ほか ※令和10年度より自家発電機 (65kVA程度) 1台追加
7	下阪本第3中継ポンプ場	大津市下阪本一丁目	20	円形・4.2φ	8.89	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
8	藤ノ木川中継ポンプ場	大津市下阪本四丁目	5	円形・1.5φ	5.09	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
9	日吉中継ポンプ場	大津市下阪本五丁目	6	角形・1.8×1.8	5.36	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
10	坂本八条中継ポンプ場	大津市坂本五丁目	3	円形・1.5φ	3.35	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
11	千野中継ポンプ場	大津市千野一丁目	58	円形・2.4φ	5.8	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
12	仰木第1中継ポンプ場	大津市仰木七丁目	59	円形・2.2φ	4.15	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
13	仰木第2中継ポンプ場	大津市仰木六丁目	21	円形・1.8φ	2.56	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
14	仰木第3中継ポンプ場	大津市仰木四丁目	17	円形・2.7φ	5.45	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水位計ほか
15	上仰木第1中継ポンプ場	大津市仰木二丁目	28	円形・1.8φ	6.41	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
16	上仰木第2中継ポンプ場	大津市仰木二丁目	55	円形・1.5φ	4.93	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
17	雄琴第1中継ポンプ場	大津市雄琴五丁目	224	角形・4.0×5.0	6.4	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水中攪拌機 (1.5kw) 1台 水位計ほか
18	雄琴第2中継ポンプ場	大津市雄琴四丁目	31	円形・1.5φ	5.7	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
19	雄琴第3中継ポンプ場	大津市雄琴四丁目	26	円形・1.5φ	5.0	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
20	雄琴太田中継ポンプ場	大津市雄琴六丁目	40	円形・1.5φ	4.7	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
21	天神山中継ポンプ場	大津市衣川三丁目	37	円形・1.5φ	4.8	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
22	堅田第1中継ポンプ場	大津市本堅田二丁目	91	円形・4.0φ	8.7	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
23	堅田第2中継ポンプ場	大津市本堅田二丁目	90	円形・3.0φ	5.4	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
24	堅田第3中継ポンプ場	大津市今堅田一丁目	12	円形・2.5φ	6.5	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
25	堅田第4中継ポンプ場	大津市堅田一丁目	10	円形・2.3φ	12.1	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
26	中村中継ポンプ場	大津市真野一丁目	6	円形・1.5φ	5.5	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
27	真野中継ポンプ場	大津市真野五丁目	110	円形・5.5φ	11.23	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水中攪拌機 (0.25kw) 1台 水位計ほか
28	真野第2中継ポンプ場	大津市真野五丁目	10	円形・1.5φ	4.61	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
29	家田中継ポンプ場	大津市真野家田町	83	円形・2.0φ	4.9	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
30	佐川第1中継ポンプ場	大津市真野佐川町	33	円形・2.0φ	3.15	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
31	佐川第2中継ポンプ場	大津市真野佐川町	25	円形・1.5φ	3.52	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
32	龍華中継ポンプ場	大津市伊香立下龍華町	516	円形・5.0φ	5.95	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
33	下龍華中継ポンプ場	大津市伊香立下龍華町	63	円形・2.5φ	7.5	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
34	下龍華第2中継ポンプ場	大津市伊香立下龍華町	80	円形・3.5φ	5.35	MH	汚水ポンプ (22kw) 2台 水中攪拌機 (0.25kw) 1台 水位計ほか
35	南庄第1中継ポンプ場	大津市伊香立南庄町	120	円形・2.3φ	3.14	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
36	南庄第2中継ポンプ場	大津市伊香立南庄町	120	円形・2.3φ	3.29	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
37	南庄第3中継ポンプ場	大津市伊香立南庄町	100	円形・2.5φ	6.43	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水位計ほか
38	生津第1中継ポンプ場	大津市伊香立生津町	56	円形・2.0φ	6.55	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水位計ほか
39	生津第2中継ポンプ場	大津市伊香立生津町	291	円形・1.5φ	3.1	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
40	北在地中継ポンプ場	大津市伊香立北在地町	6	円形・2.0φ 円形・1.8φ	4.61 3.89	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
41	伊香立中継ポンプ場	大津市伊香立下在地町	9	円形・1.5φ	5.38	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
42	比叡平中継ポンプ場	大津市比叡平三丁目	764	地上・地下1階 5.4×8.3	1.6	建屋	汚水ポンプ (45kw) 2台 水中攪拌機 (2.4kw) 1台 破碎機 (2.2kw) 1台 自家発電機 (220KVA) 水位計 1階ゲート室電動クレーン1t 1階電気室電動クレーン1t ほか
43	山中第1中継ポンプ場	大津市山中町	50	円形・2.5φ	5.9	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水位計ほか
44	山中第2中継ポンプ場	大津市山中町	56	円形・2.5φ	4.15	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水位計ほか

45	鏡が浜中継ポンプ場	大津市鏡が浜	105	円形・4.0φ	8.59	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
46	勸学中継ポンプ場	大津市勸学二丁目	510	円形・6.0φ	11.05	MH	汚水ポンプ (11kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
47	柳川中継ポンプ場	大津市柳川一丁目	5	円形・1.5φ	3.39	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
48	神出開中継ポンプ場	大津市神出開町	34	円形・2.4φ	4.7	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
49	三井寺中継ポンプ場	大津市三井寺町	10	角形・2.0×3.0	5.26	MH	汚水ポンプ (0.4kw) 2台 水位計ほか
50	園山中継ポンプ場	大津市園山二丁目	32	円形・2.2φ	8.38	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
51	逢坂第1中継ポンプ場	大津市逢坂一丁目	9	円形・1.5φ	3.1	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
52	逢坂第2中継ポンプ場	大津市逢坂一丁目	32	円形・2.4φ	3.1	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
53	松本中継ポンプ場	大津市松本一丁目	10	角形・0.9×1.2	2.0	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
54	本宮中継ポンプ場	大津市本宮一丁目	35	円形・1.5φ	5.01	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
55	竜が丘中継ポンプ場	大津市竜が丘	16	円形・1.5φ	3.25	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
56	湖城が丘第1中継ポンプ場	大津市湖城が丘	8	円形・1.5φ	3.78	MH	汚水ポンプ (0.4kw) 2台 水位計ほか
57	湖城が丘第2中継ポンプ場	大津市湖城が丘	5	円形・1.5φ	5.13	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
58	秋葉台中継ポンプ場	大津市秋葉台	48	円形・2.9φ	7.85	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
59	晴嵐中継ポンプ場	大津市晴嵐一丁目	425	地上・地下1階 4.5×2.7	2.65	建屋	遠方監視装置、消防設備ほか ※ポンプ場としての機能は停止
60	晴嵐第2中継ポンプ場	大津市晴嵐二丁目	100	角形・5.0×4.0	8.26	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水中攪拌機 (1.2kw) 1台 水位計ほか
61	狐川中継ポンプ場	大津市晴嵐二丁目	5	円形・1.5φ	3.38	MH	汚水ポンプ (0.4kw) 2台 水位計ほか
62	皇子山中継ポンプ場	大津市観音寺	1,810	地上1階 地下2階 5.1×2.5	5.2	建屋	遠方監視装置、消防設備ほか ※ポンプ場としての機能は停止
63	栗津中継ポンプ場	大津市栗津町	14	円形・2.0φ	5.26	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
64	国分第1中継ポンプ場	大津市国分一丁目	5	円形・1.5φ	4.65	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
65	国分第2中継ポンプ場	大津市国分一丁目	5	円形・1.5φ	3.28	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
66	国分第3中継ポンプ場	大津市国分二丁目	5	円形・1.5φ	3.6	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
67	蛭谷中継ポンプ場	大津市蛭谷	80	角形・5.4×6.0	9.5	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
68	蛭谷第2中継ポンプ場	大津市石山寺一丁目	2	円形・1.5φ	4.6	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
69	大江中継ポンプ場	大津市大江三丁目	105	地上・地下1階 3.6×4.0 (2槽)	3.3	建屋	汚水ポンプ (7.5kw) 4台 破砕機 (3.7kw) 1台 自家発電機 (60kVA) 水位計 地下1階ポンプ用手动クレーン0.5t ほか
70	大江第2中継ポンプ場	大津市大江二丁目	5	円形・3.0φ	5.9	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
71	大江第3中継ポンプ場	大津市大江七丁目	19	円形・3.0φ	8.26	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
72	大江第4中継ポンプ場	大津市大江五丁目	6	円形・1.5φ	4.37	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
73	大江川中継ポンプ場	大津市大江一丁目	67	円形・2.2φ	4.9	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
74	庄山中継ポンプ場	大津市大江五丁目	6	円形・2.0φ	3.61	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
75	庄山第2中継ポンプ場	大津市大江五丁目	31	円形・2.5φ	4.48	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
76	庄山第3中継ポンプ場	大津市大江六丁目	35	円形・1.5φ	6.6	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
77	蛸田中継ポンプ場	大津市瀬田一丁目	10	円形・1.2φ	4.48	MH	汚水ポンプ (0.4kw) 2台 水位計ほか
78	石山第1中継ポンプ場	大津市石山寺三丁目	600	地上1階 地下3階 4.2×4.4 3.2×4.4	2.0	建屋	汚水ポンプ (37kw) 2台、汚水ポンプ (55kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 2台 破砕機 (3.7kw) 2台 自家発電機 (250kVA) 1台 水位計 1階機器搬入用手动クレーン1t 地下3階ポンプ用手动クレーン1t 地下3階活性炭用手动クレーン1t ほか
79	石山第2中継ポンプ場	大津市瀬田五丁目	75	円形・4.4φ	8.08	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
80	石山第3中継ポンプ場	大津市南郷一丁目	50	円形・5.0φ	6.21	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水中攪拌機 (1.1kw) 1台 水位計ほか
81	寺辺第5中継ポンプ場	大津市石山寺四丁目	39	円形・1.5φ	2.73	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
82	千町中継ポンプ場	大津市千町二丁目	48	角形・5.0×1.9	5.45	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
83	湖南台中継ポンプ場	大津市稲津三丁目	310	円形・7.0φ	15.2	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
84	田上第1中継ポンプ場	大津市黒津三丁目	28	円形・5.0φ	7.0	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水中攪拌機 (1.5kw) 1台 水位計ほか
85	田上第2中継ポンプ場	大津市里三丁目	550	地上1階 地下3階 2.9×5.8 3.9×5.8	4.25	建屋	汚水ポンプ (55kw) 3台 水中攪拌機 (1.1kw) 2台 破砕機 (3.7kw) 2台 自家発電機 (300kVA) 1台 水位計 1階機器搬入用電動クレーン2t 地下3階ポンプ用手动クレーン2t ほか
86	田上第3中継ポンプ場	大津市里一丁目	6	円形・2.0φ	6.89	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
87	関津第1中継ポンプ場	大津市関津一丁目	43	円形・2.4φ	4.88	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
88	関津第2中継ポンプ場	大津市関津五丁目	50	円形・1.5φ	5.14	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
89	関津第3中継ポンプ場	大津市関津三丁目	5	円形・1.5φ	3.0	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
90	太子中継ポンプ場	大津市太子一丁目	62	円形・2.4φ	8.77	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水位計ほか
91	堂第1中継ポンプ場	大津市堂二丁目	5	円形・1.5φ	4.96	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
92	堂第2中継ポンプ場	大津市堂二丁目	5	円形・2.4φ	5.43	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか

93	上田上平野中継ポンプ場	大津市平野一丁目	10	円形・2.2φ	9.5	MH	汚水ポンプ (15kw) 2台 水位計ほか
94	桐生中継ポンプ場	大津市桐生三丁目	7.95	円形・1.5φ	5.28	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
95	本山中継ポンプ場	大津市桐生一丁目	29	円形・1.5φ	4.37	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
96	東出中継ポンプ場	大津市桐生一丁目	88	角形・4.0×4.0	3.9	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
97	岡の平中継ポンプ場	大津市南郷六丁目	13	円形・3.2φ	5.32	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水中攪拌機 (0.4kw) 1台 水位計ほか
98	大石中継ポンプ場	大津市大石東六丁目	2,173	地上1階 地下3階 4.1×7.0 (2槽)	4	建屋	汚水ポンプ (75kw) 3台 水中攪拌機 (1.1kw) 2台 破碎機 (7.5kw) 1台 自家発電機 (350kVA) 1台 自動除塵機1台 水位計 硫化水素抑制設備 1階ゲート室側電動クレーン2t 1階ポンプ室側電動クレーン2t 活性炭用手動クレーン1t ほか
99	大石中町中継ポンプ場	大津市大石中一丁目	23	円形・1.5φ	6.33	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
100	大石淀中継ポンプ場	大津市大石淀二丁目	112	円形・2.0φ 円形・2.4φ	9.21 7.63	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
101	中野中継ポンプ場	大津市中野二丁目	192	円形・1.5φ	4.46	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
102	中野第2中継ポンプ場	大津市中野三丁目	51	円形・1.2φ	3.12	MH	真空ポンプ (2.2kw) 2台 真空弁 ユニット4箇所 脱臭装置ほか
103	森中継ポンプ場	大津市森一丁目	12	円形・1.5φ	4.97	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
104	里中継ポンプ場	大津市里五丁目	56	円形・1.5φ	3.3	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
105	羽栗中継ポンプ場	大津市羽栗二丁目	50	円形・1.5φ	4.2	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
106	大萱中継ポンプ場	大津市大萱七丁目	50	円形・1.5φ	3.61	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
107	大萱第2中継ポンプ場	大津市大萱五丁目	28	円形・1.5φ	3.88	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
108	大萱七丁目中継ポンプ場	大津市大萱七丁目	21	円形・2.3φ	12.32	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
109	大谷中継ポンプ場	大津市大谷町	40	円形・2.9φ	6.25	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
110	横木中継ポンプ場	大津市横木二丁目	18	円形・1.5φ	3.5	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
111	吐室No.2	大津市浜大津一丁目ほか	5	1.79×6.47	2.3	吐室	スクリーン (1.5kw) 水位計ほか
112	吐室No.3	大津市中央三丁目ほか	5	1.5×3.5	2.2	吐室	スクリーン (1.5kw) 水位計ほか
113	小野第1中継ポンプ場	大津市小野	1.7	円形・0.9φ	3.4	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
114	小野第2中継ポンプ場	大津市小野	10.15	円形・2.5φ	7.9	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
115	和邇中第1中継ポンプ場	大津市和邇中	3.98	円形・1.5φ	3.7	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
116	和邇中第2中継ポンプ場	大津市和邇中	3.66	円形・1.5φ	2.9	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
117	中浜中継ポンプ場	大津市和邇中浜	17.3	円形・1.5φ	4.4	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
118	今宿第1中継ポンプ場	大津市和邇今宿	10.11	円形・2.5φ	8.4	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
119	南浜第1中継ポンプ場	大津市和邇南浜	2.86	円形・1.2φ	3.0	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
120	栗原第1中継ポンプ場	大津市栗原	2.45	円形・1.2φ	3.0	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
121	栗原第2中継ポンプ場	大津市栗原	2.76	円形・1.2φ	2.7	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
122	栗原第3中継ポンプ場	大津市栗原	3.94	円形・1.5φ	3.3	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
123	高城台第1中継ポンプ場	大津市和邇高城	2.7	円形・1.2φ	2.8	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
124	南船路第1中継ポンプ場	大津市南船路	3.15	円形・1.2φ	5.0	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
125	北船路第1中継ポンプ場	大津市八屋戸	3.92	円形・1.5φ	6.0	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
126	北船路第2中継ポンプ場	大津市八屋戸	2.73	円形・1.5φ	3.5	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
127	北船路第3中継ポンプ場	大津市八屋戸	2.73	円形・1.2φ	3.0	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
128	守山第1中継ポンプ場	大津市八屋戸	2.73	円形・1.2φ	4.7	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
129	守山第2中継ポンプ場	大津市八屋戸	3.99	円形・1.5φ	4.4	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
130	守山第3中継ポンプ場	大津市八屋戸	2.9	円形・1.2φ	3.2	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
131	八屋戸中継ポンプ場	大津市八屋戸	9.16	円形・1.5φ	5.37	MH	汚水ポンプ (7.5kw) 2台 水位計ほか
132	荒川中継ポンプ場	大津市荒川	2.94	円形・1.5φ	3.7	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
133	木戸第1中継ポンプ場	大津市木戸	4.87	円形・1.5φ	5.6	MH	汚水ポンプ (2.2kw) 2台 水位計ほか
134	南比良第1中継ポンプ場	大津市南比良	4.99	円形・1.5φ	4.2	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
135	南比良第2中継ポンプ場	大津市南比良	5.07	円形・1.5φ	5.1	MH	汚水ポンプ (1.5kw) 2台 水位計ほか
136	北比良第1中継ポンプ場	大津市北比良	2.86	円形・1.2φ	4.8	MH	汚水ポンプ (3.7kw) 2台 水位計ほか
137	北比良第2中継ポンプ場	大津市北比良	2.78	円形・1.2φ	2.9	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
138	北比良第3中継ポンプ場	大津市北比良	3.66	円形・1.5φ	5.1	MH	汚水ポンプ (5.5kw) 2台 水位計ほか
139	北比良第4中継ポンプ場	大津市北比良	2.77	円形・1.2φ	2.8	MH	汚水ポンプ (0.75kw) 2台 水位計ほか
140	南小松中継ポンプ場	大津市南小松	833	地上・地下1階 3.3×5.1 4.6×5.1	4.1	建屋	汚水ポンプ (30kw) 2台 破碎機 脱臭ファン 土壌脱臭床 自家発電機 (100kVA) 1階機器搬入用電動クレーン2t 地下2階ポンプ用手動クレーン2t 地下3階破碎機用手動クレーン1t ほか

141	南小松第2中継ポンプ場	大津市南小松	10	円形・1.5φ	4.5	MH	汚水ポンプ（1.5kw）2台 水位計ほか
142	近江舞子中継ポンプ場	大津市南小松	6.23	円形・1.8φ	4.8	MH	汚水ポンプ（7.5kw）2台 水位計ほか
143	北小松第1中継ポンプ場	大津市北小松	2.82	円形・1.2φ	3.5	MH	汚水ポンプ（1.5kw）2台 水位計ほか
144	北小松第2中継ポンプ場	大津市北小松	7.19	円形・1.8φ	4.1	MH	汚水ポンプ（3.7kw）2台 水位計ほか
145	北小松第3中継ポンプ場	大津市北小松	5.37	円形・1.5φ	8.1	MH	汚水ポンプ（11kw）2台 水位計ほか

別添2 処理フロー図



別添 3 流入水実績表

表 1 水量

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間(m3/月)	1,339,860	1,692,120	2,000,670	1,490,050	1,472,250	1,355,920	1,503,080	1,316,480	1,265,200	1,189,320	1,091,830	1,329,080
平均(m3/日)	44,660	54,580	66,690	48,070	47,490	45,200	48,490	43,880	40,810	38,370	38,990	42,870
最大(m3/日)	60,810	91,370	152,820	84,390	84,780	74,290	76,680	63,760	56,830	42,070	52,730	64,180
最小(m3/日)	40,380	43,810	46,110	40,740	39,400	38,200	38,500	38,570	34,970	36,140	34,460	37,210
令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間(m3/月)	1,783,120	1,867,830	2,010,630	2,077,240	1,457,880	1,303,270	1,429,700	1,482,460	1,255,800	1,207,280	1,071,320	1,384,070
平均(m3/日)	59,440	60,250	67,020	67,010	47,030	43,440	46,120	49,420	40,510	38,940	38,260	44,650
最大(m3/日)	109,740	176,030	168,740	115,020	74,220	49,570	69,270	114,610	42,910	45,960	42,850	56,160
最小(m3/日)	47,170	45,560	46,480	47,610	39,700	39,100	39,070	39,870	39,090	35,630	36,350	37,600
令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間(m3/月)	1,584,310	2,021,980	1,900,280	1,575,970	1,593,140	1,305,320	1,509,290	1,331,760	1,244,820	1,267,050	1,306,840	1,773,550
平均(m3/日)	52,810	65,230	63,340	50,840	51,390	43,510	48,690	44,390	40,160	40,870	45,060	57,210
最大(m3/日)	92,690	147,640	164,730	64,790	126,080	51,350	107,250	63,370	49,790	61,230	56,820	121,960
最小(m3/日)	41,150	47,240	47,330	41,530	40,670	38,370	40,360	39,400	37,580	36,090	37,770	44,090
令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間(m3/月)	1,402,620	1,551,580	1,556,450	2,034,600	1,741,770	1,610,950	1,579,340	1,321,730	1,300,830	1,263,710	1,189,250	1,410,310
平均(m3/日)	46,750	50,050	51,880	65,630	56,190	53,700	50,950	44,060	41,960	40,760	42,470	45,490
最大(m3/日)	86,360	62,610	92,430	134,400	104,980	81,690	87,670	58,580	54,590	51,180	50,500	61,320
最小(m3/日)	40,470	43,960	43,010	45,030	46,200	44,780	42,050	40,180	37,860	34,480	38,710	40,160
令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間(m3/月)	1,680,880	2,001,550	1,627,530	1,969,900	2,338,170	1,712,480	1,379,630	1,284,790	1,411,550	1,299,390	1,135,630	1,400,640
平均(m3/日)	56,030	64,570	54,250	63,550	75,420	57,080	44,500	42,830	45,530	41,920	40,560	45,180
最大(m3/日)	157,020	156,150	87,940	122,550	201,570	103,890	62,210	58,740	70,440	56,190	44,000	67,140
最小(m3/日)	42,180	48,330	45,970	44,020	43,550	46,700	40,680	39,380	40,100	38,680	38,780	38,560

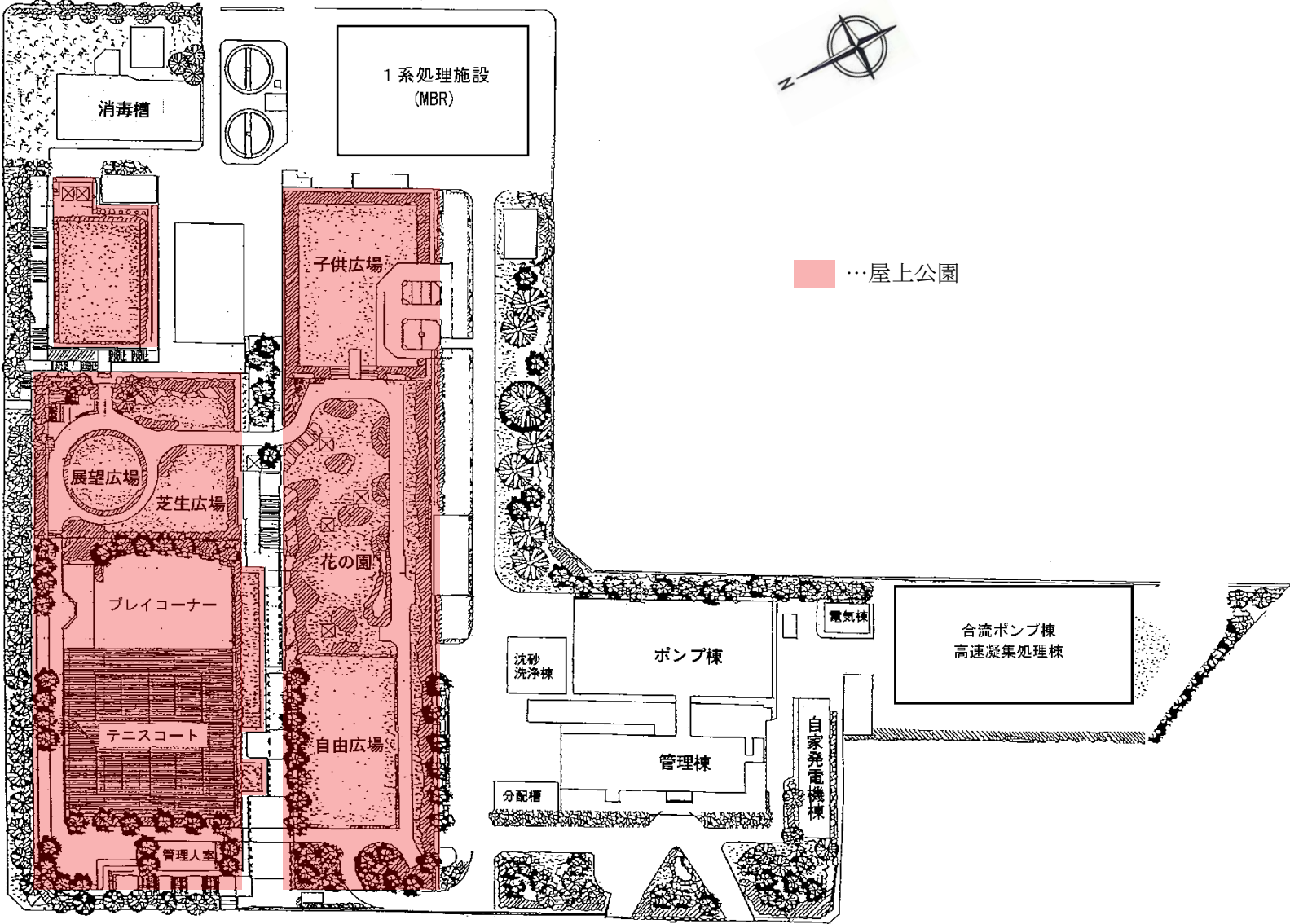
表 2 水質

		実 績 値				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
p H	min	6.8	6.9	6.6	6.5	6.9
	max	7.8	7.5	8.5	7.6	7.9
B O D (mg/ℓ)	min	81.4	67.7	57.7	38.9	53.4
	max	291	307	275	411	212
C O D (mg/ℓ)	min	30.4	47.1	56.7	41.2	42.0
	max	111	121	149	178	166
S S (mg/ℓ)	min	91.5	92.0	61.7	47.0	78.0
	max	298	386	293	565	370
T-N (mg/ℓ)	min	12.4	12.1	14.5	13.3	13.6
	max	32.4	30.3	34.7	40.0	37.0
T-P (mg/ℓ)	min	1.51	1.13	1.64	1.70	1.41
	max	4.30	4.82	6.75	8.76	7.38

別添 4 処理場平面図



別添5 屋上公園配置図



別添 6 主要設備機器一覧

- (1) から (18) まで、大津終末処理場の主要設備を掲げる。
 (19) から (26) まで、建屋を有する中継ポンプ場の主要設備を掲げる。
 (27) 以降、その他の主要設備を掲げる。

(1) 管理棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
流入ゲート 1 号	電動開閉式 幅 1,300mm×高さ 1,600mm	1
流入ゲート 2 号	油圧式	1
粗目除塵機	前面降下前面かき揚げ型 目幅 75mm 0.75kW 200V	1
細目除塵機	背面降下前面かき揚げ型 目幅 25mm 1.5kW 200V	2
揚水ポンプ	22 m ³ /min 14m 75kW 縦軸斜流 電動吐出弁	2
揚水ポンプ	28 m ³ /min 14m 100kW 縦軸斜流 電動吐出弁	2
流量計	超音波式	1
沈砂池	幅 5.6m×長 5.6m×深さ 3.2m	1
揚砂設備	0.5 m ³ /min 19m 36kW 混気ジェットポンプ	1
し渣搬出コンベヤ	ベルト式	3
し渣脱水機	2 t/h 3.7kW 200V	1
し渣ホッパー	4.7 m ³ 油圧式	1
脱臭設備	角形充填塔式生物脱臭装置 100 m ³ /分 脱臭ファン・換気ファン・ミストセパレーター	1
換気設備	排気 200 m ³ /min 70mmAq 11kW	1
空調設備	エアコン 5.5kW× 2	2
	エアコン 7.5kW	1
送風機	風量 165 m ³ /min 3,300V 230kW 多段ターボブロワ	4
中央監視室	監視盤 操作盤 各中継ポンプ場遠方監視装置等一式 (再生水等供給設備の監視盤を含む)	1
高架水槽	8 m ³ 角型 SUS	1
クレーン	沈砂池室電動クレーン 5t	1
	沈砂池室手動クレーン 0.49t	1
	送風機室電動クレーン 2.8t	1
電気室	高圧動力盤	7
	照明変圧器盤	1
	動力変圧器盤	1
	動力主幹盤	2
	照明主幹盤	1
	無停電電源装置	1

	補助継電器盤	3
	コントロールセンタ	3
	プロセスコントローラ盤	1
	ブロワ盤	2
	揚水ポンプ盤	4
	計装盤	1
	壁掛動力操作盤	1
消防用設備等	自動火災報知設備 誘導灯 屋内消火栓 消火ポンプ 消火器具一式 防火扉・煙感知器一式	1
中継端子盤	1系MBR用	1

(2) ポンプ棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
流入ゲート1号	電動開閉式 幅 1,300mm×高さ 1,600mm	1
流入ゲート2号	油圧式	1
粗目除塵機	背面降下前面かき揚げ型 目幅 75mm 1.5kW 200V	1
細目除塵機	前面降下前面かき揚げ型 目幅 16mm 0.75kW 200V 背面降下前面かき揚げ型 目幅 25mm 1.5kW 200V	各 1
汚水ポンプ	22 m ³ /min 15.5m 90kW 縦軸渦巻斜流	4
流量計	超音波式	1
沈砂池	幅 5.6m×長 5.6m×深さ 3.2m	1
揚砂設備	0.5 m ³ /min 19m 36kW 混気ジェットポンプ	1
圧力水ポンプ	150A×100A 2.1 m ³ /min 68m 37kW	2
圧力水タンク	FRP 8 m ³	1
高速ろ過装置	ろ過速度 30 m ³ /min ろ材 特殊化学繊維	1
し渣搬出コンベヤ	ベルト式	1
し渣脱水機	2 t/h 3.7kW 200V	1
換気設備	排気 305 m ³ /min 30mmAq 7.5kW 排気 190 m ³ /min 20mmAq 2.2kW 給気 190 m ³ /min 20mmAq 2.2kW 給気 144 m ³ /min 38mmAq 3.7kW	1 1 1 1
空調設備	エアコン 10.5 kW	1
電気室	引込盤 受電盤 汚水ポンプ主幹盤／ブロワ主幹盤 Ⅱ系水処理施設送り盤 第1汚泥処理棟送り盤／第2汚泥処理棟送り盤 沈砂池動力変圧器盤	1 1 1 1 1 1

	電灯変圧器盤	1
	低圧動力変圧器盤	1
	コンデンサ盤	2
	高圧動力盤	6
	汚水ポンプ変圧器盤	1
	ブロワ変圧器盤	1
	補助継電器盤	1
	コントロールセンタ	1
	無停電電源装置	1
	シーケンサ盤	1
	プロセスコントローラ盤	1
	計装盤	1
消防用設備等	自動火災報知設備 誘導灯 屋内消火栓 消火ポンプ 消火器具一式 防火扉・煙感知器一式 機械排煙設備一式	1
中継端子盤	1系MBR用	1
屋外分電盤	1系MBR用	1

(3) 沈砂洗淨棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
沈砂分離機	スクリーコンベヤ 400φ 4.4 m ³ /h 2.2kW	1
沈砂ホッパー	電動カットゲート式 5 m ³ 1.5kW×2	1

(4) 分配槽

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
分配槽	R C造 幅 5.6m×長 5.6m×深さ 3.2m	1
調整ゲートⅠ系	幅 2,270mm×高 400mm 堰式流量 手動	1
調整ゲートⅡ系	幅 3,730mm×高 400mm 堰式流量 手動	1
流入ゲート	幅 900mm×高 940mm 手動	2

(5) 旧Ⅰ系水処理施設 ※雨水流入の際、簡易放流で使用する可能性あり。

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
Ⅰ系プリアアレ ションタンク	R C造 幅 5.0m×長 60.3m×深さ 4.5m	1
Ⅰ系最初沈殿池	R C造 幅 10.0m×長 27.0m×深さ 3.0m 2槽1池 平行流式矩形	3
初沈汚泥掻寄機	フライト付ダブルチェーン	3
初沈スカムスキマ	自動式パイプスキマ	6

初沈スラム移送ポンプ	1.5 m ³ /min 7.5m	1
流入ゲート	手動	6
流入バypassゲート	手動	1
流出ゲート	手動	3
流出バypassゲート	手動	3
汚泥引抜ゲート	電動	6
初沈汚泥ポンプ	1.8 m ³ /min 9.0m	2
I系生物反応槽 (全面曝気)	R C造 幅7.1m×長36.0m×深さ3.8m 凝集剤添加活性汚泥法	4
散気装置	セラミック板 757枚/池	4
S V I計	MLSS 0～5000 mg/ℓ SV 0～100%	3
D O計	隔膜式	4
I系最終沈殿池	R C造 幅9.6m×長36.0m×深さ3.8m 2槽1池 平行流式矩形	3
終沈汚泥掻寄せ機	フライト付ダブルチェーン	3
返送汚泥ポンプ	12.75 m ³ /min 8m 30kW	2
返送汚泥ポンプ	6.5 m ³ /min 8m 22kW	1
余剰汚泥ポンプ	0.85 m ³ /min 9m 3.7kW	2
テレスコープ弁	電動式	4
流入制水扉	呑口 500mm ストローク 530mm	1 2
pH計	0～14	1
濁度計	0～200 透過光式	1
硫酸ばんど分配槽	アクリル製	1
消泡水ポンプ	0.6 m ³ /min 31m 7.5kW	1
消泡水ストレーナー	0.6 m ³ /min 0.1kW	1
I系脱臭設備	風量 200 m ³ /min 横型2液洗浄式 200mmAq 次亜塩タンク NaOHタンク 注入ポンプ設備	1
I系換気設備	排気 700 m ³ /min 25mmAq 11kW	1
	排気 1300 m ³ /min 20mmAq 37kW	1
	排気 400 m ³ /min 20mmAq 7.5kW	1
I系電気室	照明変圧器盤	1
	動力主幹盤	1
	電灯盤	1
	補助継電器盤	3
	コントロールセンタ	5
	プロセスコントローラ盤	1
	計装盤	1
	UPS	1

	エアコン 7.5kW	1
消防用設備等	消火器具一式	1

(6) II系水処理施設

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
II系最初沈殿池	R C造 幅 4.1m×上槽長 21.25m×下槽長 27.55m×深さ 6.98m 平行流式矩形	10
初沈汚泥掻寄機	チェーンフライント式汚泥掻寄機 上下段2層1水路1駆動	10
初沈スカムスキマ	自動式パイプスキマ	20
初沈スカム移送ポンプ	1.5 m ³ /min 7.5m	2
流入ゲート	手動	20
流入バイパスゲート	電動	1
流出バイパスゲート	電動	1
スカム破砕機	220V 60Hz 3.7kW 処理能力 3.3 m ³ /min	1
初沈汚泥ポンプ	1.8 m ³ /min 9.0m	2
原水移送ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ 4.4 m ³ /min 10m 22kw 1系MBR用	4
原水移送ポンプ 吊上装置	手動チェーンブロック 1.0t 1系MBR用	1
原水移送ポンプ現 場操作盤	1系MBR用	1
原水移送ポンプ設 置水路水位計	1系MBR用	1
II系生物反応槽 (旋回流)	R C造 幅 8.5m×長 36.1m×深さ 9.0m 凝集剤添加担体利用循環式硝化脱窒法 (流入ゲート5台 攪拌機10台 自動スクリーン5台 循環液ポンプ5台)	5
散気装置	セラミック板	5
S V I 計	MLSS 0~5000 mg/l SV 0~100%	5
DO計	隔膜式及びガルバニ式、蛍光式	15
OPR計	隔膜式	5
硫酸ばんど分配槽	アクリル製	1
II系最終沈殿池	R C造 幅 4.1m×上槽長 21.1m×下槽長 31.0m×深さ 7.91m 平行流式矩形	10
終沈汚泥掻寄機	チェーンフライント式汚泥掻寄機 上下段2層1水路1駆動	10
返送汚泥ポンプ	5.8 m ³ /min 8m 15kW	8
余剰汚泥ポンプ	1.5 m ³ /min 9m 5.5kW	2

テレスコープ弁	手動式 有効 300mm 揚程 600m/m	4
流入制水扉	呑口 600mm ストローク 640mm	1 0
pH 計	0～14	1
濁度計	0～200 透過光式	1
処理水再利用ポンプ	0.9 m ³ /min 26m 7.5kW	5
処理水ストレーナー	MAX 265 m ³ /h 0.1kW	2
Ⅱ系脱臭設備	横型充填式生物脱臭装置 風量 48 m ³ /min	1
Ⅱ系換気設備	排気 150 m ³ /min 2.45kPa 11kW	1
	排気 800 m ³ /min 0.69kPa 22kW	2
クレーン	反応槽送水ポンプ用手動クレーン 1t	1
	反応槽攪拌機用電動クレーン 1t	2
	終沈処理水送水ポンプ用電動クレーン 0.5t	1
Ⅱ系電気室	受電盤	1
	動力変圧器盤	1
	コントロールセンタ	1
	電灯分電盤	1
	プロセスコントローラ盤	1
	計装盤	1
	無停電電源装置	1
消防用設備等	消火器具一式	1

(7) リン除去設備

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
硫酸ばんど注入ポンプ	3.18 ℓ/min 400W	1
硫酸ばんど注入ポンプ	3.2 ℓ/min 400W	1
硫酸ばんど注入ポンプ	5.06 ℓ/min 750W	1
硫酸ばんど貯留タンク	25 m ³ FRP 製	2

(8) 水質計器

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
自動採水器	真空ダイヤフラム 透過光式 設置箇所は下記のとおり	8
	流入渠、分配槽、Ⅰ系生物反応槽、Ⅰ系最終沈殿池 Ⅱ系生物反応槽、Ⅱ系最終沈殿池、消毒槽 可搬式自動採水器	
汚泥界面計	超音波式 KL503	1 5

(9) 消毒槽

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
消毒槽	R C造 幅 2.0m×長 30.0m×深さ 2.1m×6水路	1
次亜塩注入ポンプ	420 ml/min×0.2MPa 24W	3
次亜塩タンク	5 m ³ ポリethylene製	1
流量計	開渠用超音波流量計	1
全室素全リン計	TPN-580	1
残留塩素計	YEW RC-400	1
放流ゲート	電動	1
バイパスゲート	電動	1

(10) 重力濃縮槽

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
汚泥濃縮槽	R C造 円形放射流式 (重力式) 径 10m×高さ 3.2m	2
汚泥移送ポンプ	一軸 1 m ³ /min 5.0m 11kW	2
脱臭ファン	35 m ³ /min 410mmAq 7.5kW	1

(11) 混合汚泥貯留棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
混合汚泥貯留槽	5m×16.8m×深さ 4.5m	1
混合汚泥貯留槽 攪拌機	水中ミキサー 羽根径 525φ 5.0kW	2
混合汚泥貯留槽 汚泥移送ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ 200φ×96 m ³ /hr×8m×22kW	2
電気設備	汚泥貯留槽設備制御盤 計装設備	1 1式

(12) 汚泥処理棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
汚泥濃縮機	処理量 60 m ³ /hr×総合出力 7.7kW	2
濃縮汚泥供給ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ 125φ×9.3~30 m ³ /hr×6m×5.5kW	2
汚泥脱水機	二重円筒加圧脱水機 ろ過面積 8 m ² 混合汚泥 高分子凝集 1.0%以下 ろ過速度 135 kg-DS/m ² /時 24.6kW	2
汚泥貯留槽攪拌機	立型ミキサー (2段パドル) 容量 80 m ³ 11kW	2
汚泥供給ポンプ	一軸ねじ式汚泥ポンプ 150φ×30~60 m ³ /hr×19m×11kW	3
汚泥破砕機	自動刃圧調整機能付 (インライン型) 2.46 m ³ /分以上 5.5kW	1
高分子凝集設備	高分子凝集剤供給ポンプ (一軸ねじ式ポンプ) 65φ×45~135 ℓ/min×15m×3.7kW	3
	高分子凝集剤溶解タンク 円筒型鋼板槽 容量 23 m ³ 11kW	2
	高分子凝集剤定量供給機 (空気輸送式可変連続定量供給機) 容量 300 ℓ 4.0 ℓ/min×0.4kW	2
	高分子凝集剤コンテナ (据置式アルミ製コンテナ) 貯留量 1000ℓ	6
ケーキ搬出コンベヤ	無軸スクリー式コンベヤ 8 m ³ /hr	10
ケーキ貯留ホッパー	電動カットゲート式角型ホッパー 10 m ³	2
脱臭設備	充填式生物脱臭装置 114 m ³ /min ミストセパレーター 脱臭ファン カートリッジ式活性炭吸着塔 苛性ソーダ注入ポンプ	1
クレーン	ホッパー室手動クレーン 1t	1
	高分子凝集剤搬入用電動クレーン 1t	2
	機器搬入用電動クレーン 2t	1
	脱水機搬入用手動クレーン 2t	1
電気室	受電盤	1
	照明変圧器盤	1
	動力変圧器盤	1
	動力主幹盤	1
	コントロールセンタ	13
	補助継電器盤	8
	中継継電器盤	1
	汚泥濃縮機動力制御盤 その他	2 1
消防用設備等	自動火災報知設備 誘導灯 屋内消火栓 消火器具一式	1
中継端子盤	1系MBR用	1

(13-1) 自家発電機棟（仮設発電設備含む） ※別添 20「発電機工事概要」を参照のこと。

令和 9 年度

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
消防用設備等	自動火災警報設備 誘導灯 消火器具一式	1
仮設発電設備	可搬式ディーゼル発電機 800kVA	2
	動力変圧器盤（昇圧）	2
	高圧受電盤	1
	断路器盤	1

(13-2) 自家発電機棟（仮設発電設備含む） ※別添 20「発電機工事概要」を参照のこと。

令和 1 0 年～1 2 年度

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
自家発電機	ガスタービン 1,500kVA 6,600V 131A	1
	補機盤	1
	直流電源装置	1
	自動始動盤	1
	発電機盤	1
	地下重油タンク 容量 50kℓ	1
消防用設備等	自動火災警報設備 誘導灯 消火器具一式	1
仮設発電設備	可搬式ディーゼル発電機 800kVA	2
	動力変圧器盤（昇圧）	2
	高圧受電盤	1
	断路器盤	1

(13-3) 自家発電機棟（仮設発電設備含む） ※別添 20「発電機工事概要」を参照のこと。

令和 1 3 年度

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
自家発電機	ガスタービン 1,500kVA 6,600V 131A	2
	補機盤	1
	直流電源装置	2
	自動始動盤	2
	発電機盤	2
	自動同期盤	1
	地下重油タンク 容量 50kℓ	1
消防用設備等	自動火災警報設備 誘導灯 消火器具一式	1
仮設発電設備	可搬式ディーゼル発電機 800kVA	2

(14) 電気棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
電気室	引込盤	1
	受電盤	1
	遮断器盤	4
	コンデンサ盤	3
	高圧動力変圧器盤	1
	ポンプブロー1次盤	1
	200V変圧器盤	1
	プロセスコントローラ盤	2
	中継変換器盤	1
	中継補助継電器盤	1
	壁掛型動力操作盤	1
	壁掛型電灯盤	1
	無停電電源装置（1系MBR用）	1
消防用設備等	消火器具一式	1

(15) 高速凝集沈殿処理棟

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
流入スクリーン	スクリー式スクリーン	1
急速攪拌槽攪拌機	立形2段軸流攪拌機 槽形状 4mW×3mL×6mH 18.5kW	1
注入攪拌槽攪拌機	立形2段軸流攪拌機 槽形状 4mW×3mL×6mH 18.5kW	1
フロック形成槽攪拌機	立形1段軸流攪拌機 槽形状 4mW×3mL×6mH 11kW	1
沈殿ユニット	搔寄機+固液分離 固液分離寸法 6.4mW×5mL×2列 1.5kW	1
循環ポンプ	1.6 m ³ /min 30m 18.5kW	3
マイクロバブル回収装置	液体サイクロン式 1.0～1.6 m ³ /min	3
マイクロバブル供給装置	ホッパー付スクリーフイーター 容量 500ℓ 46.8kg/h 0.75kW	1
無機凝集剤タンク	容量 4 m ³	1
pH調整剤タンク	容量 4 m ³	1
高分子凝集剤溶解供給装置	120 ℓ/min 15.6kW	1
次亜貯留タンク	容量 4 m ³	2
汚泥移送ポンプ	φ150mm×2.5 m ³ /min×6m 5.5kW	2
し渣移送ポンプ	φ100mm×1.3 m ³ /min×7m 3.7kW	2
脱臭装置	自然流通式活性炭吸着塔 52 m ³ /min	1

水位計	レーダー式	4
濁度計	表面散乱形濁度計	2
pH 計	pH 電極形	1
循環汚泥濃度計	電磁式	3
循環汚泥流量計	電磁式	3
分離汚泥濃度測定装置	超音波式	1
クレーン	1 階マイクロサント搬入用電動クレーン 1.5t	1
	地下 2 階凝集剤搬入用電動クレーン 0.5t	1
電気室	高速凝集設備機械 SQC 盤	1
	高速凝集設備中継端子盤	1
	高速凝集沈殿池設備 C/C	8
	高速凝集沈殿池設備補助継電器盤	5
	ブロック形成槽攪拌機インバータ盤	1
	循環ポンプインバータ盤	3
	高速凝集設備計装盤	1
消防用設備等	自動火災報知設備 誘導灯 消火器具一式	1

(16) 合流ポンプ棟

要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
汚水ポンプ	18.9 m ³ /min 16m 75kW 電動吐出弁	3
汚水破砕機	スクリーン付二軸差動式 18.9 m ³ /min 4.1kW	2
雨水破砕機	スクリーン付二軸差動式 41.2 m ³ /min 4.1kW	1
	〃 10.8 m ³ /min 4.1kW	1
雨水ポンプ	20.6 m ³ /min 21.1m 110kW 電動吐出弁	2
雨水ポンプ	5.4 m ³ /min 19.1m 30kW 電動吐出弁	2
汚水流入ゲート	鋳鉄製角形電動ゲート □700	2
雨水流入ゲート	鋳鉄製角形電動ゲート □900	1
雨水流入ゲート	鋳鉄製角形電動ゲート □500	1
クレーン	1 階ゲート室電動クレーン 1t	1
	1 階ポンプ室電動クレーン 5t	1
脱臭装置	活性炭吸着塔 40 m ³ /min	1
	脱臭ファン（汚水系、雨水系） ミストセパレーター	
汚水ポンプ 井攪拌機	水中ミキサー	2
処理水給水ユニット	受水槽付圧力式給水ユニット φ32×0.1 m ³ /min×25m	1

電気室	受電盤	2
	No. 1 400V 系変圧器一次盤/母連盤	1
	No. 2 400V 系変圧器一次盤	1
	400V 系変圧器盤	2
	400V 分電盤	2
	400V 母連盤	1
	200V 動力変圧器盤	1
	照明変圧器盤	1
	汚水ポンプ盤	3
	雨水ポンプインバータ盤	1
	雨水ポンプ盤	4
	ポンプ補機設備コントロールセンタ	3
	ポンプ設備補助継電器盤	5
	ポンプ設備中継端子盤	1
	ポンプ設備計装盤	1
	合流改善コントローラ	2
	無停電電源装置	1
	制御電源分岐盤	1
	接地端子箱	1
消防用設備等	自動火災報知設備 誘導灯 消火器具一式	1

(17) 再生水等供給設備

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
原水ポンプ	0.19 m ³ /min×10m 50A 3.7kW	2
ろ過装置	上向流式高速繊維ろ材ろ過機 0.28 m ² ×1000m/日	1
	ろ過装置動力制御盤	1
再生水タンク	FRP 製 有効容量 5.0 m ³	1
圧力タンク給水ユニット	0.19 m ³ /min×40m 40A 3.7kW (再生水用)	1
	0.19 m ³ /min×40m 40A 3.7kW (下水処理水用)	1
次亜注入装置	0.2m~2.4mL/min ×0.5MPa パルス流量計 80A	1
ポンプ吊上装置	手動式チェンブロック 0.25t	1
組立局舎	分電盤	1
	水質監視装置	1
	再生水用流量計変換器	1
	下水処理水用流量計変換器	1
再生水用流量計	電磁式	1
下水処理水用流量計	電磁式	1
水位計	再生水タンク電極式水位計	1
	塩素混和池電極式水位計	1

(18) 1系水処理施設（1系MBR）

主 要 機 器	型 式 ・ 能 力 等	台数
原水切替弁	鋳鉄製手動外ねじ式仕切弁 $\phi 500\text{mm}$	2
微細目スクリーン	2面ろ過自動除塵機 0.4kw	2
スクリーン井流出ゲート	鋳鉄製手動 500mmH×500mmH	2
し渣脱水機	脱水機構付回転ドラムスクリーン	1
し渣コンテナ	ステンレス製 手押し式	2
無酸素槽攪拌機	縦型低速攪拌機 8.05mW×12.5mL×7.2mH 2.2kw	2
膜ユニット	浸漬型精密ろ過膜 膜面積 900 m ² /台	40
膜ユニット吊上装置	電動チェーンブロック 2.8t	2
膜ろ過ポンプ	横軸渦巻ポンプ $\phi 200$ 9.8 m ³ /min×10m 30kw	3
膜ろ過ポンプ切替弁	手動バタフライ弁 400A	4
呼び水貯水タンク	$\phi 900 \times 2\text{mH}$	2
呼び水貯水タンク止水弁	電動バタフライ弁 400A	4
硝化液循環ポンプ	$\square 600\text{mm} \times 11.5$ m ³ /min	4
膜ろ過流量調整弁	電油操作式バタフライ弁 400A	2
膜ろ過ポンプ吐出弁	電動バタフライ弁 400A	2
薬液注入弁	電動ダイヤフラム弁 250A	4
洗浄薬液排出弁	電動ダイヤフラム弁 200A	2
補助散気装置	メンブレン式散気装置 18.2 m ³ /min	2池
次亜貯留タンク	最大貯留容量 5 m ³	1
次亜移送ポンプ	$\phi 40 \times \phi 40 \times 120\text{L}/\text{min} \times 15\text{m}$	2
希釈水注入ポンプ	片吸込渦巻 $\phi 150 \times \phi 125 \times 5.0\text{L}/\text{min} \times 11\text{m}$ 15kw	2
クエン酸貯留タンク	最大貯留容量 3 m ³	1
クエン酸移送ポンプ	$\phi 40 \times \phi 40 \times 80\text{L}/\text{min} \times 14\text{m}$	2
膜洗浄用送風機	$\phi 250 \times 52.9$ m ³ /min×昇圧 68kPa 110kw	3
補助散気用送風機	$\phi 250 \times 41.9$ m ³ /min×昇圧 68kPa 90kw	1
補助散気用フィルター	処理風量 50 m ³ /min	1
膜洗浄用風量調整弁	電動バタフライ弁 250A	4
補助散気用風量調整弁	電油操作式バタフライ弁 250A	4
メタノール貯留タンク	最大貯留容量 10 m ³	1
メタノール注入ポンプ	$\phi 15 \times 0.9\text{L}/\text{min} \times 1.0\text{MPa}$	2
消泡水ポンプ	40A×32A×0.25L/min×19m	1
給水ユニット	単独交互式 65A×50A×0.6L/min×29m 7.5kw	1
余剰汚泥ポンプ	無閉塞型 $\phi 80 \times 0.65$ m ³ /min×5m	2
余剰汚泥返送切替弁	電動偏心構造弁 $\phi 100$	2
PAC 貯留タンク	最大貯留容量 6 m ³	2
PAC 注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ 15A×0.8L/min	2

活性炭吸着塔	カートリッジ式 21 m ³ /min	1
脱臭ファン	FRP 製ターボファン 21 m ³ /min	1
1 号再利用水送水ポンプ	圧力タンク式給水ユニット ポンプ 3 台 並列交互式 100A×3.0 m ³ /min×31m 18.5kw×3	1
2 号再利用水送水ポンプ	横軸渦巻ポンプ 65A×1.0 m ³ /min×7m 2.2kw	2
膜ユニット手動吊上装置	手動チェンブロック 5.0t	1
受電盤		2
動力変圧器盤		2
動力分岐盤		2
200V 動力変圧器盤		1
照明変圧器盤		1
作業用電源盤		3
原水移送ポンプ動力制御盤		2
前処理設備動力制御盤		1
前処理設備現場操作盤		1
原水移送流量計		1
微細目スクリーン水位計	投込式	2
反応槽 PH 計	浸漬形 0～14pH	2
反応槽 ORP 計	浸漬形 -500～500mV	2
反応槽水位計	投込式	2
反応槽 DO 計	光学式 浸漬形 0～10mg/ℓ	2
反応槽温度計		2
反応槽 MLSS 計	浸漬形 0～20,000mg/ℓ	2
膜洗浄用風量計	オリフィス式 0～60 m ³ /min	4
補助散気用風量計	オリフィス式 0～30 m ³ /min	2
硝化液循環ポンプ流量計		4
硝化液循環ポンプ空気風量計	オリフィス式 0～4 m ³ /min	4
薬液希釈水流量計	電磁式 0～10 m ³ /min	1
洗浄排液流量計	電磁式 0～5 m ³ /min	1
余剰汚泥流量計	電磁式 0～1 m ³ /min	1
膜ろ過水流量計	電磁式 0～15 m ³ /min	2
膜ろ過圧力計	一般形 ダイヤフラム	2
膜洗浄用送風機盤		3
補助散気用送風機盤		1
送風機吐出圧力計	一般形 ダイヤフラム	2
送風機吐出温度計	一般形 0～100℃	2
脱臭・薬液添加設備動力制御盤		1
薬液設備現場操作盤		1
次亜・クエン酸警報盤		1

PAC・メタノール警報盤		1
PAC 注入流量計	電磁式 0～1L/min	1
PAC 貯留タンク水位計	圧力式	2
メタノール流量計	電磁式 0～1.5L/min	1
メタノール貯留槽水位計	圧力式	1
用水設備動力制御盤		1
再利用水送水流量計	電磁式 0～7 m ³ /min	1
処理水濁度計	流通形 0～1 (NTU)	2
処理水槽水位計	圧力式	1
MBR 入出力盤		1
膜分離装置制御盤		2
呼び水タンク水位計		2
薬液洗浄設備制御盤		1
薬液洗浄設備現場操作盤		1
希釈水注入ポンプ制御盤		1
次亜流量計	電磁式 0～0.2 m ³ /min	1
次亜貯留タンク水位計	圧力式	1
クエン酸流量計	電磁式 0～0.6 m ³ /min	1
クエン酸貯留タンク水位計	圧力式	1
接地端子箱	7P+補助 2P	1

(19) 南小松中継ポンプ場

・流入ゲート・粗目スクリーン・破砕機・流出ゲート・チェーンブロック・送水ポンプ ・送水ポンプ吐出弁・ピグ発射装置・仕切ゲート・脱臭ファン・土壌脱臭床 ・柱上気中開閉器・受電盤・変圧器盤・低圧切替盤・補助継電器盤・監視計装盤 ・低圧分岐盤・C C 盤・直流電源盤・自家発電機・照明設備・分電盤・火災報知器盤 ・現場操作盤・水位計・流量計・遠方監視装置
--

(20) 唐崎中継ポンプ場

・流入ゲート・粗目スクリーン・バイパススクリーン・破砕機・流出ゲート ・チェーンブロック・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・水中攪拌機・脱臭ファン ・活性炭吸着塔・燃料小出槽・減圧水槽・冷却水槽・副受水槽・各給排気ファン ・冷却水ポンプ ・柱上気中開閉器・引込盤・受電盤・変圧器盤・低圧主幹盤・C C 盤・補助継電器盤 ・照明設備・直流電源盤・自家発電機・分電盤・火災報知器盤・水位計・流量計 ・遠方監視装置
--

(21) 下阪本第2中継ポンプ場

- ・流入ゲート・流入スクリーン・連絡ゲート・チェーンブロック・水中攪拌機
- ・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・各給排気ファン
- ・低圧配電盤・計器盤・継電器盤・照明設備・汚水ポンプ盤・水位計・流量計
- ・遠方監視装置

(22) 比叡平中継ポンプ場

- ・流入ゲート・粗目スクリーン・バイパススクリーン・破砕機・水中攪拌機
- ・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・脱臭ファン・活性炭吸着塔・チェーンブロック
- ・各給排気ファン・床排水ポンプ
- ・柱上気中開閉器・引込盤・受電盤・変圧器盤・低圧分岐盤・CC盤・補助継電器盤
- ・照明設備・分電盤・自家発電機（可搬式）・火災報知器盤・現場操作盤・水位計
- ・流量計・遠方監視装置

(23) 石山第1中継ポンプ場

- ・流入ゲート・粗目スクリーン・破砕機・搬出入用ホイス・流出ゲート
- ・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・水中攪拌機・連絡ゲート・燃料小出槽・減圧水槽
- ・冷却水槽・副受水槽・冷却水ポンプ・脱臭ファン・活性炭吸着塔・各給排気ファン
- ・柱上気中開閉器・引込盤・受電盤・主変圧器盤・低圧主幹盤・補助継電器盤
- ・直流電源盤・自家発電機・CC盤・照明設備・分電盤・火災報知器盤・現場操作盤
- ・水位計・流量計・遠方監視装置

(24) 大江中継ポンプ場

- ・流入ゲート・粗目スクリーン・破砕機・流出ゲート・バイパスゲート
- ・チェーンブロック・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・連絡ゲート
- ・流量計出口仕切弁・流量計入口仕切弁・流量計バイパス仕切弁
- ・脱臭ファン・各給排気ファン
- ・引込開閉器盤・汚水ポンプ盤・低圧配電盤・動力・計装盤・照明設備
- ・自家発電機（可搬式）・現場操作盤・水位計・流量計・遠方監視装置

(25) 田上第2中継ポンプ場

- ・流入ゲート・スクリーン・破砕機・流出ゲート・チェーンブロック
- ・送水ポンプ・送水ポンプ吐出弁・水中攪拌機・中間ゲート・脱臭ファン
- ・活性炭吸着塔・圧送管仕切弁・各給排気ファン・燃料タンク・燃料移送用電動ポンプ
- ・柱上気中開閉器・受電盤・変圧器盤・補助継電器盤・低圧主幹盤・直流電源盤
- ・計装監視盤・自家発電機・CC盤・照明設備・分電盤・火災報知器盤・現場操作盤
- ・水位計・流量計・遠方監視装置

(26) 大石中継ポンプ場

- ・ No. 1 流入ゲート・ No. 2 流入ゲート・ 粗目スクリーン・ 除塵機・ 破碎機
- ・ 流出ゲート・ 搬出入用ホイス・ チェーンブロック・ 送水ポンプ・ 送水ポンプ吐出弁
- ・ 水中攪拌機・ 脱臭ファン・ 活性炭吸着塔・ 流量計出口仕切弁・ 流量計入口仕切弁
- ・ 流量計バイパス仕切弁・ 圧送管仕切弁・ 各給排気ファン・ 燃料タンク（地下）
- ・ 燃料小出槽・ 燃料移送ポンプ・ 自動給水装置・ 加圧タンク・ 受水槽
- ・ ポンプ室床排水ポンプ・ 湧水ポンプ・ ポリ硫酸第二鉄注入ポンプ
- ・ ポリ硫酸第二鉄貯留タンク
- ・ 柱上気中開閉器・ 受電盤・ 変圧器盤・ 補助継電器盤・ 監視計装盤・ 400V動力盤
- ・ 200V動力盤・ 動力照明盤・ 直流電源盤・ C C盤・ 自家発電機・ 照明設備・ 分電盤
- ・ 火災報知器盤・ 現場操作盤・ 水位計・ 流量計・ 遠方監視装置
- ・ ポリ硫酸第二鉄注入ポンプ制御盤

(27) マンホール中継ポンプ場 ※別添1「中継ポンプ場等一覧」を参照のこと。

- ・ 水中ポンプ・ 水中攪拌機・ 仕切弁（ボール弁）・ 逆止弁・ チェーン・ ガイドパイプ
- ・ 引込開閉器盤・ ポンプ制御盤・ 水位計・ 自動通報装置

(28) 吐室※別添1「中継ポンプ場等一覧」を参照のこと。

- ・ ろ過スクリーン・ 油圧ポンプ・ 電磁弁
- ・ 引込開閉器盤・ 制御盤・ 水位計・ 自動通報装置

(29) 可搬式発電機

- ・ 25kVA(1台)・ 6kVA(3台) ほか

別添 7 中央監視制御設備保守点検業務仕様書

1 総則

本書において「中央監視制御設備」とは、大津終末処理場に設置されている中央監視制御装置及びそれと通信で接続されているすべての装置（大津終末処理場外のものを含む。）を指し、次の用途のものが設置されている。

- （1）場内施設監視制御用 ※（2）～（4）で監視しているものを除く場内施設が監視対象
- （2）汚泥脱水設備監視制御用
- （3）再生水等供給設備監視用
- （4）1系水処理施設（1系MBR）監視制御用
- （5）場外施設監視制御用

2 業務の内容

- （1）対象機器（別紙による。）の精密点検を年1回実施すること。
- （2）指定の定期交換部品を取替えること。
- （3）中央監視制御設備の異常（機器停止、監視操作不能等）の発生を想定した体制を構築すること。
すなわち、中央監視制御設備のない状態での運転計画、緊急連絡の計画、応援体制の計画、すみやかな設備復旧のための計画等を策定し、適宜訓練すること。事象が発生した場合は、速やかに対処すること。

3 精密点検要領

上記2（1）の精密点検の内容は、装置ごとに、次に掲げるものとする。

- （1）LCD監視装置、データベース装置、大型LCD表示装置、帳票編集装置、遠方監視制御装置、コントローラ、シーケンサ、ネットワーク
 - ①システム全体
各部清掃・点検、ファンの清掃、フィルタの清掃、各機械的稼動部分の清掃・点検
 - ②デバイス機器点検
各部注油、機械部分の磨耗状況確認、各機構部の調整
 - ③電源点検
入力電圧・リップル値の確認、測定値の履歴確認
 - ④表示画面の調整
画面表示精度の確認、キーボード・マウス等の確認
 - ⑤機能確認
通信機能の確認、パネル類の確認、故障検出回路による故障検出確認、保護回路による全機能の動作確認、診断プログラムによる入出力装置の確認
- （2）ITV切換装置、操作卓
 - ①制御盤
制御回路の動作状態、伝送特性の測定、映像信号のレベル測定、外観の清掃
 - ②受像装置
受像管の劣化、画面の映像焼付、外部接続部分の装着状態、電源電圧の測定、外観の清掃、コントラストの調整、明るさの調整、同期調整
 - ③操作卓
カメラ選択状態、カメラ切換時のノイズ確認、選択スイッチのランプ球切れ、外部接続部

分の装着状態、電源電圧の測定、拡声装置の調整、集音マイクの調整、外観の清掃

④周辺機器等

アンプの外部接続部分の装着状態、インターホンの動作確認、照明器具の汚損・ランプ球切れ、中継盤の外部接続部分の装着状態

(3) I T Vカメラ

①カメラ

外部接続部分の装着状態、耐振動の確認、映像出力の測定、カメラ供給電圧の測定、ピントの調整、色調の調整

②レンズ

レンズの清掃、ねじ類の増し締め、ズームの調整、フォーカスの調整、絞りの調整

③カメラケース

ワイパの動作確認、曇り防止装置の動作確認、パッキンの汚損確認、冷却ファンの動作確認、スペースヒータの動作確認、外部接続部分の装着状態の確認、外部の清掃

④旋回装置

外部接続部分の装着状態、パッキンの汚損確認、旋回中の動作音確認、電源電圧の測定、垂直動作調整、水平動作調整、外観の清掃

4 定期交換部品

上記2 (2) の指定の定期交換部品は、年度ごとに、次に掲げるものとする。

【令和9年度】

(三菱電機の中央監視装置の関係品)

①スイッチングHUB 2台

②ルータ装置 1台

(日立製作所の中央監視装置の関係品)

①ハードディスク (LCD監視装置用) 2個

②バッテリー (コントローラ盤用) 1個

③PLC電源ユニット (コントローラ盤用・リモートI/O 盤用) 2個

④電源装置 (コントローラ盤用・リモートI/O 盤用) 2個

【令和10年度】

(三菱電機の中央監視装置の関係品)

①HDD (2TB) 8台

②循環ファン 3台

③電源ユニットM2-64P 1台

④電源ユニットM2-61P 11台

⑤電源装置KHNA30F-24C 3台

⑥電源装置KHNA60F-24C 2台

⑦電源装置KHNA90F-24C 3台

⑧スイッチングHUB 1台

(日立製作所の中央監視装置の関係品)

フィルタ (LCD監視装置用) 1式

(東芝の中央監視装置の関係品)

①メモリ保護用バッテリー (LCD監視装置用) 2個

②メモリ保護用バッテリー (コントローラ盤用) 2個

③メモリ保護用バッテリー (No.1 膜分離装置動力制御盤用) 2個

- ④メモリ保護用バッテリー（No.2 膜分離装置動力制御盤用） 2個

【令和11年度】

（三菱電機の中央監視装置の関係品）

- ①筐体前面ファン 4組

- ②筐体後面ファン 4組

- ③メモリバックアップ電池 1台

（東芝の中央監視装置の関係品）

- ①ハードディスク装置 2個

- ②CPU 冷却ファン 2個

- ③エアフィルタ 2個

【令和12年度】

（日立製作所の中央監視装置の関係品）

フィルタ（LCD監視装置用） 1式

（東芝の中央監視装置の関係品）

- ①メモリ保護用バッテリー（LCD監視装置用） 2個

- ②メモリ保護用バッテリー（コントローラ盤用） 2個

- ③メモリ保護用バッテリー（No.1 膜分離装置動力制御盤用） 2個

- ④メモリ保護用バッテリー（No.2 膜分離装置動力制御盤用） 2個

【令和13年度】

（三菱電機の中央監視装置の関係品）

HDD（2TB） 8台

<別紙>精密点検対象機器

中央監視室

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
LCD監視装置（処理場）	MACTUS-570ASX	2組	三菱電機㈱
LCD監視装置（ポンプ場）	MACTUS-360AS	2組	三菱電機㈱
データベース装置	MACTUS-550DB	2組	三菱電機㈱
大型LCD表示装置	PN-HS501（50V型LCD）	4台	三菱電機㈱
帳票編集装置	Endeavor AT997 プリンタLBP852Ci	1組	三菱電機㈱
ITV操作卓	制御用PC Endeavor JA997 制御用モニター 21.5型LCD 表示用PC Endeavor JS200 表示用モニター 28型LCD	1式	三菱電機㈱
ITV切換装置	多重化ユニット U-6040 システムコントローラ R-2200 POE HUB 記録装置 PS302SC-2T02 制御論理部 エンコーダ M7011 電源部	1式	三菱電機㈱
ITVカメラ	CIT7020（複合型一体カメラ） 設置箇所：管理棟屋上	1台	三菱電機㈱
	CIT588（レンズ、ケース、回転台、照明灯含む） 設置箇所：管理棟除塵機付近、ポンプ棟ゲート室、 ポンプ棟沈砂池付近、ポンプ棟除塵機付近	4台	三菱電機㈱
遠方監視コントローラ	MACTUS530GRX	1式	三菱電機㈱
遠方監視制御装置1	MELFLEX340II	1式	三菱電機㈱
遠方監視制御装置2	MACTUS330SRX（I/Fコントローラ1） MACTUS330SRX（I/Fコントローラ2） MACTUS330DAS（TMコントローラ1） MACTUS330DAS（TMコントローラ2）	1式	三菱電機㈱
LCD監視装置（MBR）	FA3100TX model800	2組	㈱東芝
MBR設備コントローラ盤	ユニファイドコントローラ nvシリーズ type1 lightD	2組	㈱東芝

電気棟

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
電気棟コントローラ	MACTUS530GR II ※令和12年度に更新される予定	1式	三菱電機㈱

管理棟

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
管理棟コントローラ 1・2	MACTUS 530GR II ※令和 12 年度に更新される予定	1 式	三菱電機㈱

ポンプ棟

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
ポンプ棟コントローラ 1・2	MACTUS 530GR II ※令和 12 年度に更新される予定	1 式	三菱電機㈱
プロフ設備シーケンサ	MACTUS 330A ※令和 12 年度に更新される予定	1 式	三菱電機㈱
沈砂池設備シーケンサ	MACTUS 330A ※令和 12 年度に更新される予定	1 式	三菱電機㈱

旧 I 系水処理施設

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
I 系水処理コントローラ	MACTUS 530GR II	1 式	三菱電機㈱

II 系水処理施設

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
II 系水処理 コントローラ 1・2・3	MACTUS 530IX	1 式	三菱電機㈱

合流改善水処理施設

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
合流改善設備 コントローラ盤 1・2	MACTUS 530GRX	1 式	三菱電機㈱

汚泥処理棟

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
汚泥処理施設 LCD 監視装置	MD-CCZ	1 台	日立製作所㈱
汚泥処理棟コントローラ盤	CD	1 式	日立製作所㈱
リモート I/O 盤	CD	1 式	日立製作所㈱

1 系水処理施設（1 系 MBR）

機 器 名	機種名・型式	数 量	製造者
MBR 設備入出力盤	ユニファイドコントローラ nv シリーズ type 1 light D	1 式	㈱東芝
1 号膜分離装置コントローラ	ユニファイドコントローラ nv シリーズ type 1 light D	1 組	㈱東芝
2 号膜分離装置コントローラ	ユニファイドコントローラ nv シリーズ type 1 light D	1 組	㈱東芝

別添 8 水質試験業務仕様書

- ① 水質試験は、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水試験方法」に基づき、実施する。
- ② 水質試験は、その内容に応じて必要な知識及び技能を有する者が行う。
- ③ 日常試験 毎日実施する。
- ④ 定期金土日試験 金・土・日の各曜日を月 1 回実施する。
- ⑤ 定期中試験 (平日) 月 2 回実施する。
- ⑥ 定期精密試験 (平日) 月 1 回実施する。
- ⑦ 一般汚泥試験 (平日) 月 1 回実施する。
- ⑧ 雨天時放流水試験 年 5 回実施する。

一降雨量が 10mm から 30mm の雨天時に下記参考書籍による方法により、大津終末処理場の塩素混和池からの排水、高速凝集沈殿処理施設の流入水及び処理水の採水を行い、水質試験を実施する。なお、雨量が 10mm から 30mm の時の採水は 2 回/年以上とし、その他は 30mm 超でも可とする。

《参考》

公益財団法人 下水道新技術推進機構

「合流式下水道改善計画策定のためのモニタリングマニュアル (案)」

国土交通省・地域整備局下水道部

「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」

項目 : 水温、透視度、電気伝導率、pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、大腸菌数

⑨ 24 時間試験

業務履行期間中 1 回実施する。(24 時間試験を実施する年度においては、⑧雨天放流水試験を年 4 回とする。)

晴天時に流入水、Ⅰ系MBR流出水、Ⅱ系最終沈殿池流出水、放流水を毎正時採水し、各々を⑧と同じ項目を試験する。

⑩ 琵琶湖放流先試験

年 2 回 (5 月・1 月) 実施する。

船により、大津終末処理場放流口下流付近 1 箇所、放流口上流 300m 1 箇所、放流口下流 4 箇所の採水を行い、環境庁告示第 59 号 (昭和 46 年 12 月 28 日) に基づき水質試験を実施する。

項目 : 水温、透明度、電気伝導率、pH、SS、BOD、COD、全窒素、全リン、溶存酸素、大腸菌数

⑪ 臨時試験

大津終末処理場及び中継ポンプ場の流入水質の異常時 (突発的なアルカリ性、酸性、BOD・SS 等の高負荷物質の流入) や処理機能の異常時に臨時的に行う試験で、主に一般項目について分析を実施する。

⑫ 環境計量証明事業者による試験

大津終末処理場の流入水、処理水、脱水汚泥、臭気について、別紙 1 から別紙 4 までに掲げる項目と頻度で環境計量証明事業者による測定分析を実施する。(ただし、乙は流入水及び処理水については、水温・pH・電気伝導率・透視度を測定する。)

なお、業務履行期間中に下水道法、水質汚濁防止法及びその他関係法令の改正により、

新規の排出水の規制項目が追加された場合は当該項目を測定分析する。

上記の試験のうち水質に関するものについては、採水日より14日以内に甲へ報告すること。(ダイオキシンを除く)

⑬ その他

④～⑥の放流水について別途、濁度・色度・TOCを測定する。

上記③～⑦の試験項目及び採取箇所は、次のとおりとする。

○：日常試験 (1回/日。ただし、1系・Ⅱ系の各反応槽及び各最終工程水の流出水は1箇所とする。)

◎：定期中試験 (平日2回/月)

●：定期精密試験 (平日1回/月)

☆：定期金土日試験 (金、土、日に各1回/月)

項 目	採水場所 及び 箇所数	流入 1箇所	初沈流入 1箇所	初沈 流出 1箇所	1系		Ⅱ系		放流 1箇所
					反応槽 流出 及び 返送汚泥 2箇所	MBR 流出 2箇所	反応槽 流出 及び 返送汚泥 5箇所	終沈 流出 5箇所	
1	水温	○◎☆●	◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎☆●
2	外観	○◎☆●	◎●	○◎●		○◎●		○◎●	○◎☆●
3	臭気	○◎☆●	◎●	○◎●		○◎●		○◎●	○◎☆●
4	透視度	○◎☆●	◎●	○◎●		○◎●		○◎●	○◎☆●
5	pH	○◎☆●	◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎●	○◎☆●
6	電気伝導率	○◎☆●	◎●	○◎●	○	○◎●	○	○◎●	○◎☆●
7	蒸発残留物	●	●	●		●		●	●
8	強熱減量	●	●	●		●		●	●
9	SS	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
10	BOD	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
11	COD	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
12	全窒素	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
13	ケルゲル窒素	●	●	●		●		●	●
14	アンモニア性窒素	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
15	亜硝酸性窒素	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
16	硝酸性窒素	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
17	全リン	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
18	リン酸イオン 態リン	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
19	大腸菌数	◎ ●							◎ ●
20	残留塩素								○◎☆●
21	C-COD							●	
22	硫酸イオン	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
23	塩素イオン	◎☆●	◎●	◎●		◎●		◎●	◎☆●
24	SV				○◎●		○◎●		

25	MLSS				◎●		◎●		
26	MLVSS				◎●		◎●		
27	溶存酸素				◎●		◎●		

(注) 27 溶存酸素の採水は、反応槽流出水のみとし、返送汚泥を除く。

★：一般汚泥試験（平日 1 回/月）

	生汚泥			余剰汚泥		混合汚泥		
	初沈	重力濃縮槽		重力濃縮槽		汚泥処理棟		
	引抜汚泥	濃縮汚泥	上澄水	濃縮汚泥	上澄水	濃縮汚泥	脱水汚泥	脱水ろ液
蒸発残留物	★	★	★	★	★			★
強熱減量	★	★	★	★	★		★	★
含水率							★	
pH	★	★	★	★	★	★		★
SS			★		★			★
全窒素								★
全リン								★

⑭ 再生水の試験

再生水等供給設備から精製する再生水の水質試験を行う。（頻度は下表による。）

再生水等供給設備の採水口から採水を行い、下表の項目について、水質試験室にて分析を行う。

再生水の水質試験項目及び頻度

試験項目	頻度	水質基準
大腸菌	3 回/月	検出されないこと
外観	3 回/月	不快でないこと
臭気	3 回/月	不快でないこと
pH	3 回/月	水素指数が 5.8 以上 8.6 以下であること
色度 ※	3 回/月	10 度以下であること
濁度 ※	3 回/月	2 度以下であること
残留塩素 ※	3 回/月	遊離残留塩素 0.1mg/L または結合残留塩素 0.4mg/L 以上であること

※デジタルメータによる測定値の記録を毎日行うこと。

別紙 1 (⑫関係)

測定対象試料名と頻度

試料名	時期及び検体数	試料番号	備 考
放流水－ 一般項目等	毎月 1 回 (5, 8, 11, 2 月を除く) 1 回 1 検体 × 21 項目 年間 8 検体	放流水－一般項目等－ 1 ～放流水－一般項目等－ 8	大津終末処理場 放流水
放流水－ 全項目	年 4 回 (5, 8, 11, 2 月の各月) 1 回 1 検体 × 46 項目 年間 4 検体 ただし、ダイオキシンは年間 1 検体	放流水－全項目－ 1 ～放流水－全項目－ 4	
流入水－ 一般項目等	8, 2 月 1 回 1 検体 × 21 項目 年間 2 検体	流入水－一般項目等－ 1 ～流入水－一般項目等－ 2	大津終末処理場
流入水－ 全項目	5, 11 月 1 回 1 検体 × 46 項目 年間 2 検体	流入水－全項目－ 1 ～流入水－全項目－ 2	流入水
汚泥溶出	年 2 回 (4, 10 月) 1 回 1 検体 × 29 項目 年間 2 検体	汚泥溶出 1 ～ 汚泥溶出 2	脱水汚泥
汚泥含有	年 2 回 (4, 10 月) 1 回 1 検体 × 19 項目 年間 2 検体 ただし、ダイオキシンは年間 1 検体	汚泥含有 1 汚泥含有 2	脱水汚泥
汚泥発熱量	年 4 回 (4, 7, 10, 1 月) 1 回 1 検体 × 1 項目 年間 4 検体	汚泥発熱量－ 1 ～汚泥発熱量－ 4	
臭気－ 敷地境界	年 1 回 (5 月) 1 回 6 検体 × 1 項目 年間 6 検体	臭気－敷地境界	屋上公園及び 大津終末処理場 外周 (別紙 4)
臭気－ 脱臭施設	年 4 回 (5, 8, 11, 2 月) 1 回 2 検体 × 4 項目 年間 8 検体	臭気－脱臭施設－ 1 ～ 臭気－脱臭施設－ 4	管理棟、 I 系処理棟、 II 系処理棟、 汚泥処理棟、 合流ポンプ棟、 高速凝集処理棟、 の脱臭施設の 処理前・処理後

別紙 2-1 (⑫関係)

測定項目と頻度、分析方法

《水 質》

分 析 項 目		放流水		流入水		合計回数	分析(検定)方法
		一般項目	全項目	一般項目	全項目		
生物化学的酸素要求量		8	4	2	2	16	JIS K0102-21
化学的酸素要求量		8	4	2	2	16	JIS K0102-17
浮遊物質量		8	4	2	2	16	昭和46年環境庁告示第59号付表7
ケルダール窒素		8	4	2	2	16	JIS K0102-44
アンモニア性窒素		8	4	2	2	16	JIS K0102-42
亜硝酸性窒素		8	4	2	2	16	JIS K0102-43
硝酸性窒素		8	4	2	2	16	JIS K0102-43
燐含有量		8	4	2	2	16	JIS K0102-46
大腸菌数		8	4	2	2	16	昭和37年(厚生省/建設省/令第1号)下水の水質の検査方法に関する省令に規定する方法
一般細菌数		8	4	2	2	16	JIS K0102-72.2
陰イオン界面活性剤		8	4	2	2	16	JIS K0102-30.1
ほう素及びその化合物		8	4	2	2	16	JIS K0102-47
アンチモン含有量		8	4	2	2	16	JIS K0102-62
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		8	4	2	2	16	昭和49年環境庁告示第64号付表4
ダイオキシン類		---	1	---	---	1	JIS K0312
揮発性有機化合物	トリクロロエチレン	---	4	---	2	6	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	ジクロロメタン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	四塩化炭素						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,2-ジクロロエタン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	1,1-ジクロロエチレン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	1,1,1-トリクロロエタン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	ベンゼン						JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.2
農薬	シマジン	---	4	---	2	6	昭和46年環境庁告示第59号付表5.1、5.2
	チオベンカルブ						昭和46年環境庁告示第59号付表5.1、5.2
	チウラム						昭和46年環境庁告示第59号付表4
金属	セレン	---	4	---	2	6	JIS K0102-67
	砒素及びその化合物						JIS K0102-61
	クロム含有量	8	4	2	2	16	JIS K0102-65.1
	亜鉛含有量						JIS K0102-53
	銅含有量						JIS K0102-52.2、52.3、52.4、52.5
	溶解性マンガン含有量						JIS K0102-56.2、56.3、56.4、56.5
	溶解性鉄含有量						JIS K0102-57.2、57.3、57.4
	ニッケル含有量						JIS K0102-59
	鉛及びその化合物						JIS K0102-54
	カドミウム及びその化合物	---	4	---	2	6	JIS K0102-55
	六価クロム化合物	---	4	---	2	6	JIS K0102-65.2.1、65.1
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	---	4	---	2	6	昭和46年環境庁告示第59号付表1
1,4-ジオキサン		---	4	---	2	6	昭和46年環境庁告示第59号付表7
ポリ塩化ビフェニル		---	4	---	2	6	昭和46年環境庁告示第59号付表3、JIS K0093
有機燐化合物		---	4	---	2	6	昭和49年環境庁告示第64号付表1、付表2 JIS K0102-31.1
フェノール類含有量		---	4	---	2	6	JIS K0102-28.1
シアン化合物		---	4	---	2	6	JIS K0102-38.1.2、38.3
ふっ素及びその化合物		---	4	---	2	6	昭和46年環境庁告示第59号付表6 JIS K0102-34.1、34.2

別紙2－2（⑫関係）

測定項目と頻度、分析方法

《汚泥》

分 析 項 目		汚 泥 溶 出		汚 泥 含 有			
		回数	分析(検定)方法	回数	分析(検定)方法		
揮 発 性 有 機 化 合 物	トリクロロエチレン	2	昭和48年環境庁告示 第13号	---			
	テトラクロロエチレン						
	ジクロロメタン						
	四塩化炭素						
	1, 2-ジクロロエタン						
	1, 1-ジクロロエチレン						
	シス-1, 2-ジクロロエチレン						
	1, 1, 1-トリクロロエタン						
	1, 1, 2-トリクロロエタン						
	1, 3-ジクロロプロペン						
	ベンゼン						
農 薬	シマジン	2					
	チオベンカルブ						
	チラウム						
金 属	セレン及びその化合物	2	昭和48年環境庁告示 第13号	2	平成24年環水大水発120725002号 底質調査方法		
	砒素及びその化合物						
	クロム含有量						
	亜鉛含有量						
	銅含有量						
	マンガン含有量						
	鉄含有量						
	ニッケル含有量						
	カドミウム及びその化合物						
	鉛及びその化合物						
	六価クロム化合物						
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物					2	2
	アルキル水銀化合物					2	2
1, 4-ジオキサン	2	---					
ポリ塩化ビフェニル	2	2					
有機燐化合物	2	2					
シアン化合物	2	2					
ふっ素及びその化合物	2	2					
ほう素及びその化合物	2	平成15年環境省告示 第19号	2				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	---	---	2				
ダイオキシン	---	---	1	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル			

《汚泥発熱量》

分 析 項 目	回 数	分析(検定)方法
高 位 発 熱 量	4	下水試験方法

《臭気》

分 析 項 目	敷地境界	脱臭施設	合計回数	分析(検定)方法
臭気指数	6	---	6	平成7年環境庁告示63号別表
臭気強度	6	---	6	6段階臭気強度表示法
メチルメルカプタン	---	8	8	昭和47年環境庁告示9号
硫化水素	---	8	8	
硫化メチル	---	8	8	
二硫化メチル	---	8	8	

別紙 3-1 (12関係)

測定項目と報告下限値

《流入・放流水》

分析項目		単位	報告下限値	有効数字 (桁)	排出基準	分析(検定)方法
生物化学的酸素要求量		mg/ℓ	0.5	3	20	JIS K0102-21
化学的酸素要求量		mg/ℓ	0.5		20	JIS K0102-17
浮遊物質		mg/ℓ	0.1		40	昭和46年環境庁告示第59号付表7
ケルダール窒素		mg/ℓ	0.1		*****	JIS K0102-44
アンモニア性窒素		mg/ℓ	0.01		*****	JIS K0102-42
亜硝酸性窒素		mg/ℓ	0.01		*****	JIS K0102-43
硝酸性窒素		mg/ℓ	0.01		*****	JIS K0102-43
リン含有量		mg/ℓ	0.01		1	JIS K0102-46
大腸菌数		CFU/mℓ	1	2	800	昭和37年(厚生省/建設省/令第1号)下水の水質の検査方法に関する省令に規定する方法
一般細菌数		CFU/mℓ	1		*****	JIS K0102-72.2
陰イオン界面活性剤		mg/ℓ	0.02		*****	JIS K0102-30.1
ほう素及びその化合物		mg/ℓ	0.01		10	JIS K0102-47
アンチモン含有量		mg/ℓ	0.01		0.05	JIS K0102-62
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		mg/ℓ	0.1		20	昭和49年環境庁告示第64号付表4
ダイオキシン類		pg-TEQ/ℓ	0.000001		10	JIS K0312
揮発性有機化合物	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01		0.1	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	テトラクロロエチレン		0.01		0.1	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	ジクロロメタン		0.02		0.2	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	四塩化炭素		0.002		0.02	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,2-ジクロロエタン		0.004		0.04	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	1,1-ジクロロエチレン		0.1		1	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04		0.4	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	1,1,1-トリクロロエタン		0.3		3	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006		0.06	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5
	1,3-ジクロロプロペン		0.002		0.02	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
	ベンゼン		0.01		0.1	JIS K0125-5.1、5.2、5.3.2、5.4.2
農薬	シマジン	mg/ℓ	0.003		0.03	昭和46年環境庁告示第59号付表5.1、5.2
	チオベンカルブ		0.02		0.2	昭和46年環境庁告示第59号付表5.1、5.2
	チウラム		0.006		0.06	昭和46年環境庁告示第59号付表4
金属	セレン	mg/ℓ	0.01		0.1	JIS K0102-67
	砒素及びその化合物		0.005		0.05	JIS K0102-61
	クロム含有量		0.01		0.1	JIS K0102-65.1
	亜鉛含有量		0.01		1	JIS K0102-53
	銅含有量		0.01		1	JIS K0102-52.2、52.3、52.4、52.5
	溶解性マンガン含有量		0.01		10	JIS K0102-56.2、56.3、56.4、56.5
	溶解性鉄含有量		0.01		10	JIS K0102-57.2、57.3、57.4
	ニッケル含有量		0.01		1	JIS K0102-59
	カドミウム及びその化合物		0.01		0.01	JIS K0102-54
	鉛及びその化合物		0.01		0.1	JIS K0102-55
	六価クロム化合物		0.01		0.05	JIS K0102-65.2.1、65.1
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物		0.0005		0.005	昭和46年環境庁告示第59号付表1
1,4-ジオキサン		mg/ℓ	0.05		0.5	昭和46年環境庁告示第59号付表7
ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.001		0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表3 JIS K0093
有機磷化合物		mg/ℓ	0.1		0.1	JIS K0102-31.1
フェノール類含有量		mg/ℓ	0.01		1	JIS K0102-28.1
シアン化合物		mg/ℓ	0.01		0.1	JIS K0102-38.1.2、38.3
ふっ素及びその化合物		mg/ℓ	0.2		8	昭和46年環境庁告示第59号付表6 JIS K0102-34.1、34.2

別紙3-2 (⑫関係)

測定項目と報告下限値

《汚泥溶出》

分析項目		単位	報告下限値	有効数字 (桁)	産廃に係る 判定基準	分析(検定)方法
揮発性有機化合物	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.002	2	0.1	昭和48年環境庁告示 第13号
	テトラクロロエチレン		0.0005		0.1	
	ジクロロメタン		0.002		0.2	
	四塩化炭素		0.0002		0.02	
	1, 2-ジクロロエタン		0.0004		0.04	
	1, 1-ジクロロエチレン		0.002		1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.004		0.4	
	1, 1, 1-トリクロロエタン		0.0005		3	
	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006		0.06	
	1, 3-ジクロロプロペン		0.0002		0.02	
	ベンゼン		0.001		0.1	
農薬	シマジン	mg/ℓ	0.0003	2	0.03	昭和48年環境庁告示 第13号
	チオベンカルブ		0.002		0.2	
	チラウム		0.0006		0.06	
金属	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.002	2	0.3	昭和48年環境庁告示 第13号
	砒素及びその化合物		0.001		0.3	
	亜鉛含有量		0.005		*****	
	銅含有量		0.02		*****	
	カドミウム及びその化合物		0.001		0.09	
	鉛及びその化合物		0.005		0.3	
	六価クロム化合物		0.01		1.5	
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/ℓ	0.0005		0.005	
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	0.0005		検出されないこと	
	1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05		0.5	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.0005	2	0.003	平成15年環境省告示 第19号
	有機燐化合物	mg/ℓ	0.1		1	
	シアン化合物	mg/ℓ	0.05		1	
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	0.08		*****	
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	0.1		*****	

《汚泥含有》

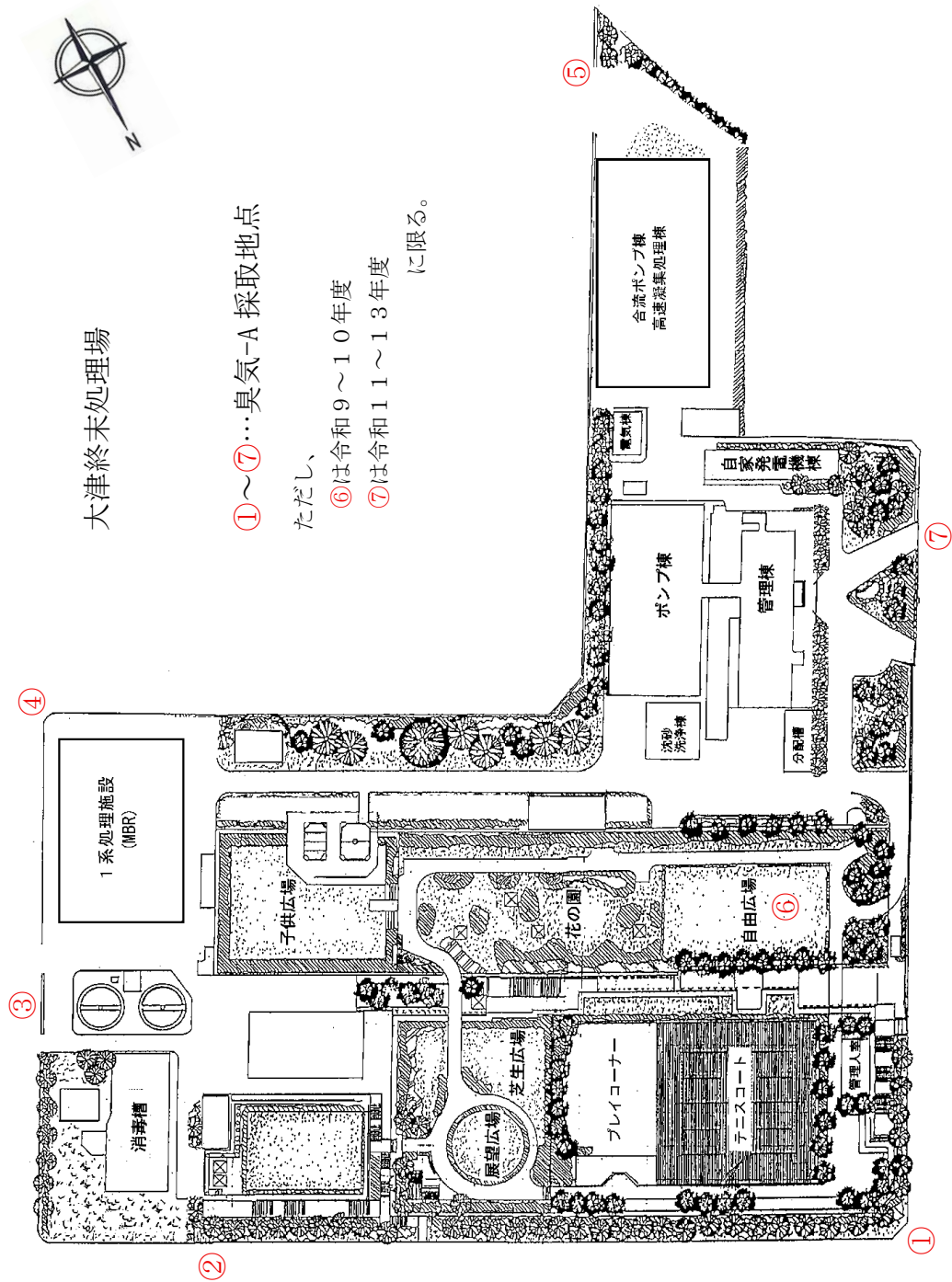
分析項目		単位	報告下限値	有効数字 (桁)	産廃に係る 判定基準	分析(検定)方法
金属	セレン及びその化合物	mg/kg	1	2	/	平成24年環水大水発120725002号
	砒素及びその化合物		0.5			
	クロム含有量		1			
	亜鉛含有量		1			
	銅含有量		1			
	マンガン含有量		1			
	鉄含有量		2			
	ニッケル含有量		2			
	鉛及びその化合物		0.5			
	カドミウム及びその化合物		0.1			
	六価クロム化合物		0.5			
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	mg/kg	0.005			
	アルキル水銀化合物	mg/kg	0.005			
	ポリ塩化ビフェニル	mg/kg	0.01			
	有機燐化合物	mg/kg	0.1	3	/	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル
	シアン化合物	mg/kg	1			
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	5			
	ほう素及びその化合物	mg/kg	5			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/kg	10			
	ダイオキシン	ng-TEQ/g	0.25			

《汚泥発熱量》

分析項目	単位	報告下限値	有効数字 (桁)	規制基準	分析(検定)方法
高位発熱量	J/kg	0.1	2	/	下水試験方法

《臭気》

分析項目	単位	報告下限値	有効数字 (桁)	規制基準	分析(検定)方法
臭気指数	*****	10	2	15	平成7年環境庁告示63号別表
臭気強度	*****	0		2.5	6段階臭気強度表示法
硫化水素	ppm	0.005		0.02	昭和47年環境庁告示第9号別表2
メチルメルカプタン	ppm	0.0005		0.002	
硫化メチル	ppm	0.001		0.01	
二硫化メチル	ppm	0.001		0.009	



別添 9 汚泥及び廃棄物実績表

表 1 汚泥

令和7年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱水汚泥	t	808.48	747.64	702.57	652.46	651.13	637.25	673.82	658.28	689.00	729.34	673.55	762.34
搬出台数	台	144	133	126	116	116	116	122	118	123	130	121	137
令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱水汚泥	t	816.81	754.15	697.78	733.60	662.78	687.43	704.93	728.26	755.07	701.86	671.38	792.04
搬出台数	台	144	133	123	128	117	121	124	130	137	126	124	143
令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱水汚泥	t	778.34	793.98	756.17	707.11	662.31	667.14	685.47	682.71	818.61	882.04	760.88	754.62
搬出台数	台	135	137	130	122	116	115	120	120	144	155	134	134
令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱水汚泥	t	808.86	825.60	799.52	791.50	680.28	649.61	721.01	715.28	852.71	766.12	681.21	815.38
搬出台数	台	139	141	136	134	116	111	124	122	148	130	119	141
令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
脱水汚泥	t	800.39	750.44	774.23	712.82	630.62	614.89	795.25	722.59	835.77	788.05	745.30	896.77
搬出台数	台	141	130	132	122	110	104	132	124	144	135	127	152

表 2 廃棄物

令和7年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
し 渣	t	0.32	0.00	0.40	0.18	0.00	0.00	0.45	0.47	0.70	0.00	0.00	1.25
初沈スカム	t	0.58	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.30	0.00	0.00	0.42	0.00	0.00
沈 砂	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.13
川清掃ゴミ	t	0.00	0.22	0.00	0.23	0.22	0.16	0.09	0.12	0.24	0.16	0.00	0.65
一般ゴミ	t	0.05	0.02	0.04	0.06	0.04	0.04	0.03	0.05	0.07	0.08	0.00	0.08
令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
し 渣	t	0.50	0.35	0.25	0.00	0.40	0.00	0.40	0.27	0.35	0.71	0.00	0.50
初沈スカム	t	0.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
沈 砂	t	0.00	0.00	0.00	3.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
川清掃ゴミ	t	0.00	0.17	0.24	0.08	0.20	0.51	0.30	0.52	0.20	0.00	0.00	0.29
一般ゴミ	t	0.13	0.11	0.03	0.05	0.08	0.00	0.08	0.06	0.06	0.03	0.00	0.10
令和5年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
し 渣	t	0.35	0.30	0.24	0.00	0.22	0.25	0.25	0.57	0.25	0.33	0.00	0.37
初沈スカム	t	0.38	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00
沈 砂	t	0.00	0.00	3.57	0.00	0.00	0.00	2.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
川清掃ゴミ	t	0.20	0.00	0.30	0.25	0.22	0.30	0.18	0.10	0.20	0.00	0.00	0.72
一般ゴミ	t	0.09	0.05	0.08	0.11	0.06	0.05	0.14	0.11	0.02	0.05	0.00	0.10
令和4年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
し 渣	t	0.11	0.27	0.30	0.23	0.28	0.00	0.29	0.00	0.77	0.00	0.47	0.30
初沈スカム	t	0.00	0.00	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00
沈 砂	t	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.60	0.00	0.00	3.50	0.00	0.00	3.31
川清掃ゴミ	t	0.10	0.75	0.61	0.11	0.21	0.50	0.19	0.10	0.20	0.00	0.00	0.20
一般ゴミ	t	0.19	0.15	0.14	0.13	0.10	0.03	0.13	0.05	0.22	0.22	0.06	0.11
令和3年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
し 渣	t	0.38	0.00	0.20	0.00	0.40	0.16	0.37	0.20	0.44	0.27	0.47	0.32
初沈スカム	t	0.00	0.00	0.00	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66	0.00	0.34	0.22
沈 砂	t	0.00	0.00	0.00	5.08	3.27	1.61	1.51	0.00	0.00	0.00	0.00	1.76
川清掃ゴミ	t	0.00	0.26	0.29	0.18	0.00	0.71	0.50	0.45	0.97	0.00	0.00	0.49
一般ゴミ	t	0.00	0.00	0.50	0.90	0.16	0.14	0.22	0.11	0.10	0.03	0.06	0.11

別添 10 脱臭用吸着剤取替業務仕様書

1 業務概要

大津終末処理場及び中継ポンプ場の脱臭用吸着剤の取替え（処分を含む）を行うものである。

2 業務場所

- (1) 大津終末処理場 1系水処理施設
- (2) 大津終末処理場 汚泥処理棟
- (3) 大津終末処理場 合流ポンプ棟
- (4) 大津終末処理場 高速凝集沈殿処理棟
- (5) 比叡平中継ポンプ場
- (6) 田上第2中継ポンプ場
- (7) 唐崎中継ポンプ場
- (8) 大石中継ポンプ場
- (9) 石山第1中継ポンプ場
- (10) 中野第2中継ポンプ場

3 業務内容

- (1) 脱臭設備の概要は「別紙 脱臭設備一覧」のとおり。
- (2) 取替の頻度は次表のとおり。なお、詳細な取替時期は、水質試験業務の一環として行われる臭気測定、脱臭塔のマノメータ及び場内の他の事業スケジュールを考慮した上で、甲乙協議により決定する。

施 設	頻 度
1系水処理施設	毎年
汚泥処理棟	令和9年度、令和11年度、令和13年度
合流ポンプ棟	令和9年度、令和11年度、令和13年度
高速凝集沈殿処理棟	委託期間中に1回
中継ポンプ場	委託期間中に2回

- (3) 撤去した吸着剤は適切に廃棄処分すること。また、処分施設への運搬は、産業廃棄物収集運搬許可業者が行うものとする。
- (4) 既設吸着剤を撤去後、次表の吸着剤に取替えること。
ただし、次表製品と同等の品質を有するもので、脱臭設備全体の性能を満足し、互換性を有するものであれば、甲の承諾を得て変更してもよい。

施 設	吸 着 剤
大津終末処理場 1 系水処理施設	中性ガス用：扶桑ユニテック㈱F U TカーボンY N 酸性ガス用：扶桑ユニテック㈱F U TカーボンY S 塩基性ガス用：扶桑ユニテック㈱F U TカーボンY A
大津終末処理場 泥処理棟 大津終末処理場 合流ポンプ棟 比叡平中継ポンプ場 田上第 2 中継ポンプ場 唐崎中継ポンプ場 大石中継ポンプ場 石山第 1 中継ポンプ場 中野第 2 中継ポンプ場	中性ガス用：大阪ガスケミカル㈱再生粒状白鷺G S 2 X 4 / 6 G 酸性ガス用：大阪ガスケミカル㈱再生粒状白鷺G H 9 X 4 / 6 G 塩基性ガス用：大阪ガスケミカル㈱再生粒状白鷺G T S X 4 / 6 G
大津終末処理場 高速凝集沈殿処理棟	球状特殊添着炭（活性炭フィルタ (SA フィルタ) に充填されている。）

(5) 測定記録を次のように実施すること。

ア 吸着剤取替の【前・後】に、次の項目を記録すること。

- ①脱臭塔の入口・出口の差圧
- ②脱臭ファンの電流・圧力
- ③臭気分析箇所又はその近傍の温度・湿度

イ 現場で読取り不可の場合、その旨を理由とともに記録すること。

(6) 臭気分析を次のように実施すること。

ア 大津終末処理場 1 系水処理施設、第 2 汚泥処理棟及び合流ポンプ棟において、吸着剤取替【後】に、脱臭塔の入口及び出口で実施すること。

イ 臭気分析の項目は、アンモニア、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチルの 5 物質とする。

ウ 臭気分析の結果は、環境計量証明書として提出すること。

エ 臭気分析の結果は、次表の値を満足しているか確認すること。なお、満足していない場合、その理由を分析し、是正の方法について甲に説明すること。

臭気成分	脱臭設備出口濃度 (ppm)
アンモニア (NH ₃)	1.0 未満
硫化水素 (H ₂ S)	0.02 未満
メチルメルカプタン (MM)	0.002 未満
硫化メチル (DMS)	0.01 未満
二硫化メチル (DMD S)	0.009 未満

(7) 「脱臭塔内」、「ミストセパレーター」及び「エレメント」の清掃を行うこと。

(8) 脱臭塔内の「パッキン」は交換すること。

(9) 作業用電源及び洗浄水は甲の施設から取ってよい。

(10) 搬出入時に、甲の施設の吊上げ設備の使用を認めるが、使用中の故障事故及び使用後の手入れは、すべて乙の負担とする。

4 提出書類（各 1 部）

（1）作業計画書

※産業廃棄物処理に係る契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証の写しを添付すること。

※現場に出入りするすべての事業者と日程調整の上、工程表を作成し添付すること。

※資材置場、作業ヤード、車両の動線・駐車場所を日時と共に図示したものを添付すること。

※提出時、作業計画書の内容について説明すること。

※作業計画書は、作業日までに甲の承諾を受けること。

※甲の確認、乙の修正等の時間を考慮し、十分前もって提出すること。

（2）品質分析報告書

（3）マニフェスト（D、E 票の写し）

（4）作業写真

（5）測定結果書 ※上記 3（5）関係

（6）臭気分析結果書 ※上記 3（6）関係

なお、（2）～（6）の書類は作業報告書としてまとめてもよい。

【別紙 脱臭設備一覧】

1 大津終末処理場 1系水処理施設

① 活性炭吸着塔

- (1) 脱臭方式 乾式吸着塔
(2) 形式 カートリッジ式

種類	寸法(mm)	個数	位置
中性ガス	1,100□ x 360H	1	上段
塩基性ガス	1,100□ x 360H	1	中段
酸性ガス	1,100□ x 360H	1	下段

② 脱臭ファン

- (1) 形式 片吸込ターボファン
(2) 風量 $21 \text{ m}^3/\text{分} \times 2.5 \text{ kPa}$
(3) 電動機 $2.2 \text{ kW} \times 2 \text{ P} \times 400 \text{ V} \times 60 \text{ Hz}$
(4) 材質 FRP

③ ミストセパレーター

- (1) 形式 慣性衝突式
(2) 風量 $21 \text{ m}^3/\text{分}$
(3) 材質 FRP

2 大津終末処理場 汚泥処理棟

① 吸着塔

- (1) 脱臭方式 乾式吸着塔
(2) 形式 立型カートリッジ式
(3) 脱臭塔寸法 (mm) $1,700 \text{ W} \times 4,800 \text{ L} \times 3,350 \text{ H}$
(4) カートリッジ (FRPライニング+S S 400)

種類	寸法(mm)	個数	位置
塩基性ガス	1,500□ x 360H	3	上段
中性ガス	1,500□ x 360H	3	中段
酸性ガス	1,500□ x 360H	3	下段

② 脱臭用ファン

- (1) 形式 片吸込ターボファン
(2) 容量 $57 \text{ m}^3/\text{分} \times 350 \text{ mmAq}$
(3) 電動機 $7.5 \text{ kW} \times 200 \text{ V} \times 60 \text{ Hz}$
(4) 材質 FRP

③ ミストセパレーター

- (1) 形 式 慣性衝突式
 (2) 容 量 $57 \text{ m}^3/\text{分}$
 (3) 材 質 F R P

3 大津終末処理場 合流ポンプ棟

① 吸着塔

- (1) 脱 臭 方 式 乾式吸着塔
 (2) 形 式 立型カートリッジ式

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	1,500□ x 360H	1	上段
塩基性ガス	1,500□ x 360H	1	中段
酸性ガス	1,500□ x 360H	1	下段

② 脱臭用ファン

・汚水系

- (1) 形 式 片吸込ターボファン
 (2) 容 量 $20 \text{ m}^3/\text{分} \times 170\text{mmAq}$
 (3) 電 動 機 $2.2\text{kW} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
 (4) 材 質 F R P

・雨水系

- (1) 形 式 片吸込ターボファン
 (2) 容 量 $20 \text{ m}^3/\text{分} \times 170\text{mmAq}$
 (3) 電 動 機 $2.2\text{kW} \times 400\text{V} \times 60\text{Hz}$
 (4) 材 質 F R P

③ ミストセパレーター

- (1) 形 式 慣性衝突式
 (2) 容 量 $20 \text{ m}^3/\text{分}$
 (3) 材 質 F R P

4 大津終末処理場 高速凝集沈殿処理棟

① 脱臭装置

- (1) 脱 臭 方 式 自然通風式
 (2) 外 形 寸 法(mm) $1150\text{W} \times 1150\text{L} \times 2550\text{H}$
 (3) 処 理 風 量 $52 \text{ m}^3/\text{分}$
 (4) カートリッジ 形状：SA フィルタ
 本数：48 本／段 $\times 2$ (98 本)

- (5) 活 性 炭 球状特殊添着炭
 (6) 活性炭充填量 1.16kg／本
 (7) 材 質 本体：F R P
 カートリッジ：ポリプロピレン
 (8) 数 量 1 基
 (9) 製 造 番 号 K121318（セイコー化工機株式会社製）

5 比叡平中継ポンプ場

① 吸着塔

- (1) 脱 臭 方 式 乾式吸着塔
 (2) 形 式 カートリッジ式
 (3) 脱臭塔寸法 (mm) 800W×800 L×2900H
 (4) カートリッジ (F R Pライニング＋S S 4 0 0)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	600□ x 450H	1	上段
酸性ガス	600□ x 450H	1	中段
塩基性ガス	600□ x 450H	1	下段

6 田上第2中継ポンプ場

① 吸着塔

- (1) 脱 臭 方 式 乾式吸着塔
 (2) 形 式 立形3層充填式 (カートリッジ式)
 (3) 脱臭塔寸法 (mm) 1350W×1350 L×2600H
 (4) カートリッジ (F R Pライニング＋S S 4 0 0)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	1,050□ x 560H	1	上段
塩基性ガス	1,050□ x 660H	1	中段
酸性ガス	1,050□ x 450H	1	下段

7 唐崎中継ポンプ場

① 吸着塔

- (1) 脱 臭 方 式 乾式吸着塔
 (2) 形 式 鋼板製角型カートリッジ式
 (3) 脱臭塔寸法 (mm) 750W×750 L×2280H
 (4) カートリッジ (F R Pライニング＋S S 4 0 0)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	700□ x 400H	1	上段
塩基性ガス	700□ x 550H	1	中段
酸性ガス	700□ x 400H	1	下段

8 大石中継ポンプ場

① 吸着塔

- (1) 脱臭方式 乾式吸着塔
(2) 形 式 カートリッジ式
(3) 脱臭塔寸法 (mm) 1100W×1100L×2600H
(4) カートリッジ (FRPライニング+SS400)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	900□ x 500H	1	上段
塩基性ガス	900□ x 550H	1	中段
酸性ガス	900□ x 500H	1	下段

9 石山第1中継ポンプ場

① 吸着塔

- (1) 脱臭方式 乾式吸着塔
(2) 形 式 カートリッジ式
(3) 脱臭塔寸法 (mm) 1000W×1000L×2280H
(4) カートリッジ (FRPライニング+SS400)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	975□ x 400H	1	上段
塩基性ガス	975□ x 400H	1	中段
酸性ガス	975□ x 400H	1	下段

10 中野第2中継ポンプ場

① 脱臭装置

- (1) 脱臭方式 乾式吸着塔
(2) 形 式 カートリッジ式
(3) カートリッジ (PVC)

種 類	寸 法(mm)	個 数	位 置
中性ガス	φ 370 x 250H	1	上段
塩基性ガス	φ 370 x 250H	1	中段
酸性ガス	φ 370 x 250H	1	下段

別添 11 施設照明器具 L E D 化業務仕様書

- (1) 交換対象の照明器具は次表のとおり。なお、新設器具は L E D 光源とすること。
- (2) 天井埋込型の器具は、既存の埋込穴の寸法を確認の上、可能な限り既存の埋込穴に適合するものを選定すること。
- (3) ポンプ棟 1 階の非常用照明回路は、新規に配線の布設 (VVF1.6mm-2C 天井裏ころがし配線 130m 程度、天井高さ FL+3000mm 程度) を行うこと。また、既設配線のうち撤去が容易なものは撤去すること。既設配線のうち鋼製配管中の電線類で、当該配管からの引抜きにより、当該配管に共入れされている他の電線類を損傷するおそれのあるものは残置し、「廃止」の旨及び「廃止年月日」を表示した札を付すこと。
- (4) 甲乙協議の上で作業日を決定すること。
- (5) 完了報告書 (機器図、写真記録、絶縁抵抗測定結果及び非常用照明の照度測定結果) を提出すること。

表

照明器具の場所・仕様	数量	参考器具型番
管理棟 3 階		
試験室		
FLR40x2 相当 露出型	23	XFX449DHN LE9
FLR40x2 相当 露出型 非常用蓄電池内蔵	7	XDL443DGN LE9
FLR40x1 相当 露出型	3	XFX419DEN LE9
FLR40x1 相当 埋込型	1	XFX419PEN LE9
FL20x1 相当 露出型	1	XFX200AEN LE9
廊下・階段		
FL20x1 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	1	XDL203RGN LE9
管理棟 2 階		
執務室		
FLR40x2 相当 埋込型	21	XFX440VHN LE9
FLR40x2 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	4	XDL443VGN LE9
給湯室		
FL20x1 相当 露出型	1	XFX200AEN LE9
便所・洗面		
FL20x1 相当 ブラケット	2	LGB85042 LE1
FLR40x1 相当 埋込型	3	XFX419REN LE9
ダウンライト φ 150	4	XND1067WWK LE9
廊下・階段		
FL20x1 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	1	XDL203RGN LE9
FLR40x2 相当 埋込型	1	XFX440VHN LE9
管理棟 1 階		
ホール		
FL20x5 相当 埋込型 スクエア 640	4	NNF57500C LT9
非常用照明専用器具 埋込型 スクエア 200	2	NNFB91605C+FK80013

廊下		
FL20x1 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	1	XDL203RGN LE9
中央監視室・電気室		
FHP32x3 相当 埋込型 スクエア 450	18	XLX140UEN LA9
ダウンライト φ 150	11	XND1067WWK LE9
FLR40x1 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	4	XDL413PGN LE9
書庫		
FLR40x1 相当 露出型	4	XFX419DEN LE9
空調機械室・更衣室		
FLR40x1 相当 露出型 壁掛	3	XFX410NEN LE9
FLR40x1 相当 露出型 レースウェイ取付	4	XFX410NEN LE9
渡り廊下		
FL20x2 相当 露出型 非常用蓄電池内蔵 幅 200 以上	2	XDL211DGN LE9
ポンプ棟 1 階		
廊下		
FL20x2 相当 露出型 非常用蓄電池内蔵 幅 200 以上	8	XDL211DGN LE9
階段		
FL20x2 相当 露出型 非常用蓄電池内蔵	1	XDL211AGN LE9
更衣室（元倉庫 1）		
FLR40x2 相当 露出型	1	XFX449DHN LE9
書庫（元倉庫 2）		
FLR40x1 相当 露出型	2	XFX419DEN LE9
会議室・食堂		
FLR40x2 相当 埋込型	15	XFX440VHN LE9
FLR40x2 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	9	XDL443VGN LE9
便所		
FLR40x1 相当 露出型	2	XFX419DEN LE9
FL20x1 相当 ブラケット	4	LGB85042 LE1
給湯室		
FLR40x1 相当 露出型	1	XFX419DEN LE9
作業員控室		
FLR40x2 相当 埋込型	4	XFX440VHN LE9
FLR40x2 相当 埋込型 非常用蓄電池内蔵	2	XDL443VGN LE9
浴室の前室		
FL20x1 相当 露出型	1	XFX200AEN LE9
和室の前室		
FL20x1 相当 露出型	1	XFX200AEN LE9
汚泥処理棟		
監視室		
FLR40x2 相当 埋込型	6	XFX440VHN LE9
FLR40x1 相当 埋込型	2	XFX419REN LE9

別添 12 フロン使用機器保守点検業務仕様書

1 業務目的

フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づき、保守、点検、記録の保存及び漏洩量の報告等を適切に行う。

2 業務内容

- (1) 全ての対象機器について、法令に基づき簡易点検及び記録を行うこと。
- (2) 令和 10 年度及び令和 13 年度において、特定の対象機器について、法令に基づき専門知識を有する者による定期点検及び記録を行うこと。
- (3) 修理等における、冷媒の充填、回収履歴の記録を行うこと。
- (4) フロンの漏えいがあれば、法令に基づき、漏えい量の算定、及び「フロン類算定漏えい量等の報告書」の作成を行うこと。なお、国への報告書の提出は甲が行う。
- (5) 上記(1)～(4)の報告を書面により延滞なく行うこと。
- (6) 対象機器及び点検頻度については、別紙「フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の管理台帳」のとおり。

3 提出書類

- (1) 簡易点検結果報告書 1 部
- (2) 定期点検結果報告書 1 部 ※作業写真を添付のこと。
- (3) 冷媒の充填、回収履歴の報告書 1 部
- (4) フロン類算定漏えい量等の報告書 1 部 ※根拠資料も添付のこと。

別紙 フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の管理台帳(参考)

管理番号	管理部局及び課名		所在		機器の種類・型式番号等		圧縮機を駆動する電動機の定格出力	冷媒として充填されているフロン類の種類	充填されているフロン類の量(初期充填量)	定期点検の頻度	備考・記録事項	
No.	部局名	課名	施設名	設置場所詳細	設備機器名	形式	kW	冷媒番号	kg	頻度	メーカー名等	記録事項
水再生センター001	下水道事業部	水再生センター	水再生センター	管理棟電気室	パッケージエアコン	PA-15DC	5.5×2	R-22		3年に1回以上	三菱電機	平成25年度より休止
水再生センター002	〃	〃	水再生センター	管理棟中央操作室	エアコン(室内ユニット)	FRYJ400PD-C	5.5×2	R-22		3年に1回以上	ダイキン工業	
水再生センター003	〃	〃	水再生センター	管理棟2階事務所	エアコン(室外ユニット)	RXYJ450KD1	5.5×2	R-22		3年に1回以上	ダイキン工業	
水再生センター004	〃	〃	水再生センター	管理棟3階水質試験室	エアコン(室外ユニット)	RXYJ560KD1	7.5	R-22		3年に1回以上	ダイキン工業	
水再生センター005	〃	〃	水再生センター	ポンプ棟1階事務所	エアコン	RZZP80CAT	1.62	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター006	〃	〃	水再生センター	ポンプ棟1階会議室	エアコン	PUHY-P450CM-E1	10.5	R410A		3年に1回以上	三菱電機	
水再生センター007	〃	〃	水再生センター	I系水処理電気室	パッケージエアコン	PA-10DC	7.5	R-22		3年に1回以上	三菱電機	
水再生センター008	〃	〃	水再生センター	II系水処理電気室	パッケージエアコン	RP160AA	3.2	R410A		法定上要しない	三菱電機	H27クロスフィン熱交換器修繕 H29基板、圧縮機交換
水再生センター009	〃	〃	水再生センター	II系水処理電気室	パッケージエアコン	RP160AA	3.2	R410A		法定上要しない	三菱電機	H27クロスフィン熱交換器修繕
水再生センター010	〃	〃	水再生センター	II系水処理電気室	パッケージエアコン	RP160L	4.5	R407C		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター011	〃	〃	水再生センター	汚泥処理棟電気室	パッケージエアコン	RP224BB	3.44	R410A		法定上要しない	三菱電機	
水再生センター012	〃	〃	水再生センター	汚泥処理棟電気室	パッケージエアコン	RP224BB	3.44	R410A		法定上要しない	三菱電機	H28クロスフィン熱交換器修繕
水再生センター013	〃	〃	水再生センター	汚泥処理棟操作室	エアコン	RYP80CAT	1.76	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター014	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZCP224J	4.7	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター015	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZCP224J	4.7	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター016	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZCP224J	4.7	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター017	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZCP224J	4.7	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター018	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZYCP140J	2.9	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター019	〃	〃	水再生センター	合流ポンプ棟電気室	パッケージエアコン(室外機)	RZYCP140J	2.9	R410A		法定上要しない	ダイキン工業	
水再生センター020	〃	〃	水再生センター	管理棟3階水質試験室	冷蔵庫	HR-150ZT	0.21	HFC R134a	0.2	法定上要しない	ホンザキ電機	
水再生センター021	〃	〃	水再生センター	管理棟3階水質試験室	恒温器	HL-2S-CP	0.57	HFC134A		法定上要しない	ヒラサワ	
水再生センター022	〃	〃	水再生センター	流入	自動採水器	LYSAM-S	0.2	R-134A		法定上要しない	エヌケーエス	
水再生センター023	〃	〃	水再生センター	分配槽	自動採水器	LYSAM-S	0.2	R-134A		法定上要しない	エヌケーエス	
水再生センター024	〃	〃	水再生センター	I系初沈	自動採水器	S-6000A-S	0.13	R-134A		法定上要しない	エヌケーエス	
水再生センター025	〃	〃	水再生センター	II系初沈	自動採水器	S-6000A-S	0.13	R-134A		法定上要しない	エヌケーエス	
水再生センター026	〃	〃	水再生センター	放流	自動採水器	LYSAM-SN-J-V	0.2	R-134A	0.3	法定上要しない	エヌケーエス	
水再生センター027	〃	〃	旧皇子山中継ポンプ場	操作室	三菱パッケージエアコン	PAH-8DC	6.37	R-22		法定上要しない	三菱電機	平成28年10月より休止
水再生センター028	〃	〃	水再生センター	汚泥処理棟操作室	パッケージベピコン	POD-15MA	0.5	R407C	0.5	法定上要しない	日立産機システム	
水再生センター029	〃	〃	水再生センター	汚泥処理棟操作室	パッケージベピコン	POD-15MA	0.5	R407C	0.5	法定上要しない	日立産機システム	

別添 13 定期衛生管理業務仕様書

1 業務内容

(1) 弾性床の清掃作業及び剥離洗浄作業

対象箇所：管理棟（3階実験室、廊下及び階段）、ポンプ棟（1階会議室、控室及び廊下）、汚泥処理棟（操作室、廊下及び階段）及び合流改善水処理施設（A階段及びE階段）のビニル系床

- 年6回実施する。内1回は、剥離洗浄作業を行う。
- 剥離洗浄作業実施月は、甲乙協議の上決定する。
- 清掃面積 1回当たり624㎡
- ポンプ棟1階会議室は、会議机及び椅子を移動し清掃すること。
- 弾性床の清掃作業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書(最新版)「第4編第2章第1節 表2.1.1 弾性床 4. 洗浄 a. 表面洗浄」による。
- 弾性床の剥離洗浄作業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書(最新版)「第4編第2章第1節 表2.1.1 弾性床 4. 洗浄 b. 剥離洗浄」による。

(2) 硬質床の清掃作業

対象箇所：管理棟（玄関、廊下及び2階便所）、ポンプ棟（1階便所）及び連絡通路の陶磁器質タイル床

- 年6回実施する。
- 清掃面積 1回当たり115㎡
- 硬質床の清掃作業の内容は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書(最新版)「第4編第2章第1節 表2.1.2 硬質床 4. 洗浄 c. 一般床洗浄」による。

(3) 窓ガラスの清掃作業

対象箇所 上記（1）及び（2）の対象箇所の窓並びに中央監視室の窓

- 年2回実施する。
- 窓ガラスの清掃作業の内容は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書(最新版)「第4編第3章第1節 表3.1.1 窓ガラス(定期清掃)」による。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭を含むものとする。

2 その他

- 作業にあたっての使用器具・薬品等は、品質良好なものとする。
- 休日作業とする。
- 作業完了毎に作業中及び作業完了時の写真を業務報告書に添付すること。
- 窓ガラスの清掃作業において、高所作業を行う場合は、労働安全衛生法を遵守すること。

別添 14 植木剪定等業務仕様書

1 業務の目的

大津終末処理場の敷地内及び各中継ポンプ場内の美化整備を目的とする。

2 業務場所

- (1) 大津終末処理場（処理場内及び屋上公園）
- (2) 旧皇子山中継ポンプ場
- (3) 旧晴嵐中継ポンプ場
- (4) 大江中継ポンプ場
- (5) 石山第1中継ポンプ場
- (6) 田上第2中継ポンプ場
- (7) 大石中継ポンプ場
- (8) 唐崎中継ポンプ場
- (9) 南小松中継ポンプ場
- (10) 勧学中継ポンプ場（マンホール中継ポンプ場）
- (11) 真野中継ポンプ場（マンホール中継ポンプ場）
- (12) 石山第3中継ポンプ場（マンホール中継ポンプ場）
- (13) 旧大鳥居中継ポンプ場
- (14) その他中継ポンプ場

3 業務の内容

上記業務場所において、敷地内の樹木の剪定、生垣・芝生の刈込み、藤棚剪定、収集運搬及び処分を行うものとする。参考数量は下表による。また、令和11年4月より屋上公園全体を廃止するが、景観、安全上支障のある場合、剪定等の対応を行うこと。なお、剪定等の種別は次のとおり。

(1) 高中木剪定（基本剪定）

将来の骨格を決める冬期剪定として行う。

(2) 高中木剪定（軽剪定）

美観、台風対策を主たる目的として行う夏期剪定で、春伸長した枝先を剪定し、樹冠を一定の大きさと形に整える。

(3) 低木整姿

側面の刈込みも含んでおり、高さがある場合でも脚立程度の足場の作業も含まれる。

(4) 生垣

刈込み面は、表裏両面と天端を行う。また、生垣の間に生える雑草にも注意を払い、除去すること。

(5) 芝生

芝生の美観を保ち雑草の発生を抑える目的で行う。

機械刈り A・・・自由広場、花の園、展望広場

機械刈りB・・・子供広場、芝生広場

(6) 藤棚剪定

藤棚の良好な形成を促す目的で行う。

4 現場管理

- (1) 作業中は、既設工作物に支障を及ぼさないよう必要な保護手段を講じなければならない。もし、既設工作物に損害を与えるか、またはやむを得ず一時除去するなどの必要が生じた場合は、甲に報告の上、適切な措置をとらなければならない。
- (2) 現場への一般及び労務者の出入り、監督、風紀、衛生の取り締まり並びに火災その他事故防止について、責任をもって十分に管理しなければならない。

5 作業員

業務遂行にあたり、作業員は造園作業に精通した者とし、造園工等の資格を有する者とする。

6 記録写真

業務の経過がわかるように写真により記録するものとする。

表 参考数量

場 所	樹木剪定						生 垣		芝 生				藤棚剪定	回数
	基本剪定	回数	軽剪定	回数	低木整姿	回数	機械刈り	回数	機械刈りA	回数	機械刈りB	回数		
大津終末処理場	120本	1	310本 140本	1 2	2150m ²	1	530m	2	2032m ²	10	1216m ²	5	-	
旧皇子山中継ポンプ場	-		7本 55本	1 2	78m ²	1	35m	2	-		-		-	
旧晴嵐中継ポンプ場	-		-		-		36m	2	-		-		-	
大江中継ポンプ場	1本	1	-		-		-		-		-		-	
石山第1中継ポンプ場	1本	1	58本	1	6m ²	1	37m	2	-		-		-	
田上第2中継ポンプ場	2本	1	7本	1	10m ²	1	60m	2	-		-		-	
大石中継ポンプ場	1本	1	22本	1	30m ² 228m ²	1 2	147m	2	-		-		-	
唐崎中継ポンプ場	-		38本	1	70m ²	1	30m	2	-		-		-	
南小松中継ポンプ場	-		84本	1	21m ²	1	-		-		-		-	
勸学中継ポンプ場	5本	1	9本	1	138m ²	1	4m	2	-		-		-	
真野中継ポンプ場	-		3本	1	-		18m	2	-		-		18m ²	2
石山第3中継ポンプ場	-		-		-		22m	2	-		-		-	
旧大鳥居中継ポンプ場	-		1本	1	4m ²	1	-		-		-		-	

※表中の回数は1年あたりの回数とする。

※表中の数量は参考数量とし、景観、安全上支障のないように、乙が責任をもって作業箇所、時期及び回数を調整すること。なお、市民要望等により、表中にない中継ポンプ場の剪定等に対応する場合、甲乙協議の上、表中の総数量から著しく乖離しない範囲で対応方法を決定するものとする。

別添 15 周辺清掃業務仕様書

1. 業務範囲

- (1) 清掃の範囲は、大津終末処理場周辺の道、側溝及び相模川とする。
- (2) 除草の範囲は、相模川の緑地帯及び中州、並びに大津終末処理場進入路上のフラワーポットとする。

2. 作業内容

- (1) 道の清掃作業については、ごみ等の収集・運搬・処分とし、道のわきの雑草についても除草を行うこと。
- (2) 側溝の清掃作業については、土砂等の収集・運搬・処分とし、グレーチングを取り外して、作業を行うこと。
- (3) 相模川の清掃作業については、ごみ等の収集・運搬・処分とし、必要な場合は船を用いて作業を行うこと。
- (4) 相模川の緑地帯及びフラワーポット除草作業については、除草・集草・運搬・処分とする。ごみも共に収集・処分すること。

3. 作業実施回数

各清掃作業については、次のとおり実施するものとする。

- | | |
|-----------|------|
| ・周辺道路清掃作業 | 6回／年 |
| ・周辺側溝清掃作業 | 6回／年 |
| ・相模川清掃作業 | 3回／年 |
| ・除草作業 | 1回／年 |

4. その他

- (1) 各作業については、作業の経過（作業前・作業中・作業後）を写真により記録し、写真帳に整理して提出すること。
- (2) 処分については、計量票、マニフェスト等の報告書を提出すること。

別添 16 自家用電気工作物保守点検業務仕様書

1 業務場所

- (1) 大津終末処理場
- (2) 南小松中継ポンプ場
- (3) 唐崎中継ポンプ場
- (4) 比叡平中継ポンプ場
- (5) 石山第1中継ポンプ場
- (6) 田上第2中継ポンプ場
- (7) 大石中継ポンプ場

2 業務内容

電気事業法令、保安規程等に基づき、下記電気設備の「精密点検」を年1回、「日常点検」を月1回、「日常巡視」を適宜行うこと。なお、「精密点検」においては、停電により電気設備を停止させて、接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、保護継電器動作試験、真空遮断器の精密点検（真空度測定、動作特性試験、接触抵抗測定等）、機器銘板読取、外観確認等を行うとともに、活線状態では点検できない充電部の緩みの確認、注油及び清掃を行うこと。ただし、発電機本体の「精密点検」は含まず、発電機周辺機器の「精密点検」を含むものとする。

記

《 大津終末処理場 》

【 電気棟 】

柱上気中開閉器 (7.2kV 300A)	1 台
高圧カットアウト (7.2kV)	3 台
避雷器 (8.4kV 5kA)	3 台
断路器 (7.2kV 400A)	1 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	10 台
真空接触器 (6.6kV 200A 40kA)	3 台
モールド変圧器 (3φ 6600/3300V 1000kVA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210-105V 20kVA)	1 台
過電流継電器	9 台
不足電圧継電器	1 台
地絡過電圧継電器	2 台
地絡方向継電器	6 台
2要素継電器	3 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	20 台
リアクトル (6600V 4.5kVA L=6%)	1 台
リアクトル (6600V 6kVA L=6%)	1 台
コンデンサ (6600V 30kVar)	1 台
コンデンサ (6600V 75kVar)	1 台

コンデンサ (6600V 100kVar)	1 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	5 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	1 2 面

【 管理棟電気室 】

真空接触器 (3.3kV 200A)	1 0 台
気中開閉器 (7.2kV 200A 40kA)	2 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 150kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/210-105V 75kVA)	1 台
地絡過電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	6 台
2要素継電器	6 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	1 4 台
リアクトル (3300V 2.3kVar L=6%)	2 台
リアクトル (3300V 190kVA)	2 台
リアクトル (3300V 145kVA)	2 台
コンデンサ (3300V 25kVar)	2 台
コンデンサ (3300V 20kVar)	8 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	2 系統
接地抵抗測定	5 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	8 面

【 ポンプ棟電気室 】

断路器 (7.2kV 600A 双投形)	1 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	7 台
真空接触器 (3.3/6.6kV 200A 40kA)	1 2 台
気中開閉器 (7.2kV 200A 40kA)	3 台
モールド変圧器 (3φ 6600/3300V 750kVA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/3300V 500kVA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 200kVA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 150kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/210-105V 50kVA)	1 台
過電流継電器	7 台
不足電圧継電器	1 台
地絡過電圧継電器	3 台
地絡方向継電器	1 2 台
3要素継電器	6 台
2要素継電器	2 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	3 1 台
リアクトル (6600V 9.0kVar L=6%)	1 台
リアクトル (6600V 6.0kVar L=6%)	1 台

リアクトル (3300V L=6%)	2 台
リアクトル (3300V 150kVA)	4 台
リアクトル (3300V)	4 台
コンデンサ (6600V 150kVar)	1 台
コンデンサ (6600V 100kVar)	1 台
コンデンサ (3300V 50kVar)	2 台
コンデンサ (3300V 30kVar)	2 台
コンデンサ (3300V 20kVar)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	2 系統
接地抵抗測定	5 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	1 8 面

【 旧 I 系水処理施設電気室 】

気中開閉器 (7.2kV 200A 40kA)	2 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 500kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/210-105V 30kVA)	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	1 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	4 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	2 面

【 II 系水処理施設電気室 】

真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	1 台
気中開閉器 (7.2kV 200A 40kA)	2 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 500kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/210-105V 50kVA)	1 台
複合式保護継電器 (過電流 1 要素、不足電圧 1 要素)	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	3 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	3 面

【 汚泥処理棟電気室 】

避雷器 (8.4kV 5kA)	3 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	1 台
気中開閉器 (7.2kV 200A 40kA)	2 台
モールド変圧器 (3φ 6600/210V 500kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/210-105V 30kVA)	1 台
過電流継電器	3 台
不足電圧継電器	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統

接地抵抗測定	5 極
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	3 面
【 自家発電機棟 令和 1 0 年～1 2 年度 】	
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	1 台
断路器（7.2kV 400A）	2 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡過電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
電力方向継電器	1 台
高压母線（ケーブル耐圧試験を含む）	1 系統
接地抵抗測定	1 式
絶縁抵抗測定	1 式
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	4 面
【 自家発電機棟 令和 1 3 年度 】	
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	2 台
断路器（7.2kV 400A）	3 台
過電流継電器	2 台
不足電圧継電器	2 台
地絡過電圧継電器	2 台
地絡方向継電器	2 台
電力方向継電器	2 台
高压母線（ケーブル耐圧試験を含む）	2 系統
接地抵抗測定	1 式
絶縁抵抗測定	1 式
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	8 面
【 仮設発電設備 令和 9 年～1 2 年度 】	
断路器（7.2kV 400A）	3 台
モールド変圧器（3φ 440/6600V 1000kVA）	2 台
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	1 台
過電流継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
計器用変成器（VT・CT 等）	6 台
高压母線（ケーブル耐圧試験を含む）	2 系統
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	4 面

【 合流ポンプ棟 】

真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	5 台
モールド変圧器 (3φ 6600/420V 750kVA)	2 台
過電流継電器	4 台
不足電圧継電器	2 台
地絡過電圧継電器	2 台
地絡方向継電器	2 台
中性線地絡継電器	3 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	13 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	2 系統
接地抵抗測定	6 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	6 面

【 1 系水処理施設 】

避雷器	2 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	2 台
モールド変圧器 (3φ 420/6600V 750kVA)	2 台
過電流継電器	2 台
不足電圧継電器	2 台
地絡方向継電器	2 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	8 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	7 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	8 面

《 中継ポンプ場 》

【 南小松中継ポンプ場 】

柱上気中開閉器 (7.2kV 300A)	1 台
高圧カットアウト (7.2kV)	3 台
避雷器 (8.4kV 5kA)	3 台
断路器 (7.2kV 200A)	1 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/420V 200kVA)	1 台
モールド変圧器 (1φ 6600/110V 200VA)	1 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	6 極

盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	2 面
【 唐崎中継ポンプ場 】	
柱上気中開閉器（7.2kV 300A）	1 台
高圧カットアウト（7.2kV）	3 台
避雷器（8.4kV 5kA）	3 台
断路器（7.2kV 600A）	1 台
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	1 台
モールド変圧器（3φ 6600/210V 100kVA）	1 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
計器用変成器（VT・CT 等）	4 台
高圧母線（ケーブル耐圧試験を含む）	1 系統
接地抵抗測定	6 極
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	3 面
【 比叡平中継ポンプ場 】	
柱上気中開閉器（7.2kV 300A）	1 台
高圧カットアウト（7.2kV）	3 台
避雷器（8.4kV 5kA）	3 台
断路器（7.2kV 400A）	1 台
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	1 台
モールド変圧器（3φ 6600/210V 150kVA）	1 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
計器用変成器（VT・CT 等）	2 台
高圧母線（ケーブル耐圧試験を含む）	1 系統
接地抵抗測定	6 極
盤内外面点検・清掃（絶縁抵抗測定を含む）	2 面
【 石山第 1 中継ポンプ場 】	
柱上気中開閉器（7.2kV 300A）	1 台
高圧カットアウト（7.2kV）	3 台
避雷器（8.4kV 5kA）	3 台
断路器（7.2kV 600A）	1 台
真空遮断器（7.2kV 600A 12.5kA）	1 台
モールド変圧器（3φ 6600/420V 300kVA）	1 台
過電流継電器	1 台

不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	6 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	3 面

【 田上第 2 中継ポンプ場 】

柱上気中開閉器 (7.2kV 300A)	1 台
高圧カットアウト (7.2kV)	3 台
避雷器 (8.4kV 5kA)	3 台
断路器 (7.2kV 400A)	1 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/420V 300kVA)	1 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	6 極
盤内外面点検・清掃 (絶縁抵抗測定を含む)	3 面

【 大石中継ポンプ場 】

柱上気中開閉器 (7.2kV 300A)	1 台
高圧カットアウト (7.2kV)	3 台
避雷器 (8.4kV 5kA)	3 台
断路器 (7.2kV 400A)	1 台
真空遮断器 (7.2kV 600A 12.5kA)	1 台
モールド変圧器 (3φ 6600/420V 300kVA)	1 台
過電流継電器	1 台
不足電圧継電器	1 台
地絡方向継電器	1 台
中性線地絡継電器	1 台
過電流継電器 (発電機盤)	1 台
不足電圧継電器 (発電機盤)	1 台
過電圧継電器 (発電機盤)	1 台
計器用変成器 (VT・CT 等)	2 台
高圧母線 (ケーブル耐圧試験を含む)	1 系統
接地抵抗測定	9 極

3 提出書類

- (1) 工程表（1 部）
- (2) 点検結果報告書（1 部）
- (3) 点検作業写真（1 部）

4 留意事項

施設の維持管理に支障をきたさないよう万全を期して点検業務を実施すること。

別添 17 防災設備保守点検業務仕様書

1 業務場所

大津終末処理場
旧皇子山中継ポンプ場
旧晴嵐中継ポンプ場
比叡平中継ポンプ場
大江中継ポンプ場
石山第1中継ポンプ場
田上第2中継ポンプ場
大石中継ポンプ場
下阪本第2中継ポンプ場
唐崎中継ポンプ場
南小松中継ポンプ場

2 業務内容

本業務は、「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれらに基づく告示等の定めるところにより、下記の設備の「機器点検」及び「総合点検」を行うこと。対象となる機器は次のとおり。

《 大津終末処理場 》

【 管理棟 】

(1) 自動火災報知設備	
受信機 (P型 1 級)	1 面
差動式分布型感知器	8 個
差動式スポット型感知器	4 1 個
定温式スポット型感知器	1 2 個
煙感知器	4 個
発信機 (P型 1 級)	5 個
音響装置	5 個
常用電源 (交流電源)	1 組
予備電源 (蓄電池)	1 組
(2) 誘導灯	
誘導灯	1 4 灯
(3) 消火器	
粉末消火器 (加圧式)	3 本
粉末消火器 (蓄圧式)	6 本
(4) 屋内消火栓設備	
加圧送水装置	1 組
操作盤	1 面
消火栓	5 組
起動用スイッチ	5 個
表示灯	5 灯
表示盤	1 面
水源	1 組
呼水装置	1 組
放水試験 (総合点検)	1 式
(5) 配線	
配線	1 式

【 ポンプ棟 】

(1) 自動火災報知設備	
受信機 (P型 1 級)	1 面
差動式スポット型感知器	3 5 個
定温式スポット型感知器	3 2 個
煙感知器	1 3 個
発信機 (P型 1 級)	8 個
音響装置	8 個
常用電源 (交流電源)	1 組
予備電源 (蓄電池)	1 組
(2) 誘導灯	
誘導灯	1 2 灯
(3) 消火器	
粉末消火器 (加圧式)	5 本
粉末消火器 (蓄圧式)	6 本
粉末消火器 (車載式)	2 本
(4) 屋内消火栓設備	
加圧送水装置	1 組
操作盤	1 面
消火栓	7 組
起動用スイッチ	7 個
表示灯	7 灯
表示盤	1 面
水源	1 組
呼水装置	1 組
放水試験 (総合点検)	1 式
(5) 配線	
配線	1 式

【 旧 I 系水処理施設 】

(1) 消火器	
粉末消火器 (加圧式)	2 本
粉末消火器 (蓄圧式)	5 本

【 II 系水処理施設 】

(1) 誘導灯	
誘導灯	1 0 灯
(2) 消火器	
粉末消火器 (加圧式)	3 本
粉末消火器 (蓄圧式)	5 本
(3) 配線	
配線	1 式

【 汚泥処理棟 】

(1) 自動火災報知設備	
差動式スポット型感知器	1 9 個
定温式スポット型感知器	2 7 個

煙感知器	3 8個
発信機（P型1級）	6個
音響装置	6個
（2）誘導灯	
誘導灯	1 9灯
（3）消火器	
粉末消火器（加圧式）	5本
粉末消火器（蓄圧式）	7本
（4）屋内消火栓設備	
加圧送水装置	1組
操作盤	1面
消火栓	4組
起動用スイッチ	4個
表示灯	4灯
表示盤	1面
水源	1組
呼水装置	1組
放水試験（総合点検）	1式
（5）配線	
配線	1式
【 自家発電機棟（屋外含む） 】	
（1）自動火災報知設備	
受信機（P型2級）	1面
定温式スポット型感知器	4個
常用電源（交流電源）	1組
予備電源（蓄電池）	1組
（2）誘導灯	
誘導灯	1灯
（3）消火器	
粉末消火器（加圧式）	2本
粉末消火器（蓄圧式）	3本
粉末消火器（車載式）	1本
（4）配線	
配線	1式
【 電気棟 】	
（1）消火器	
粉末消火器（蓄圧式）	2本
【 沈砂洗浄棟 】	
（1）消火器	
粉末消火器（蓄圧式）	1本
【 混合汚泥貯留棟 】	
（1）消火器	
粉末消火器（蓄圧式）	3本

【 屋上公園管理室 】

- | | |
|------------|-----|
| (1) 消火器 | |
| 粉末消火器（蓄圧式） | 1 本 |

【 高速凝集沈殿処理棟 】

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 自動火災報知設備 | |
| 差動式スポット型感知器 | 1 8 個 |
| 定温式スポット型感知器 | 2 1 個 |
| 煙感知器 | 6 個 |
| 発信機（P型1級） | 3 個 |
| 音響装置 | 3 個 |
| (2) 誘導灯 | |
| 誘導灯 | 3 灯 |
| (3) 消火器 | |
| 粉末消火器（蓄圧式） | 5 本 |
| (4) 配線 | |
| 配線 | 1 式 |

【 合流ポンプ棟 】

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 自動火災報知設備 | |
| 差動式スポット型感知器 | 2 4 個 |
| 定温式スポット型感知器 | 3 6 個 |
| 煙感知器 | 1 0 個 |
| 発信機（P型1級） | 8 個 |
| 音響装置 | 1 0 個 |
| (2) 誘導灯 | |
| 誘導灯 | 1 2 灯 |
| (3) 消火器 | |
| 粉末消火器（蓄圧式） | 1 5 本 |
| (4) 配線 | |
| 配線 | 1 式 |

【 皇子山中継ポンプ場 】

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 自動火災報知設備 | |
| 受信機（P型2級） | 1 面 |
| 差動式スポット型感知器 | 8 個 |
| 定温式スポット型感知器 | 8 個 |
| 煙感知器 | 1 6 個 |
| 発信機（P型2級） | 3 個 |
| 音響装置 | 3 個 |
| 常用電源（交流電源） | 1 組 |
| 予備電源（蓄電池） | 1 組 |
| (2) 誘導灯 | |
| 誘導灯 | 6 灯 |
| (3) 消火器 | |
| 粉末消火器（加圧式） | 4 本 |
| 粉末消火器（蓄圧式） | 2 本 |

(4) 配線		
配線		1 式
【 晴嵐中継ポンプ場 】		
(1) 自動火災報知設備		
受信機 (P型 2 級)		1 面
煙感知器		7 個
常用電源 (交流電源)		1 組
予備電源 (蓄電池)		1 組
(2) 誘導灯		
誘導灯		6 灯
(3) 消火器		
粉末消火器 (蓄圧式)		6 本
(4) 配線		
配線		1 式
【 比叡平中継ポンプ場 】		
(1) 自動火災報知設備		
受信機 (P型 2 級)		1 面
煙感知器		2 個
常用電源 (交流電源)		1 組
予備電源 (蓄電池)		1 組
(2) 誘導灯		
誘導灯		7 灯
(3) 消火器		
粉末消火器 (加圧式)		1 本
粉末消火器 (蓄圧式)		6 本
(4) 配線		
配線		1 式
【 大江中継ポンプ場 】		
(1) 誘導灯		
誘導灯		2 灯
(2) 消火器		
粉末消火器 (加圧式)		1 本
粉末消火器 (蓄圧式)		2 本
(3) 配線		
配線		1 式
【 石山第 1 中継ポンプ場 】		
(1) 自動火災報知設備		
受信機 (P型 2 級)		1 面
定温式スポット型感知器		4 個
常用電源 (交流電源)		1 組
予備電源 (蓄電池)		1 組
(2) 誘導灯		
誘導灯		4 灯
(3) 消火器		

粉末消火器（加圧式）	4本
(4) 配線	
配線	1式
【 田上第2中継ポンプ場 】	
(1) 自動火災報知設備	
受信機（P型2級）	1面
定温式スポット型感知器	6個
常用電源（交流電源）	1組
予備電源（蓄電池）	1組
(2) 誘導灯	
誘導灯	5灯
(3) 消火器	
粉末消火器（蓄圧式）	7本
(4) 配線	
配線	1式
【 大石中継ポンプ場 】	
(1) 自動火災報知設備	
受信機（P型1級）	1面
差動式スポット型感知器	5個
定温式スポット型感知器	9個
煙感知器	22個
発信機（P型1級）	7個
音響装置	7個
常用電源（交流電源）	1組
予備電源（蓄電池）	1組
(2) 誘導灯	
誘導灯	14灯
(3) 消火器	
粉末消火器（加圧式）	2本
粉末消火器（蓄圧式）	12本
(4) 配線	
配線	1式
【 下阪本第2中継ポンプ場 】	
(1) 誘導灯	
誘導灯	2灯
(2) 消火器	
粉末消火器（加圧式）	2本
(3) 配線	
配線	1式
【 唐崎中継ポンプ場 】	
(1) 自動火災報知設備	
受信機（P型2級）	1面
定温式スポット型感知器	8個
常用電源（交流電源）	1組

予備電源（蓄電池）	1組
(2) 誘導灯	
誘導灯	4灯
(3) 消火器	
粉末消火器（加圧式）	4本
(4) 配線	
配線	1式

【 南小松中継ポンプ場 】

(1) 自動火災報知設備	
受信機（P型2級）	1面
差動式スポット型感知器	1個
定温式スポット型感知器	2個
煙感知器	3個
常用電源（交流電源）	1組
予備電源（蓄電池）	1組
(2) 誘導灯	
誘導灯	6灯
(3) 消火器	
粉末消火器（蓄圧式）	6本
(4) 配線	
配線	1式

3 各点検業務終了後速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 機器点検結果報告書 1部
- (2) 総合点検結果報告書 1部（令和10年度については、3部とする。）
- (3) 記録写真 各1部

4 その他

点検作業時及び終了後、乙の責任に帰する事故等については、乙の責任と負担により処置すること。

別添 18 屋上公園運営管理業務仕様書

1 業務の目的

水再生センター屋上公園の運営管理

2 業務場所

水再生センター屋上公園（12,541㎡）

- ・管理人室 ・更衣室 ・倉庫 ・テニスコート ・プレイコーナー ・自由広場
- ・花の園 ・子供広場 ・芝生広場 ・展望広場 ・屋外便所 ・付属設備

3 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、乙は甲が定める水再生センター屋上公園運営要綱に基づき本業務を実施するものとする。特に、施設利用者の安全の確保や利便性に配慮し、施設の運営には万全を期すこと。ただし、テニスコート及びプレイコーナーは廃止されており、また、令和11年4月より屋上公園全体を廃止するため、甲の承認の上、当該廃止箇所の管理は定期巡回等の軽易なものとしてよいが、景観、安全等に支障のないようにしなければならない。

(1) 出入口の開閉及び鍵の保管に関すること。

(2) 使用の受付等に関すること。

ア 使用申請の受付

イ 翌月利用分の自由広場の抽選

ウ 予約状況の把握及びキャンセルの受付

(3) 使用許可書の確認に基づく施設の使用許可及び備品の貸し出しに関すること。

(4) 使用状況の確認及び監督指導に関すること。

(5) 備品の管理及び補充に関すること。

ア 備品が故障した時は、乙が修理を行なうこと。

イ 備品が破損し使用不可になった場合は、同等品を購入し補充すること。

(6) 事故、火災、盗難の予防並びに発生時における甲への連絡及び避難誘導、応急措置に関すること。

(7) 地震等の災害後はすみやかに施設の点検を行い、安全が確認できるまで屋上公園の使用を停止すること。

(8) 修繕箇所等維持状況の報告・補修に関すること。

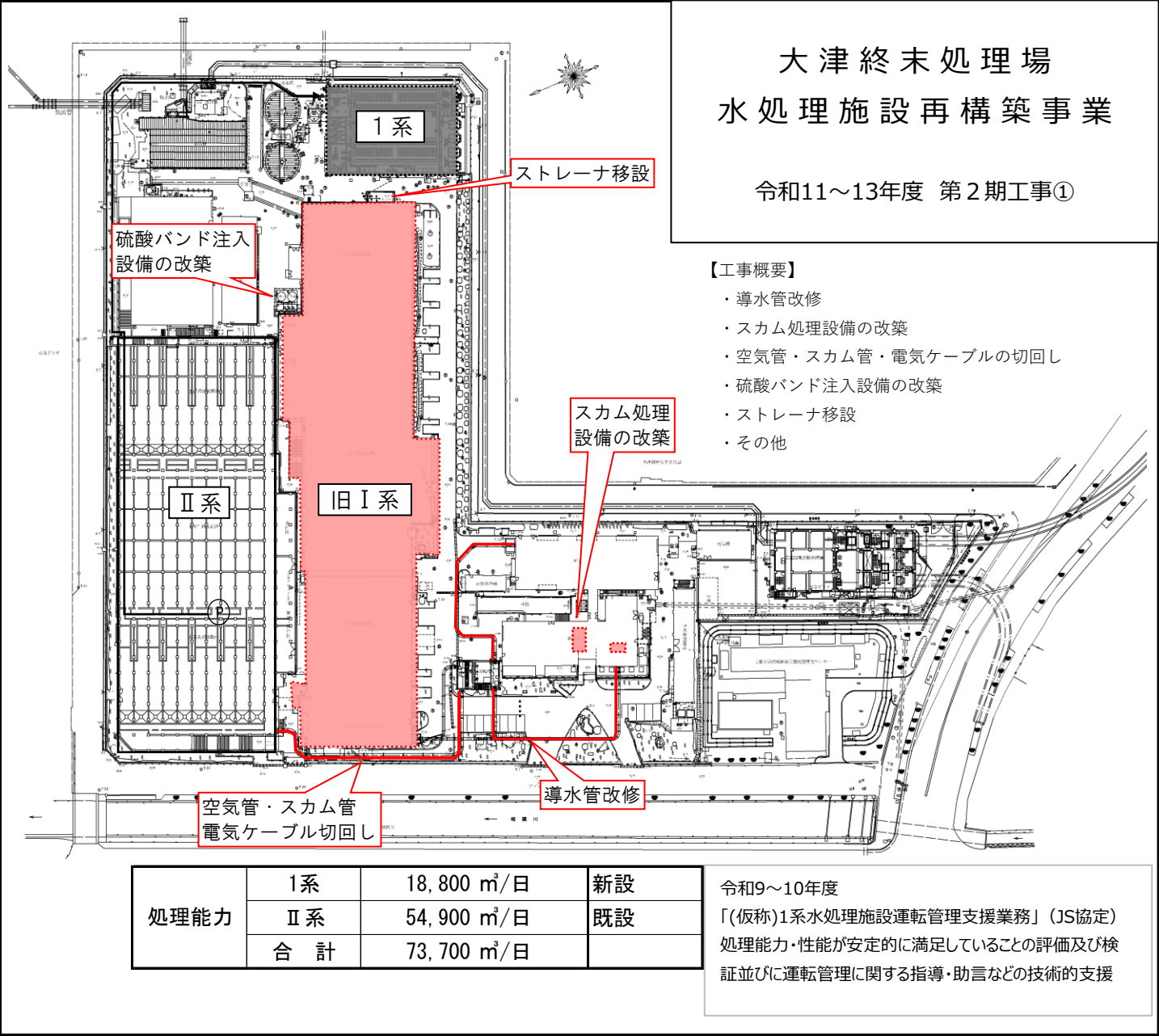
(9) 屋上公園、便所の清掃及びトイレトペーパーの補充並びに雑草の除草に関すること。便所の清掃は週3回（月曜日から金曜日までに祝日がある場合、週2回）以上実施すること。

(10) 屋上公園管理人室用の電話（携帯電話可）を設けること。キャンセル・遅刻の受付、予約方法、

予約状況の確認等の問い合わせに対応すること。

- (11) 開園時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし年末年始（12月29日から1月3日まで）は終日休園とする。
- (12) 甲の発注する工事等により、やむを得ず屋上公園を長期間使用禁止とする場合、甲乙は事前に協議のうえ、業務を変更することができる。

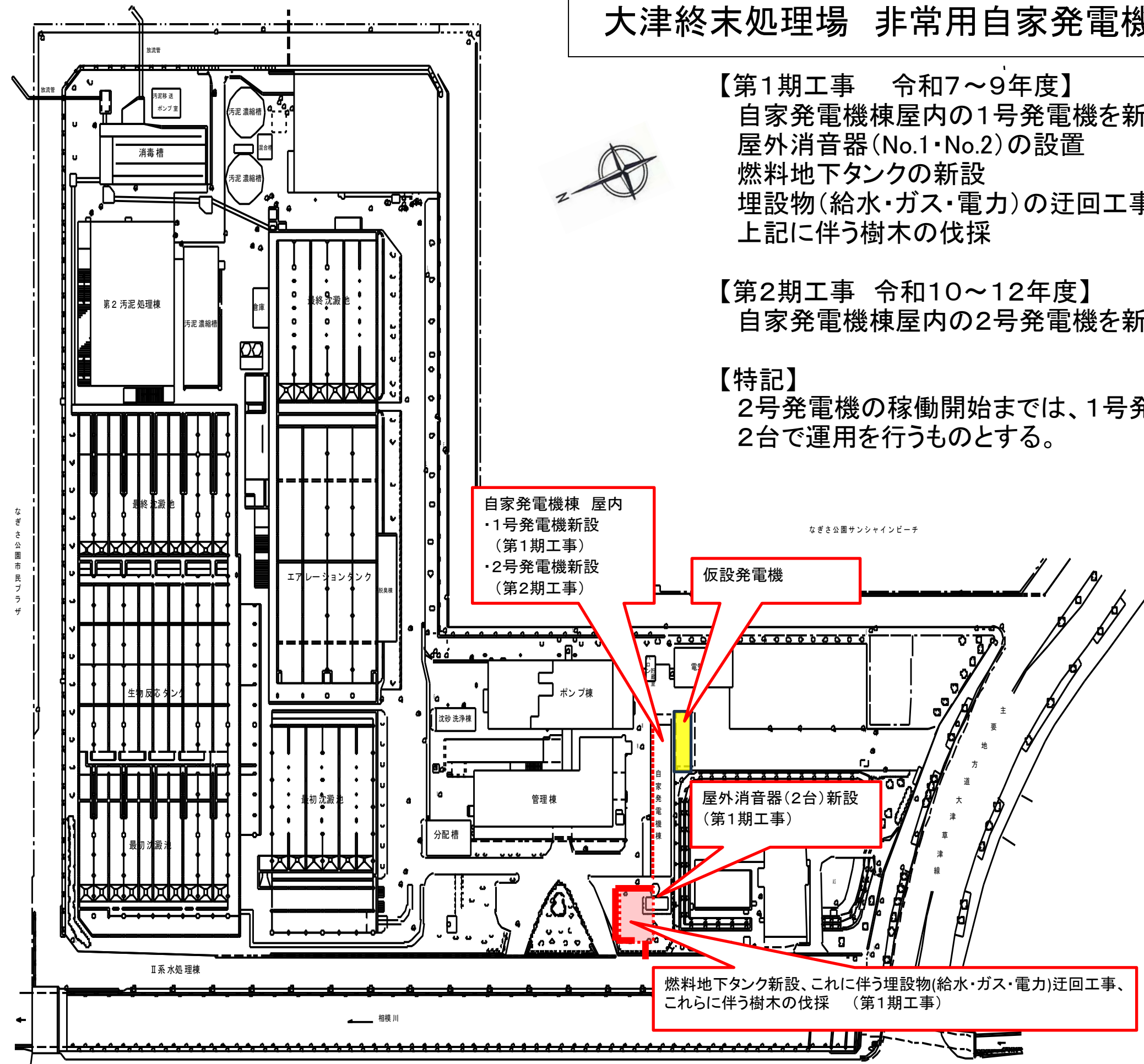
別添19 再構築事業概要



処理能力	Ⅰ系	18,800 m³/日	新設
	Ⅱ系	54,900 m³/日	既設
	合 計	73,700 m³/日	

令和9～10年度
「(仮称)1系水処理施設運転管理支援業務」(JS協定)
処理能力・性能が安定的に満足していることの評価及び検
証並びに運転管理に関する指導・助言などの技術的支援

別添20 発電機工事概要



大津終末処理場 非常用自家発電機設備更新工事

【第1期工事 令和7～9年度】
自家発電機棟屋内の1号発電機を新設
屋外消音器(No.1・No.2)の設置
燃料地下タンクの新設
埋設物(給水・ガス・電力)の迂回工事
上記に伴う樹木の伐採

【第2期工事 令和10～12年度】
自家発電機棟屋内の2号発電機を新設

【特記】
2号発電機の稼働開始までは、1号発電機と仮設発電機の
2台で運用を行うものとする。

自家発電機棟 屋内
・1号発電機新設
(第1期工事)
・2号発電機新設
(第2期工事)

仮設発電機

屋外消音器(2台)新設
(第1期工事)

燃料地下タンク新設、これに伴う埋設物(給水・ガス・電力)迂回工事、
これらに伴う樹木の伐採 (第1期工事)

別添 2 1

下水道管渠施設維持管理業務仕様書

第 1 章 総則

1. 目的

本業務は、大津市企業局（以下「甲」という。）が管理する公共下水道管渠施設、および雨水渠施設（以下「公共下水道管渠施設等」という。）の維持管理業務を一括し、終末処理場運転管理業務と一体的に委託することにより、公共下水道管渠施設等に係る維持管理の効率化を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、甲が発注する委託業務の中の下水道管渠施設維持管理業務（以下「維持管理業務」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書、および図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）との協議により決定する。
- (3) 仕様書等優先順位は、次のとおりとする。なお、最新版に準ずること。

ア. 本仕様書

イ. (社)日本下水道協会

「下水道維持管理指針」2014年9月

「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)」2013年6月

「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」2017年7月

「下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル（案）」2000年12月

ウ. (社)日本下水道管路管理業協会

「下水道管路管理マニュアル」2023年4月

「管きょの修繕に関する設計・施工の手引き（案）」2014年5月

「管路更生の施工に関するQ & A」2018年1月

「下水道管路管理安全衛生管理マニュアル」2021年3月

「下水道管路施設災害復旧支援マニュアル」2018年3月

「下水道管路施設災害復旧支援マニュアル 風水害編」2021年2月

エ. (社)日本管路更生工法品質確保協会

「管路更生工法 施工管理マニュアル」2024年8月

オ. 地方共同法人 日本下水道事業団

「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」2023年3月

カ. 大津市（大津企業局）

「大津市企業局工事一般仕様書」2024年8月

「大津市下水道標準図」2002年4月

「大津市公共下水道台帳（竣工図）作成要綱」2014年9月

キ. 滋賀県（土木交通部、琵琶湖環境部）

「下水道工事用施工管理基準」2026年4月

「一般土木工事等工事必携」2024年3月

「一般土木工事等共通仕様書」2025年10月

「一般土木工事等共通仕様書付則」2025年10月

「設計便覧 下水道編」2026年4月

ク. 国土交通省

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」2025年3月

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監督職員とは、甲の下水道整備課担当職員をいう。

(2) 指示とは、甲の発議により、乙に対し、甲の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(3) 承諾とは、乙の発議により、甲に報告し、甲が了解することをいう。

(4) 協議とは、甲と乙が対等の立場で、合議することをいう。

4. 費用の負担

甲がおこなう業務の履行に関わる費用は、仕様書に明記のないものであっても、原則として乙の負担とする。

5. 各業務数量

各業務については、(別紙1)業務内容一覧表に示す業務を契約期限内におこなうこと。

各業務数量は、規定数量と参考数量を定めている。規定数量は、必ず満たさなければならない数量であるが、参考数量は、設計積算上の数量であるため、その限りではない。

引継期間内に甲乙協議の上、各業務の業務単価を合意すること。合意した業務単価(以下、「合意単価」)を基準に各業務数量との積の合計が契約金額を超えるように業務を遂行すること。参考数量において記載の数量を満たさない場合は、他業務を前倒しでの実施する等により、契約金額を上回る業務量を遂行すること。その内容については、甲と協議すること。

数量の増減による設計変更はおこなわないことを前提に、甲と乙は、1年ごとに業務量の確認作業をおこなう。その他、必要な事項は甲乙協議の上、決定する。

6. 秘密の保持等

(1) 乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 業務の実施により得られた資料、および成果の所有は、甲に帰属するものとし、乙は甲の承諾なくこれらを公表してはならない。

(3) 維持管理業務の中で配布する資料は、個人情報記載されたものが多いため、紛失や漏洩等が無いように十分に注意すること。万一、紛失や過失によるトラブルが生じた場合は、乙の責任で対応すること。

(4) 個人情報取扱特記事項(別紙2-1)、および情報セキュリティに関する特記事項(別紙2-2)の内容を遵守すること。

7. 提出書類

(1) 乙は、契約締結後速やかに次の書類を甲へ提出し、承諾を得たうえで、各業務に着手すること。

ア. 着手届

イ. 監理技術者届、および各業務の酸素欠乏危険作業主任届

ウ. 年間計画工程表、月間計画工程表

エ. 下水道作業従事者証交付申請書

オ. 産業廃棄物処理に係る関係書類

カ. 業務計画書(第三章1.(1)参照)

なお、年間計画工程表は年度初めに毎年提出すること。

月間計画工程表は月初めまでに毎月提出すること。

(2) 提出した書類内容に変更が生じたときは、速やかに変更届を乙に提出すること。

(3) 乙は、着手日から完了日までの期間中、月間計画工程表を毎月甲へ提出すること。月末までに、翌月分の月間計画工程表を提出すること。

(4) 乙は、業務報告書を毎月甲へ提出すること。業務報告書については、以下のものを提出すること。

ア. 工程管理表(計画と実施が対比できるもの)。

イ. 業務実施表(該当月の出来高が一目でわかるもの)。

ウ. 各実施業務の出来高調書、位置図、写真、日報、調査資料や動画データ等。

エ. 請求書(完了検査後)。

(5) 乙は、年度報告書を毎年度末に甲へ提出すること。年度報告書については、以下のものを提出すること。

ア. 各業務における交通誘導員の配置数がわかるもの。

- イ. 各業務における廃棄物の処分量がわかるもの（マニフェスト）。
- ウ. 維持管理資機材費にて購入した材料等がわかるもの。
- エ. 各業務で発見した不良箇所の未対応一覧（対応予定や、優先順位低位等）。
- オ. 4条予算でおこなう業務について、処理区ごとの業務量がわかるもの。
- (6) 前記各項のほか、甲が提出を求めた書類は、速やかに提出すること。
- 8. 官公署等への手続き
 - (1) 乙は、業務の履行期間中、関係官公署およびその他の関係機関との連絡を密に保たなければならない。
 - (2) 乙は、業務の実施にあたり、乙がおこなうべき関係官公署および関係機関への届出等を、乙の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ちその内容を事前に甲に報告すること。
 - (3) 乙は、業務着手前に、必ず所轄警察署長の道路使用許可を受け、甲が求めた際は、その許可書の写しを甲へ提出すること。
- 9. 業務実施体制
 - (1) 乙は、契約締結後、速やかに監理技術者と副監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を定めなければならない。
 - (2) 監理技術者等は、下水道管路施設の維持管理に関する高度な技術、および経験を有する者でなければならない。下水道管路管理技士(下水道管路管理業協会)資格者証、またはこれに相当する経歴書を提出すること。なお、監理技術者等は、管渠清掃、巡視点検、調査業務、および補修業務等の維持管理業務に5年以上従事した経験、技術を有する者とし、かつ、乙の従業員とする。
 - (3) 監理技術者等は、どちらかが平日昼間に業務事務所や作業現場に常駐し、その運営、取締り等、業務全体の統括を担うものとし、甲とは常時連携が取れる体制であること。
 - (4) 監理技術者等は、大津終末処理場運転管理業務における統括責任者と常時連携を取れる体制とすることとし、終末処理場と公共下水道管渠施設等の一体的な管理に努めること。また、業務に従事する者の技術上の指導監督を担うものとする。
 - (5) 乙は、管路内の作業をおこなう場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させた上で、所定の業務に従事させなければならない。
 - (6) 乙は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。
 - (7) 乙は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために十分な作業員を配置しなければならない。
 - (8) 乙は、甲が発行する下水道作業従事者証を常に携帯し、業務に従事しなければならない。作業において、名札を常に身につけ、必要に応じ下水道作業従事者証を提示すること。
- 10. 再委託について
 - (1) 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、請け負わせてはならない。
 - (2) 乙は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手前に再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間、および範囲等について届け出なければならない。
 - (3) 再委託先は、大津市内に本店や営業所を置く作業現場周辺の業者から選定するよう努めること。
 - (4) 甲は、業務の実施にあたって著しく不相当であると認められる再委託先について、変更を命ずることがある。この場合、乙は、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 11. 地元住民等との調整
 - (1) 乙は、各業務の実施前に作業の影響が生じる懸念がある地元住民等に、作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
 - (2) 乙は、地元住民等からの要望、苦情、および交渉があった時は、誠意を持って対応し、要望内容、および対応結果を速やかに甲へ報告すること。

- (3) 乙は、いかなる理由があっても、地元住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。また、再委託先や使用人等についても十分監督指導し、万一上記行為が判明した時は、乙がその責任を負うこと。

1 2. 協力義務

- (1) 乙は、隣接業務、または関連業務の受託者と相互に協力し、業務を実施すること。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、他事業者と相互に協力しなければならない。
- (2) 乙は、甲が自ら、または甲が指定する第三者がおこなう調査、および試験に対して、協力しなければならない。特にポンプ操作が必要な場合は、大津終末処理場運転管理業務における統括責任者へ協力を仰ぐこと。

1 3. 損害賠償および補償

- (1) 乙は、公共下水道管渠施設等に損害を与えた時は、ただちに甲へ報告し、適切な措置を講ずるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。緊急対応、および原状復旧に要する費用は乙の負担とする。
- (2) 乙は、業務の実施にあたり、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた時は、甲へ速やかに報告し、その復旧、および賠償に全責任を負うこと。
- (3) 作業中において、万一事故が発生し、第三者に損害を与えた場合に備えて、賠償責任保険に加入すること。保険の加入状況が分かる資料を甲へ提出すること。

1 4. 工程管理

- (1) 乙は、あらかじめ提出した年間計画工程表、月間計画工程表に従い、工程管理を適正におこなうこと。
- (2) 計画と実施に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務を円滑に遂行すること。
- (3) 乙は、業務報告書により、業務の進捗状況を甲へ報告すること。
- (4) 日程の都合上、緊急対応以外の業務で、事前に閉庁時に作業をおこなう必要があるとわかっている場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について甲へ報告すること。

1 5. 業務記録写真

- (1) 乙は、業務記録写真を撮影し、完了時には記録写真帳（印刷、および電子データ）に整理し、業務報告書に添付して甲へ提出すること。
- (2) 撮影はデジタルカメラを使用するものとし、紙ベースで提出する際は、A4サイズ用紙に、写真3枚を印刷し、撮影場所や業務名等を記載し、わかりやすいように努めること。電子データはCD、もしくはDVDでの提出とし、ファイル形式等については特別な読み取りソフト無しで閲覧できるようにすること。
- (3) 保安施設、および使用機械の設置状況、酸素、硫化水素濃度等の測定状況についても記録すること。
- (4) 写真撮影にあたっては、件名、撮影場所、撮影対象、および受託者名等を記載した小黒板を被写体とともに写しこむこと。電子黒板でも可。
- (5) 作業状況は、作業日毎等、適宜撮影するものとし、一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (6) 基本的に、作業前後の状況は同一方向で撮影し、比較が容易であること。ただし、管渠内からの撮影で困難な場合は、他の適切な方法で撮影すること。
- (7) 人力、または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (8) 各業務の撮影頻度は、次のとおりとする。

ア. 本管カメラ調査工

- ①不良箇所は全箇所撮影すること。
- ②管径別延長200m毎に1箇所程度、撮影すること。
- ③取付管接続部は全箇所撮影すること。特に不明水の有無がわかるよう撮影すること。

イ. 取付管カメラ調査工

- ①不良箇所および継ぎ目等を撮影すること。

ウ. Zパイプ取付管調査工

- ①不良箇所、および継ぎ目等を全箇所撮影すること。
- ②前処理前後を撮影すること。

エ. 圧送管調査工

- ①圧送管吐け管口を撮影すること。
- ②人孔内の不良箇所および腐食状況等を撮影すること。
- ③管内気層部を可能な限り全て撮影すること。
- ④圧送管の内面ライニングが判定（樹脂かモルタルか）できる写真を撮影すること。

オ. 流量調査工、雨量調査工

- ①流量計、雨量計の設置前後、撤去前後を撮影すること。
- ②巡回点検状況を撮影すること。

カ. 巡視点検工

- ①不良箇所は全箇所撮影すること。
- ②清掃箇所毎に清掃前後の撮影をすること。
- ③簡易修繕箇所毎に修繕前後の撮影をすること。

キ. 廃棄物収集運搬処分工

- ①指定仮置き場からの收拾状況を撮影すること。
- ②処分状況を撮影すること。

ク. 維持管理資機材購入

- ①納品時に材料検収を撮影すること。

ケ. 重点・計画管渠清掃工

- ①不良箇所・伏越箇所は全箇所撮影すること。
- ②管径別延長200m毎に1箇所程度、清掃前後を撮影すること。

コ. 巡回清掃工

- ①不良箇所・伏越箇所は全箇所撮影すること。
- ②清掃箇所毎に清掃前後の撮影をすること。

サ. 合流改善施設等点検工

- ①不良箇所は全箇所撮影すること。
- ②延長200m毎に1箇所程度、着手前後を撮影すること。

シ. 合流改善施設等清掃工

- ①延長200m毎に1箇所程度、清掃前後を撮影すること。
- ②排出する廃棄物を撮影すること。

ス. 人孔目視調査工

- ①不良箇所は全箇所撮影すること。
- ②人孔毎に蓋周辺状況、および人孔内部状況を撮影すること。

セ. モノレール草刈伐開工・モノレール点検工

- ①モノレール草刈伐開工は、着手前、作業中、完了後を3箇所程度撮影すること。
- ②モノレール点検工は、オイル交換やレール点検等含め、20枚程度は撮影すること。

ソ. 人孔ライニング工（管口、目地）

- ①施工前、施工中、施工後を全箇所撮影すること。
- ②使用材料を撮影すること。

タ. 人孔防食ライニング工

- ①中性化試験の状況を撮影すること。
- ②断面修復の施工前、施工中、施工後を全箇所撮影すること。
- ③更生の施工前、施工中、施工後を全箇所撮影すること。
- ④使用材料を撮影すること。

チ. 本管更生工（φ150～500mm）

- ①更生の施工前、施工中、施工後を全箇所撮影すること。
- ②管口仕上げの施工前後を撮影すること。

- ③使用材料を撮影すること。
- ツ. 突出管処理工、更生管削孔工
 - ①施工前後を全箇所撮影すること。
- テ. 本管部分更生工、取付管更生工、支管一体型補修工
 - ①施工前後を全箇所撮影すること。
 - ②使用材料を撮影すること。
- ト. モルタルおよび木根等除去工
 - ①除去前後を全箇所撮影すること。
- ナ. 公共汚水桝交換工
 - ①施工前後を全箇所撮影すること。
 - ②使用材料を撮影すること。
 - ③桝深がわかるように撮影すること。
 - ④基礎や埋め戻し状況を撮影すること。
 - ⑤既設管や宅内管との接続状況を撮影すること。
- ニ. ステップ交換工
 - ①施工前後を全箇所撮影すること。
 - ②使用材料を撮影すること。
- ヌ. 人孔鉄蓋交換工
 - ①施工前後を全箇所撮影すること。
 - ②使用材料を撮影すること。
 - ③調整リング、調整モルタル、鉄枠高の割り当てがわかるように撮影すること。
 - ④転圧や舗装の施工状況を撮影すること。
 - ⑤ケミカルアンカーの施工状況を撮影すること。(特に削孔穴の清掃状況必須。)
- ネ. 下水道用地除草・剪定工
 - ①延長200m毎に1箇所程度、着手前後を撮影すること。
 - ②排出する廃棄物を撮影すること。
- ノ. 水替工
 - ①着手前、作業中、完了後を撮影すること。
- ハ. 緊急清掃工
 - ①清掃前後を全箇所撮影すること。
- ヒ. 緊急現場確認工
 - ①わかりやすいよう複数の視点から確認箇所の遠望、および近接を撮影すること。
 - ②確認箇所を全箇所撮影すること。
- フ. 雨水桝清掃工
 - ①不良箇所は全箇所撮影すること。
 - ②清掃箇所15箇所毎に1箇所程度、清掃前後を撮影すること。
- ヘ. 雨水渠清掃工、大型雨水渠清掃工
 - ①不良箇所は全箇所撮影すること。
 - ②延長200m毎に1箇所程度、清掃前後を撮影すること。
 - ③排出する廃棄物を撮影すること。
- ホ. 雨水渠用地除草・剪定工
 - ①延長200m毎に1箇所程度、着手前後を撮影すること。
 - ②排出する廃棄物を撮影すること。
- マ. 雨水渠機械電気設備保守点検工
 - ①不良箇所は全箇所撮影すること。
 - ②点検前、点検中、点検後を撮影すること。
 - ③測定機器を撮影すること。
- ミ. 雨水渠侵入防止対策工
 - ①対策前後を全箇所撮影すること。

ム. 雨水渠本管簡易修繕工

- ①施工前、施工中、施工後を全箇所撮影すること。
- ②使用材料を撮影すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 乙は、公衆公害、労働災害、および物件損害等の未然防止に努め、騒音規制法、振動規制法、大津市生活環境の保全と増進に関する条例、公害防止関係法令、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合には、ただちに対処できるような対策を講ずること。また、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため、防災体制を確立しておかなければならない。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については業務計画書に明記し、乙の責任において実施すること。
- (4) 近年、局地的な大雨が多発しているため、下水道管渠内水位の急激な上昇等に起因する危険性を十分に認識した上で、現場特性を事前に把握し、迅速に退避するための対応等について業務計画書に明記すること。具体的な項目は次のとおりとする。
 - ア. 作業中止基準
 - イ. 作業再開基準
 - ウ. 退避手順
 - エ. 安全器具等の配置
 - オ. 情報収集と伝達方法
 - カ. 資機材の取扱

2. 安全教育

- (1) 乙は、業務に従事する者に対して、当該業務に関する安全教育をおこない、作業員の安全意識の向上を図ること。過負荷運転、空ぶかし等を避けるなど、大気質への配慮を含めた作業教育を徹底すること。
- (2) 当該業務は労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務が含まれるため、酸素欠乏危険作業主任者の資格を多くの作業員が取得するよう、乙は支援すること。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して業務に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に入出入りし、これら内部で作業をおこなう場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従うこと。酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、呼吸用保護具等の常備、または換気等の事故防止に必要な措置を講ずること。また、酸素、硫化水素の測定結果は記録、保存し、必要に応じて甲へ提出すること。
- (3) 作業前の測定結果で、酸素欠乏空気や有害ガス等が基準値を超えた場合は、換気等の適切な措置を講ずること。換気等の措置で改善されない場合や、大幅に基準値を超えている場合は、甲へ報告すること。また、作業中に酸素欠乏空気や有害ガス等が検知された場合は、作業を中断し、換気等の必要な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が従事すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時現場周辺の居住者、および通行人の安全、交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道維持管理（調査、清掃等）業務と明示した標識を設けるとともに夜間作業においては、十分な照明、および保安灯を施し、通行人、車両交通等の

安全の確保に努めること。

- (3) 作業区域内には、現場の状況を鑑みて必要に応じ交通誘導員を配置し、車両、および歩行者の通行の誘導、整理をおこなうこと。
- (4) 業務に伴う交通処理、および保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切におこなうこと。具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を甲へ報告すること。

5. その他

- (1) 乙は、下水道施設、またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに甲、および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。乙は事故の原因、経過、および被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに甲へ報告すること。

第3章 各業務について

1. 一般事項

- (1) 乙は、業務にあたり、事前に次の事項を記載した業務計画書を、甲へ提出すること。
 - ア. 業務概要、および各業務の年間計画工程表、月間計画工程表
 - イ. 業務場所、経路等を明示した位置図（計画的な業務や毎年の作業箇所など）
 - ウ. 現場組織表
 - ①組織図・履行体系図（再委託届含む）
 - ②緊急連絡体制図（連絡先を記載したもの）
 - エ. 業務計画
 - ①各業務の作業内容・方法・手順等
 - ②各業務の使用機器、使用車両、使用材料一覧表
 - オ. 安全対策
 - ①各業務における保安対策
 - ②各業務の実施形態図（保安施設図、道路交通の処理方法等）
 - ③作業中止基準、および作業再開基準等（前章に記載したもの）
 - カ. 環境対策
 - ①各業務の環境対策目標
 - ②各業務の廃棄物処理計画（廃棄物運搬経路含む）
 - ③清掃土砂運搬車両使用届
 - ④産業廃棄物収集運搬許可証、および産業廃棄物処分業許可証の写し
 - ⑤産業廃棄物処理委託契約書の写し
 - キ. 資格者証
 - ①監理技術者届（下水道管路管理技士資格者証、またはこれに相当する経歴書の写しを添付）
 - ②各業務の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任届（酸素欠乏作業主任者技能講習修了証（第2種）の写しを添付）
 - ③その他、資格が必要なものについては、資格者証等の写しを添付
 - ク. 各業務情報一覧表（別紙3）
 - ケ. その他 業務遂行に必要な書類等
- (2) 業務履行期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。
- (3) 年間計画工程表により年間の作業計画を事前に甲へ報告した上で、着手すること。また、年間計画工程表は年度毎に更新するものとし、各年度当初に提出すること。
- (4) 業務時間は、市役所の開庁時間内とし、緊急清掃工、および緊急現場確認工については、24時間終日とする。雨水渠侵入防止対策工については、花火大会開催中となるため、夜間の対応も含む。それぞれの業務で、交通量等の観点から夜間作業が必要な場合は、事前に甲へ報告すること。また、作業にあたっては、道路使用許可を申請し、条件を厳守すること。
- (5) 監理技術者等は、大津市役所にて、毎朝（開庁日）、甲と打合せ（以下、「業務打合せ」という。）をおこない、前日の業務報告と当日の業務予定等を甲へ報告すること。業務打ち合わせは、タブレット端末等を活用した通信手段による打合せでも可とする。その場合、通信に用いる甲乙のタブレット端末等の購入費、通信費は乙の負担とする。（端末種類や通信方法については要協議。）通信手段による内容確認等が困

難なものについては、大津市役所にて打合せをおこなうこと。

- (6) 監理技術者等は、甲との打合せで確認したすべての業務において、実施の順番や作業に必要な人員の確保等をはじめ、業務執行のマネージメントをおこなうこと。また、業務間フローチャート（別紙4）を参考に、各業務間で連携し、乙の受託する維持管理業務内で完結を目指すよう努めること。乙は、業務執行の途中経過について、業務打合せ等の機会を利用し、適宜甲に報告すること。対応結果については、業務報告書で甲へ報告すること。なお、重大な事案は、速やかに連絡すること。
- (7) 乙が、業務計画に反して業務を続行した場合や、甲が事故防止上危険と判断した場合は、業務の一時中止を命ずることがある。
- (8) 業務にあたり、道路、民有地、およびその他の工作物を搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、洗浄・清掃し、現状復旧に努めること。
- (9) 作業終了後は速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。
- (10) 清掃、および調査作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等、必要な保護措置を講じ、公共下水道管渠施設等に損傷を与えないよう十分留意すること。高圧洗浄車の使用にあたっては、吐出圧に十分留意すること。
- (11) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、上流において溢水が生じないように注意するとともに、作業中の安全を確保すること。必要に応じて水替工にて対応すること。万一上流にて溢水が生じたときは、速やかに仮締切を撤去するとともに、溢水箇所を清掃すること。なお、これに伴う損害賠償等は、乙の責任において対応すること。
- (12) 塩ビ製汚水桝等、気密性の高い排水設備が整備されている地域での清掃は、空気の逃げ場がなく、近隣住宅のトイレで溢水することがあるため、十分注意して作業すること。万一、近隣に被害があったときは、乙の責任において誠意を持って対応するとともに、その結果を速やかに甲へ報告すること。
- (13) 作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させたときは、影響区間の流出土砂等を乙の責任で取り除くこと。
- (14) 土砂等の積込、運搬
 - ア. 乙は、作業にあたって、十分な運搬車両数を配置すること。
 - イ. 運搬車両は、清掃土砂運搬車両使用届により事前に甲へ届出ること。
 - ウ. 運搬車両は、土砂等の流出・飛散、および臭気漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
 - エ. 土砂等の運搬は、水切りを十分におこない、途中漏落しない措置を講ずること。
 - オ. 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (15) 土砂等の処分
 - ア. 清掃作業で発生した汚泥等について、雨水桝清掃工、雨水渠清掃工、および大型雨水渠清掃工による残土（泥水）は無機汚泥とし、その他の汚泥は有機汚泥として産業廃棄物中間（最終）処理施設に搬入すること。ただし、やむを得ない事情でこれにより難い時は、甲と協議すること。
 - イ. 廃棄物の処理にあたっては、現場（作業所）に廃棄物処理責任者を定めるとともに、引継期間内に下記書類を提出し、産業廃棄物処理委託契約を業務開始前までに締結すること。
 - ①産業廃棄物処理委託契約書（案）
 - ②産業廃棄物処理業許可書の写し
 - ③産業廃棄物収集運搬許可書の写し
 - ④再資源化施設への経路地図および施設の写真
 - ウ. 産業廃棄物監理制度に基づく管理票（マニフェスト）（D票）の写しを年度報告書に添付し、提出すること。
 - エ. 清掃作業において、揚泥車の進入できない箇所で発生した残土等は、管路内に残さず、本業務で使用する高圧洗浄車を洗い洗浄し土嚢袋等に入れ、集積し、産業廃棄

物中間（最終）処理施設に搬入すること。

- (16) 各清掃作業予定日や実施中に、緊急の対応箇所が発生した場合は、甲と協議し臨機に対応すること。
- (17) 各業務における工事費に含んだ材料費や処分費の増減による契約金額や合意単価の変更はしない。

2. 各業務詳細

(1) 本管カメラ調査工 (m当たり 参考数量)

ア. 本管カメラ調査工は、公共下水道管渠施設等を、本管カメラを用いて調査する業務である。広角カメラを用いたスクリーニング調査、もしくは通常のTVカメラ調査とする。後述の4条調査、雨天時浸入水調査はTVカメラ調査を基本とする。TVカメラ調査の場合は、あらかじめ当該調査箇所を清掃し、調査の精度を高めること。なお、その際の清掃費用については、TVカメラが進まない程の滞留物がある場合を除き、乙の負担とする。

イ. 3条調査、法定点検、軌道下等重要路線調査、4条調査、雨天時浸入水調査の5項目とする。

1-1 3条調査：日常的な維持管理上必要な調査。詰まりや滞留などの原因特定やマッピングの不整合箇所、陥没箇所などの調査とする。

1-2 法定点検：ポンプ圧送の吐き出し先などの腐食環境下を対象とする3年に1度の法定点検とする（法定点検箇所一覧表（別紙5）を参照。）これは更生工事の進捗やポンプ場の廃止などにより前後するため都度見直すこと。更生済で対象としては0mの箇所は、吐き出し先人孔内部および下流人孔3か所程度の確認は実施すること。

1-3 軌道下等重要路線調査：JRや新幹線、京阪電鉄の線路軌道下に布設された管路や、国道、県道、バイパス等の重要路線など車道を縦横断している管路を対象に5年に1度程度、計画的に調査する。対象については、引継期間内に管渠維持管理システムを用いて計画を立て、甲へ報告すること。

1-4 4条調査：大津市下水道ストックマネジメント計画（以下、「ストマネ計画」という。）に基づく計画的な調査。年間20km、5ヵ年で100kmの調査を想定している。調査箇所についてはストマネ計画の進捗と調整し、甲と協議すること。

1-5 雨天時浸入水調査：不明水に悩むエリアを対象に、浸入水発生エリアの絞り込みや、下水道管渠の支管部や継手からの浸入水を調査するための本管カメラ調査。調査に有効な降雨（2mm/h以上の降雨が1時間以上経過したのち、かつ降雨が続きそうな場合）に本管カメラ調査をおこなうこと。現地でのリアルタイム降雨量の把握が可能な雨量計を使用し、調査の開始・中断・再開等の判断材料とする。監理技術者は、後述の雨量調査工で調査の実施可否を判断し、甲へ報告すること。また、調査中の降雨状況により、調査の中断要否を判断できる者を現場に常駐させること。支管部からの浸入水が多いため、支管部を重点的に確認すること。支管部の浸入水を確認した際は、公共汚水枳が使用されている状態かどうか（宅内排水設備接続状況、宅地の建築状況、使用状況等）も確認し、後述の取付管カメラ調査（雨天時浸入水調査）にて取付管の浸入水発生状況も並行して確認すること。調査箇所については仰木の里エリア、石山エリア、大石エリア等があり、必要に応じて2班

体制（２班の場合、２日換算）など臨機に対応すること。どのエリアを優先するかは甲と協議すること。

- ウ．本管の調査は、原則として上流から下流に向け、ＴＶカメラを移動させおこなうこと。
- エ．調査が困難となったときは、下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因状況を把握すること。調査が不可能である場合は、甲へ報告すること。その際、どういった状況で調査不能かがわかるよう具体的に説明すること。
- オ．モルタル、および木根等の障害物により調査ができない場合は、甲へ報告し、モルタルおよび木根等除去工にて対応し、調査の完遂に努めること。
- カ．本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、支管部等に十分注意しながら全区間撮影し、収録すること。異常箇所、各支管部等の必要箇所については、側視撮影し、鮮明な画像を収録すること。（広角カメラは側視不要。）
- キ．本管内の異常箇所の位置表示、および支管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離を表示し、正確に測定すること。
- ク．これらの撮影内容、および方法に変更があるときは、事前に甲と協議し、承諾を得ること。
- ケ．診断した結果の緊急度も調査結果と併せて報告すること。
- コ．本管部分更生工や支管一体型補修工により、補修ができるようであれば、緊急度Ⅰ・Ⅱ判定になり得るものを優先的に対応するよう計画し、対応前に甲へ報告すること。

（２）取付管カメラ調査工（箇所当たり 参考数量）

- ア．通常の実管調査と、雨天時浸入水調査の２項目とする。
 - ２－１ 取付管カメラ調査：不具合が発生した取付管を取付管カメラを用いての調査や、取付管更生工の更生可否判断をする事前調査などの調査とする。調査箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（詰まり発生箇所等）とする。
 - ２－２ 雨天時浸入水調査：不明水に悩むエリアを対象に実施する前述の本管カメラ調査（雨天時浸入水調査）と併せて、取付管からの浸入水や宅内配管側からの流入状況を確認するために並行しておこなう調査。調査中、一時的に雨が止んだ場合は、雨どい等からの誤接続流入の調査が出来なくなるため、調査を中断すること。事前に、沿線住民に可能な限り下水道の使用自粛を求め、水道メーターを確認した上で、公共汚水柵を目視調査し、公共汚水柵における浸入箇所の特定および宅内排水設備からの浸入水の有無を確認する。公共汚水柵の目地又は管口からの浸入を確認した場合は、当該柵に対して実施する修繕方法の検討に必要な情報（柵周辺の外構状況、道路境界からの柵設置位置、柵深、ブロック組み合わせ、流入方向等）の現況を確認し、整理すること。事前に調査日時を確定することが困難であるため、多くを留守中に調査しなければならないことが想定される。当該対象宅を訪問し、事業の趣旨についての理解を得た上で、留守中の立ち入りや調査について事前に了解を得るなどの調整をおこなうこと。その際、十分な事前調査（公共汚水柵の位置、人孔および柵の蓋開閉確認等）をおこない、調査に備えること。
- イ．調査に先立ち、当該調査箇所を清掃し、調査の精度を高めること。
- ウ．調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部、および曲部の不良箇所、管壁のクラック、漏水、支管部等に十分注意し、写真撮影をおこなうものとする。

- エ. 不良箇所の位置表示は、公共汚水桝中心からの距離を表示する。
- オ. 取付管更生工により、補修ができるようであれば、取付管更生工にて対応し、甲へ報告すること。

(3) Zパイプ取付管調査工（箇所当たり 参考数量）

- ア. Zパイプ取付管調査工は、大津市南郷二丁目（南郷グリーンハイツ）内の取付管（Zパイプ、硬質瀝青管）を、公共汚水桝側から取付管内面の凸凹を特殊治具の付いた機材を用いて前処理をした後に、取付管カメラを用いて調査する業務である。
- イ. 調査箇所については、南郷グリーンハイツ内の維持管理上必要箇所（詰まり発生箇所等）とする。
- ウ. 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄、および上記の前処理により精度を高めること。
- エ. 調査にあたっては、劣化が著しいことが予想されるため、管の破損等に十分注意しながら、前処理、および写真撮影をおこなうものとする。
- オ. 調査により、取付管ライニング工による補修が可能か判断し、補修ができるようであれば、取付管更生工にて対応し、甲へ報告すること。
- カ. 不良箇所の位置表示は、公共汚水桝中心からの距離を表示する。

(4) 圧送管調査工（箇所当たり 参考数量）

- ア. 圧送管調査工は、市内の中継ポンプ場からの圧送管を吐き出し人孔側からや、空気弁等から取付管カメラを用いて調査する業務である。モルタルライニングか樹脂ライニングかを判定すること。圧送管全延長は不可能と考えられ、どの程度の延長を調査し、どういった原因で調査不可となったか報告すること。
- イ. 調査箇所については、建屋ポンプ場からの圧送管や、法定点検の結果から腐食の程度が著しい箇所、設置年度等を考慮して優先順位を検討して実施すること。
- ウ. 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄、および人力による削り取りなどの前処理により精度を高めること。
- エ. 調査にあたっては、劣化が著しいことが予想されるため、管の破損等に十分注意しながら、前処理、および写真撮影をおこなうものとする。
- オ. 調査日はポンプ操作が必要なため、大津終末処理場運転管理業務における統括責任者へ事前に相談し、協力を仰ぐこと。硫化水素事故に十分注意し、作業手順書を事前に甲へ提出すること。
- カ. 不良箇所の位置表示は、吐き出し管口からの距離を表示する。

(5) 流量調査工、雨量調査工（箇所当たり 参考数量）

- ア. 流量調査工、雨量調査工は、不明水に悩むエリアを対象に、浸入水発生エリアの絞り込みや、対策工事の効果検証をおこなうために実施する調査。評価項目は、浸入水定量による現況確認、浸入水の簡易評価、絶対量・単位量評価、優先対策箇所および内容の整理・考察とする。なお業務実施に際しては、今後の雨天時浸入水対策の有効な資料となるように努めること。計測期間は30日間/1箇所以上とし、1分間隔での連続計測をおこなうとともに、解析業務に耐えうる降雨2.0mm/日を確保する。調査箇所については仰木の里エリア、石山エリア、大石エリア等があり、どのエリアを優先するかは甲と協議すること。
- イ. 流量調査工（流量計）、流量調査工（水位計）、雨量調査工の3項目とする。
5-1 流量調査工（流量計）：人孔内に流量計を設置し、降雨時の流量変化を計測、解析するもの。雨量調査工も同時に実施し、機器の動作確認およびデータ回収をおこなうための巡回点検は、概ね7日に1回の割合でおこなうこと。なお、計測

方式は現場状況に応じて最も精度の高いものを採用し、甲へ報告する。

５－２ 流量調査工（水位計）：人孔内に水位計を設置し、降雨時の流量変化（水位変化）を計測、解析するもの。機器の動作確認およびデータ回収をおこなうための巡回点検は、概ね１０日に１回の割合でおこなうこと。また、本調査に合わせて設置する大気圧計はエリア毎に１箇所程度とし、甲と協議すること。

５－３ 雨量調査工：降雨量と下水道管路への雨水浸入量の相関性を把握することを目的とし、エリア毎に１箇所程度設置するもの。設置する雨量計は甲乙相互に降雨状況を２４時間把握できる遠隔監視型のものとする。設置場所についてはエリア最寄りの公共施設敷地内を基本とし、甲と協議すること。また、本調査と並行して、大津市内の雨量観測所（堅田、黒津等）（国土交通省：川の防災情報）における設置期間中の雨量データを記録し、比較すること。

ウ．必要に応じて調査期間を延長する場合は、甲と協議の上、１カ月単位でそれぞれの延長調査工として計上すること。

（６）維持管理システム入力業務（一式当たり 規定数量）

ア．甲は、令和４年度より大津市下水道維持管理システム（以下、「維持管理システム」という。）を導入している。乙は、甲が貸与するタブレット端末、もしくはセキュリティ対策がされた端末から維持管理システムへログインし、管路地図データや維持管理情報を活用できる体制を整えること。

イ．乙は、各業務で得られた情報や履行した維持管理に関する情報（苦情内容、連絡先、現地写真、清掃履歴、各カメラ調査調書等）を、維持管理システムに速やかに反映させること。カメラ調査の動画データなど容量が大きいものについては、甲が必要だと判断したものを除き、基本的には反映しない。維持管理システム入力一覧表（別紙６）を基本として入力すること。

ウ．本管カメラ調査等で発見した不具合に対応した際は、その対応内容を維持管理システムに登録する必要があるが、維持管理システムにおいて新規に登録したデータが上書きされることを念頭に、登録する際は対応したもの以外に未対応のものも登録する必要がある点について留意すること。

エ．維持管理システムの操作研修の機会や質問窓口を、甲が乙へ提供するものとする。業務着手前に十分維持管理システムの操作に精通すること。

オ．国県からの調査依頼や、アンケートへの回答のため、維持管理システムのデータを参照し、資料を作成する必要があるときは、データの抽出や資料作成に協力すること。

カ．ログイン情報や維持管理システム上の情報は、個人情報等も含まれるため、厳重な管理をおこなうこと。万一漏洩や紛失、過失によるトラブルが生じた場合は、乙の責任で対応、および賠償すること。なお、その顛末については甲に報告すること。

キ．乙は、業務終了後、甲が貸与したタブレット端末を甲へ返却するもの。業務期間中に、破損や紛失等した場合は、乙の責任で対応、および賠償すること。

ク．維持管理システムの利用にあたっては、大津市企業局情報セキュリティ基本方針に準拠し、個人情報および公営企業を運営する上での重要な情報等を適正に保護すること。

（７）巡視点検工（日当たり 規定数量）

ア．巡視点検工、巡視点検工Ⅱの２項目とする。

7-1 巡視点検工：大津市内全ての污水管渠、管路が埋設されている地表、人孔周辺・人孔内部、圧送管路や軌道横断管、雨水渠施設、臭気苦情および溢水箇所等について、以下の項目で点検する業務である。これら以外の点検についても、甲乙協議の上、点検すること。1年に236日実施するもの。

7-2 巡視点検工Ⅱ：前項の巡視点検工ではおこないきれなかった作業の補助等の業務であり、1日あたり2名の人員（普通作業員、交通誘導員）がライトバン(1500cc)で移動することを想定している。巡視点検工の班と連携し、業務を履行すること。1年に48日実施するもの。

巡視点検項目	巡視点検内容
①流下の状況	a. 管内沈殿物の状況 b. 管内不法投棄 c. 流下物や木根による閉塞等
②施設の状況	a. マンホール内・管内の損傷、不等沈下 b. 地表面の沈下、陥没 c. マンホール蓋の据付不良、破損 d. 漏水、溢水、浸入水 e. ますの損傷等
③その他	a. 悪質汚水、危険性ガスの有無 b. 異常臭気 c. 不正使用、不法占拠 d. 公共用水域への汚水の流出 e. 下水道台帳の不整合

- イ. 巡視点検箇所は市内一円とし、詰まりや鉄蓋のガタツキ等の日常的な苦情にも柔軟に対応すること。必要に応じて、要望者や関係者等と立会や電話での確認等の調整をし、甲へ報告すること。
- ウ. 施設・道路舗装等に異常が発見された場合は、適切に修繕をおこなうものとする。
- エ. 修繕材料については、後述の維持管理雑資機材費として計上しており、必要に応じて購入する。
- オ. 雑資機材については、材料特性上適正な場所に保管することとし、特にセメントなどは購入後湿気の少ない屋内にて保管すること。使用せずに余った材料は、甲の指定場所に運搬し、引渡すこと。使用期限があるものについては、使用頻度を考慮したうえで購入すること。
- カ. 巡視点検工は平日昼間の週5日を基本とし、業務休止日は事前に甲へ報告すること。巡視点検工Ⅱは平日昼間の週1日を基本として定期的を実施することとし、甲乙協議の上、できるだけ固定の曜日に定め、定期的に作業ができるように日程調整すること。
- キ. 都度、電話やSNSなどを使用して甲乙連携し、業務報告すること。連絡体制については甲と協議する。別途緊急現場確認等があった場合は、それらの業務を優先し実施すること。
- ケ. 相当量の降雨の際は、溢水する恐れのある箇所について点検し、溢水があれば小型洗浄機で清掃し、人体等に影響がない消毒剤を噴霧すること。
- コ. 点検箇所の交通量等、必要に応じて交通誘導員の配置や、巡視点検工Ⅱの班と連携し、業務を実施すること。なるべく周辺の迷惑とならない場所に駐車し、必要に応

じてコインパーキング等を使用すること。

(7 廃) 廃棄物収集運搬処分工 (回当たり 参考数量)

- ア. 巡視点検工により発生した、廃棄物を旧皇子山ポンプ場内の廃棄物置き場に仮置きし、業務計画書通りに産業廃棄物中間（最終）処理施設に搬入する業務である。
- イ. 仮置きする際は、廃棄物処理法の保管基準を遵守すること。
- ウ. 1 年に 2 回程度実施するものとし、作業の実施日については、事前に甲へ報告すること。

(7 材) 維持管理資機材費 (一式当たり 参考数量)

- ア. 巡視点検工にて使用する維持管理資機材を購入し、基本的には旧皇子山ポンプ場内の資材倉庫および資材置き場へ搬入、納品する。
- イ. 納品時には下水道整備課職員の立会により材料検収するものとし、写真を撮影すること。
- ウ. 引継期間内に甲乙協議の上、各業務の業務単価を合意する際に、年間購入想定金額も併せて協議し、合意すること。基本的には設計金額と同程度とし、想定購入資機材としてはコンクリート製汚水柵蓋や、急結セメント、路面補修材など、40 万円（経費、消費税除く）を見込んでいる。
- エ. 年間購入想定金額を下回る場合は、不足分を次年度以降に購入するものとし、5 年の契約期間内に年間購入想定金額 5 年分の金額以上の資機材を購入すること。
- オ. 年度末報告書に購入資機材を一覧としてリスト化し、材料検収時の写真を添付して報告すること。

(8-1) 重点管渠清掃工 (日当たり 参考数量)

- ア. 重点管渠清掃工は飲食店等の油分が多い箇所や勾配が悪く汚物が堆積し易い特定箇所を、重点的に年間 1～4 回程度清掃する業務である。
- イ. 清掃箇所は、(別紙 7) 重点管渠清掃工一覧表を参照すること。対象店舗の開店や閉店により、増減するため、参考扱いとする。
- ウ. 清掃頻度については、現場の汚物堆積状況等から必要に応じて、回数や清掃スパンの増減を提案すること。
- エ. 計画的に清掃できるよう日程調整すること。
- オ. 日進量については、作業箇所が点在するため、作業効率が低下することが考えられるが、日当たり 5 箇所以上実施することを標準とする。

(8-2) 計画管渠清掃工 (日当たり 参考数量)

- ア. 計画管渠清掃工は、エリアを決めた清掃対象地域を計画的に清掃する作業や、各業務において、緊急性は要しないが清掃する必要がある箇所を日程調整の上、清掃する業務である。
- イ. 清掃エリアについては、大津市内で 1 年間に 20 km 以上を計画的に清掃できるようエリア選定し、甲へ報告すること。その際、過年度の清掃エリアを提示するので、清掃エリアが点在することにならないよう、参考とすること。また、進捗に応じて対象エリアの拡大等を提案すること。
- ウ. 計画的にエリア内の清掃を完遂できるように日程を調整すること。
- エ. 日進量については、日当たり 52.5 m 以上実施することを標準とするが、作業箇所の点在や、土砂堆積量等、相当の理由がある場合は、甲と協議すること。

(9) 巡回清掃工 (日当たり 規定数量)

- ア. 巡回清掃工は、大型車（高圧洗浄車）が進入できない場所の路地管や伏越し管、お

よび緩い管勾配箇所を、定期的に清掃する業務である。

- イ. 清掃箇所は、(別紙8)巡回清掃工一覧表を参照すること。巡視点検工等の点検結果により、増減する場合があるため、参考扱いとする。
- ウ. 巡回清掃工は、平日昼間の週1日を基本として定期的実施すること。甲乙協議の上、できるだけ固定の曜日に定め、定期的に清掃できるよう日程調整すること。
- エ. 清掃頻度については、現場の汚物堆積状況等から増減を提案すること。
- オ. 業務打合せ時に作業予定箇所を報告すること。
- カ. 作業終了時には、電話にて甲へ報告をおこなうこと。その際、確認のみの箇所や異常がある箇所について、甲へ報告すること。
- キ. 1年に48日実施するもの。

(10-1) 合流改善施設等点検工(日当たり 参考数量)

- ア. 合流改善施設等点検工は、大津市内の合流改善施設の1号遮集幹線、および2号遮集幹線を点検する業務である。大型送風機等で十分に換気等をおこない、安全を確保したうえで、点検員が本管潜行目視するものとする。酸素ボンベやドローン等のその他の技術を活用する場合は、作業方法等について、甲の承諾を受けて実施すること。その場合は、設計変更の対象としない。
- イ. 各分水人孔、雨水吐き室で、閉塞等により汚水が常時越流する状態になると、処理場の機械設備を損傷させる恐れがあることから、異常があれば点検をすること。
- ウ. 大雨等の降雨により異常高水位となると、分水人孔のゲート操作が必要となるので、十分留意すること。深夜に異常高水位となり、ゲート操作の必要性がでてくることもあるので、人員確保をしておくこと。
- エ. 1号遮集幹線、2号遮集幹線に不具合があった際は、ゲート操作や排水操作が必要となるので、十分留意すること。
- オ. 契約期間の5年間で5日程度実施する想定である。

(10-2) 合流改善施設等清掃工(日当たり 参考数量)

- ア. 合流改善施設等清掃工は、大津市内の合流改善施設の1号遮集幹線、および2号遮集幹線や、各分水人孔、雨水吐き室のうち、清掃や浚渫の必要がある箇所において、揚泥車や高圧洗浄車等により、清掃する業務である。
- イ. 1号遮集幹線、および2号遮集幹線において、揚泥車や高圧洗浄車等による清掃が困難な場合は、人力等できる方法を模索、検討すること。
- ウ. 契約期間の5年間で5日程度実施する想定である。

(11) 人孔目視調査工(箇所当たり 規定数量)

- ア. マンホール内に調査員が入り、クラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、浸入水の有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影をおこなう業務である。
- イ. 調査エリアについては、大津市内で1年間に3000箇所を計画的に調査できるようエリア選定し、甲へ報告すること。その際、過年度の調査エリアを提示するので、調査エリアが点在することにならないよう、参考とすること。また、進捗に応じて対象エリアの拡大等を提案すること。
- ウ. 管口カメラ等(デジカメも可)で上下流管渠を撮影し、管渠の状態把握にも努めること。
- エ. 人孔目視調査にあたり、支障となる汚れや堆積物は清掃すること。緊急工事が必要

な異常が発見された場合は、速やかに甲へ報告すること。

- オ. インバートおよび管口等人孔内部において、軽微な破損や木根浸入、インバートの破損、欠落等を確認した場合は、基本的に人孔目視調査工内で対応するものとするが、必要に応じて巡視点検工に応援を依頼し、修繕をおこなうものとする。修繕材料については、巡視点検工における雑資機材とする。
- カ. 修繕の実施については、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工すること。
- キ. 管口や目地から、高ランク（基本的にはAランク優先）の浸入水が確認された場合、人孔ライニング工にて対応し、甲へ報告すること。
- ク. 基本的に毎月の業務報告書にて、修繕等により対応した結果を報告するものとし、年度内に未対応のものは、年度報告書の未対応結果一覧にて甲へ報告すること。（対応予定も含む。）
- ケ. 1年に3000箇所実施するもの。

(12) モノレール草刈伐開工、モノレール点検工（回当たり 規定数量）

- ア. モノレール草刈伐開工は、大津市比叡平からの山岳配管管理用に設置されたモノレールを中心に左右それぞれ50cm程度の幅で、雑木や雑草の刈取りをおこない、モノレールの軌道、および進入路を確保する業務である。
- イ. モノレール点検工は、モノレールのエンジン本体、燃料タンク、タイヤ、ブレーキ、アクセル、バッテリー、オイル、各部ボルトナット連結部等を点検する作業である。レール、レール支柱の変形やゆがみ等の確認も含むものとする。
- ウ. それぞれ1年に1回実施するものとし、モノレールが安全に運転できるように、モノレール点検工の前にモノレール草刈伐開工を実施すること。
- エ. 適正な年次点検をおこなうために、事前に甲へ点検方法、および点検時期等について報告すること。特に、モノレール草刈伐開工は繁茂期を過ぎてからおこなうことが好ましいため、調整すること。
- オ. 草刈機を使用する際は、保護メガネを着用すること。
- カ. 転落の危険がある場所で作業が必要な場合は、適切な安全措置を講じること。特にモノレール草刈伐開工でモノレールを使用する際は、前回点検から1年程度経過しているので、十分留意すること。
- キ. モノレールを用いた職場内研修を実施する場合があるので、協力すること。
- ク. 近隣の駐車スペースを無断で使用しないこと。使用する場合は地権者へ連絡、交渉すること。
- ケ. 1年に1回実施するもの。

(13) 人孔ライニング工（管口、目地、防食）（箇所当たり 参考数量）

- ア. 人孔目視調査工で発見された高ランク（基本的にはAランク優先）の浸入水について、人孔ライニング工により管口、目地を補修する業務である。また、腐食が著しい箇所については、人孔全体を下地補修したうえで防食対策を施工する。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 工事箇所については、基本的には人孔目視調査工のエリア内とし、人孔目視調査工の結果から選定するほか、法定点検などの際に防食対策が必要と判断した箇所を優先的に実施する。年間の施工箇所数は、大幅に増えそうな場合は甲と協議すること。
- ウ. 十分に下地処理をおこない、浸入水が止水されたことや、劣化部を除去、復旧でき

たことを確認した上で、人孔ライニング工を施工すること。下地処理の使用材料等についても、工事費に含まれるものとする。

- エ. 人孔ライニング工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。
- オ. 施工方法は、作業効率を考慮し、プリプレグ後貼り型シートライニング工法（光硬化型）が好ましいが、施工可能な業者が滋賀県内でも少ないため、他工法で対応する場合は甲と協議し、承諾を得ること。必須条件として、インバート、および管口に対応した工法を選定すること。
- カ. 人孔の管口（φ150～400）、および目地（φ600～900、および楕円人孔）に施工するものとし、管口は10cm管側へ挿入して幅をもたせること。目地は施工幅20cm程度とする。防食については、基本的にインバートや管口、調整部を含めた人孔全体に対応すること。
- キ. 防食の際は、劣化部を判断するため中性化試験にて確認し、必要量劣化部を除去した後、ポリマーセメントモルタル等で修復すること。なお、 $t = 10\text{ mm}$ の断面修復を設計積算上計上しているが、修復量の増減による契約金額や合意単価の変更はしない。施工管理基準書（下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術、および防食技術マニュアル）に基づいて施工管理をおこない、報告する。
- ク. 作業日はポンプ操作が必要なため、大津終末処理場運転管理業務における統括責任者へ事前に相談し、協力を仰ぐこと。硫化水素事故に十分注意し、作業手順書を事前に甲へ提出すること。
- ケ. 必要に応じて、水替工や仮締切を実施し、作業箇所を十分乾燥させること。仮締切は工事費に含まれるものとする。水替え工は後述の水替え工にて対応すること。
- コ. 浸入水は、止水すると別の場所から発生することがあるので、臨機に対応することとし、甲へ報告すること。
- サ. スチレン臭に注意すること。十分に換気し、周辺へ臭気が充満することを防ぐこと。

（14）本管更生工（φ150～500mm）（m当たり 参考数量）

- ア. 本管更生工は、本管カメラ調査工や巡視点検工で発見された下水道本管の腐食や破損、ズレ等が多く、1スパンでの対応が望ましい際に、特に早急に対応することが望ましいスパンを更生工により改築する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとし、本管径φ150～500mmに施工するものとする。
- イ. 施工箇所については、大津市内の維持管理上、特に1スパンでの改築が必要な箇所（腐食発生箇所等）とし、ストマネ計画との兼ね合いから施工対象スパンは甲と協議すること。
- ウ. 本管管更生の適用工法は、自立管の反転工法又は形成工法を採用する。採用する工法は公益財団法人日本下水道新技術機構の審査証明（以下、「審査証明」という。）を得た工法であり、なおかつ、現場の施工条件に適合し、既設管追従性を有する工法でなければならない。また、日本下水道協会の認定工場制度に登録のある管更生材料を使用した工法であること。
- エ. 更生管については事前に工事の条件を考慮し、（社）日本下水道協会「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に基づく構造計算をおこない、更生管厚（自立管）を決定する。また、その水理性能に基づく流量確認をおこない、その結果が確認できる資料を提出すること。
- オ. 使用する更生管材料については、耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、

引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数)、耐ストレインコローション性(ガラス繊維を使用しているもの)、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性(ガラス繊維をしようしていないもの)、水密性、および水理性能について審査証明を得たもの、またはこれと同等以上の品質を有するものでなければならない。

カ. 乙は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者(監理技術者との兼務可能)を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。また、講習修了証等を業務計画書に添付すること。

キ. 必要に応じて、水替工や仮締切を実施する場合には、事前に甲へ報告すること。仮締切は工事費に含まれるものとする。水替え工は後述の水替え工にて対応すること。

ク. 上下流の管口処理は工事費に含まれるものとする。

(15) 突出管処理工(箇所当たり 参考数量)

ア. 突出管処理工は、本管カメラ調査工や巡視点検工で発見された下水道本管へ突き出した取付管を穿孔機等で処理する業務である。

イ. 施工箇所については、通水上支障なものや本管更生工、支管一体型補修工を施工する場合の前処理としておこなう。

ウ. 突出管処理工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。

エ. 処理したものは粉々になったものを除き、回収して産業廃棄物として処理すること。処分費は工事費に含まれるものとする。

オ. 突き出した取付管は陶管が多く割れやすいため、十分注意すること。万一作業により管渠を損傷した場合、乙の責任において補修すること。

(16) 更生管削孔工(箇所当たり 参考数量)

ア. 更生管削孔工は、本管更生工にて一度塞いだ取付管孔を穿孔機等で削孔処理する業務である。

イ. 施工箇所については、本管更生工前におこなった本管カメラ調査にて確認できた取付位置を基本とするが、周辺の使用状況等を確認したうえで削孔しない選択も視野に検討すること。これらの検討は本管更生工前におこなうものとし、検討した結果、削孔しないこと(閉塞)を選択した箇所については甲へ報告すること。

ウ. 更生管削孔工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。

エ. 処理したものは粉々になったものを除き、回収して産業廃棄物として処理すること。処分費は工事費に含まれるものとする。

オ. 削孔時には既設本管、既設取付管を損傷させないように十分注意すること。万一作業により管渠を損傷した場合、乙の責任において補修すること。

(17) 本管部分更生工(箇所当たり 参考数量)

ア. 本管部分更生工は、本管カメラ調査工や巡視点検工で発見された下水道本管の破損やズレ等について、更生工により補修する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。

イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所(ズレ発生箇所等)とする。

ウ. 本管部分更生工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。

エ. 更生材料は、自立管としての厚みを有するものとし、熱硬化、光硬化、常温硬化は

任意とする。事前に甲へ施工工法を報告すること。

- オ. 本管径 $\phi 100 \sim 800$ mmに施工するものとし、施工幅は $W = 40$ cmで1箇所とする。40 cmを超える破損については、10 cm程度の重なりを持たせて施工するもの。

(18) 取付管更生工 (箇所当たり 参考数量)

- ア. 取付管更生工は、取付管カメラ調査工で発見された下水道取付管の破損やズレ等や将来的に使用が見込まれる陶管について、更生工により補修する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所(詰まり発生箇所等)とする。
- ウ. 取付管更生工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。
- エ. 更生材料は、自立管としての厚みを有するものとし、作業効率を考慮し光硬化型とする。事前に甲へ施工工法を報告し、承諾を得ること。
- オ. 取付管径 $\phi 100 \sim 200$ mmに施工するものとし、施工延長は $L = 10$ m程度までとする。
- カ. 本管接続の場合、できる限り支管一体型補修工も同時に施工すること。
- キ. 公共汚水桝の桝深等が取付管更生工に支障となる場合は、公共汚水桝交換工により交換するなど、臨機に対応すること。
- ク. 更生材上下流の処理は適切におこなうこと。処理の費用は工事費に含まれるものとする。

(19) 支管一体型補修工 (箇所当たり 参考数量)

- ア. 支管一体型補修工は、本管カメラ調査工、および取付管カメラ調査工で発見された下水道取付管支管部や接続部の破損や接続不良について、更生工により補修する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所(詰まり発生箇所等)や、取付管更生工施工箇所の内の必要箇所とする。
- ウ. 支管一体型補修工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。
- エ. 更生材料は、自立管としての厚みを有するものとし、熱硬化、光硬化、常温硬化は任意とする。事前に甲へ施工工法を報告すること。
- オ. 本管径 $\phi 150 \sim 600$ mm、取付管径 $\phi 100 \sim 200$ mmに施工するものとし、施工幅は $W = 40$ cmで1箇所とする。

(20) モルタルおよび木根等除去工 (箇所当たり 参考数量)

- ア. モルタルおよび木根等除去工は、本管、および取付管の管内に堆積したモルタルや浸入した木根等の除去を超高圧洗浄車により除去する業務である。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所(詰まり発生箇所等)とする。
- ウ. 管渠の材質や劣化具合等を考慮し、圧力に注意して作業すること。万一作業により管渠を損傷した場合、乙の責任において補修すること。
- エ. モルタル除去の場合は、延長1 m程度の除去を1箇所とする。10 m以上の連続的な除去の場合は作業の効率性から10 mを超えた分から延長2 m程度の除去を1箇所とする。
- オ. 処理したものは粉々になったものを除き、回収して産業廃棄物として処理すること。

処分費は工事費に含まれるものとする。

(2 1) 公共汚水桝交換工 (箇所当たり 参考数量)

- ア. 公共汚水桝交換工は、不具合がある既設公共汚水桝を塩ビ製のものに交換する業務である。取付管更生工を施工するに当たり、既設公共汚水桝の状態では、深さ等で桝管口仕上げができない場合についても、取付管更生工と日程を調整して、施工すること。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（破損発生箇所等）とする。
- ウ. 桝深 1. 5 m 未満については、桝径 ϕ 2 0 0 mm の塩ビ製桝を設置するものとし、1. 5 m 以上 2. 0 m 未満については、桝径 ϕ 3 0 0 mm の塩ビ製桝を設置する。桝深 2. 0 m 以上となる場合の対応は甲と協議すること。
- エ. 桝蓋については、大津市章が刻印されたものを使用し、駐車場等車両が乗り入れする箇所に公共汚水桝がある場合は、鋳鉄製の防護蓋と内蓋を設置すること。車両が乗り入れしない箇所については、樹脂蓋とする。桝径 ϕ 3 0 0 mm の場合は、車両が乗り入れしない箇所についても、鋳鉄製の防護蓋と内蓋を設置すること。
- オ. 土地所有者の承諾を得た上で、掘削をおこなうこと。その際、下水道施設はもちろん、民有地の施設に損傷を与えないよう細心の注意をはらうこと。万一、被害があったときは、乙の責任において誠意を持って対応するとともに、その結果を速やかに甲へ報告すること。特に、民地内の水道管やガス管、電気配管等を損傷させないように十分留意すること。
- カ. 万一水道ガスの配管を損傷させてしまった時のために、上下水道、およびガスの指定工事店であり、かつ大津市（土木・企業局）に指名願を提出している業者と修繕契約を締結し、その写しを業務計画書に添付すること。（北部、中部、南部、東部等数社）
- キ. 施工前に周辺の写真撮影をしておくこと。特に擁壁のクラックや、建物のクラック等は事前に撮影し、施工との因果関係がないことがわかるようにしておくこと。
- ク. 復旧については、原則現状復旧、もしくは土間コンクリート復旧とし、土地所有者へ十分に説明してから施工すること。特に化粧蓋は認めていないため、現状復旧ではなく公共汚水桝が地表面に見えるようになる旨を十分説明すること。万一土地所有者の理解が得られない場合は、甲と協議すること。
- ケ. 施工に際し、庭石や植樹等が支障となる場合は、所有者に説明し、一時撤去や剪定等の了解を必ず得た上で、施工すること。
- コ. 埋め戻しは、沈下することがないように、2 0 c m ピッチで十分転圧すること。
- サ. 完工した際は報告書に写真と一緒に取付管接続調書（別紙 9）を添付すること。桝の交換だけだが、取付管延長や上流人孔からの距離等も計測して反映すること。

(2 2) ステップ交換工 (本当たり 参考数量)

- ア. ステップ交換工は、人孔調査や巡視点検等で発見した欠落や腐食等の不具合がある足掛け金具を新しい S U S 製の樹脂被覆されたものに交換する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（欠落発生箇所等）とする。
- ウ. 使用する足掛け金具の製造メーカーが推奨している方法で確実に既設人孔に取付けること。使用する足掛け金具については、事前に甲の材料承認を受けておくこと。
- エ. 新たに設置する位置は既設金具があった位置や人孔躯体の継ぎ目との離隔に注意し、設置すること。

オ. 基本的には幅 300 mm を使用するものとするが、現場状況によって幅が狭いものを千鳥に配置するなど、甲と協議し対応すること。配置間隔についても基本は 30 cm ピッチとするが、甲と協議して臨機に対応する。

カ. 既設金具の切断面はグラインダー等で十分に処理し、防腐処理をおこなうこと。

(23) 人孔鉄蓋交換工（箇所当たり 参考数量）

ア. 人孔鉄蓋交換工は、人孔調査や巡視点検等で発見した著しく破損した鉄蓋や腐食した鉄蓋を新しい鉄蓋に交換する業務である。また、人孔防食ライニング工の前に防食の鉄蓋へ交換する業務も含む。使用材料等については、鉄蓋、鉄枠以外の調整モルタルや調整リング、調整駒等は工事費に含まれるものとする。

イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（腐食発生箇所等）とする。

ウ. 鉄蓋交換工事チェックリスト（別紙 10）のとおり施工し、写真管理を徹底すること。

エ. 鉄蓋、鉄枠は基本的には支給し、交換した既設鉄蓋、既設鉄枠についてはスクラップとして処理するため返却すること。皇子山ポンプ場に在庫があるため、引取日や返却日を甲と調整すること。なお最新の片ロック式の鉄蓋であれば交換する必要はない。（防食目的であれば防食加工品への交換は必要。）支給できる鉄枠の高さは 15 cm、11 cm、6.5 cm があり、調整する高さによってどの高さの鉄枠を使用するか検討すること。標準は 15 cm とする。

オ. 完成時に凹凸がないよう高さを十分に精査し、無収縮モルタルにて施工をおこなうこと。なお、無収縮モルタルは 5 cm 以上を標準とする。5 cm 調整リングは割れやすいため、基本的には使用はしない。

カ. 受枠設置の際は、受枠固定用ボルト（M16）を用いる。基本的には既設斜壁に削孔してアンカー材（カプセルタイプ等）を使用し、ボルトを構築して、調整駒を用いて調整すること。使用するアンカー材、アンカー筋および調整駒等は材料承認を受けること。受枠高さ調整部材はナットによる受枠高さ調整機能を持ち、ナットの締め付けに対して受枠のひずみを生じさせない構造のものとする。またナットは緩み防止機能のついたものを使用する。

キ. 基本的には既存のボルト、ボルト穴を使用するとガタツキの要因になるため、使用しない。現場条件でどうしても使用せざるを得ないときは、甲と協議する。

ク. アンカー設置のため削孔した孔内の十分な清掃を怠ると引抜強度に影響するため、必ずブラシで削孔粉を払い、かつブロアー等で除去すること。

ケ. 人孔周辺の舗装復旧は原則現状復旧とし、2 m 角程度の範囲で復旧する。その際、絶縁線（既設カッター等）まで 1.2 m 未満のときは絶縁線まで含むこと。なお、舗装復旧費用は工事費に含んでおり、 $t = 10 \text{ cm}$ の舗装を設計積算上計上しているが、舗装面積の増減による契約金額や合意単価の変更はしない。

コ. 必要に応じてベロ出し等の擦り付けなど、人孔に起因する苦情に繋がらないよう対応すること。

サ. マンホール内にコンクリート片等を落とさないように養生等を工夫し、注意すること。万が一落としてしまったときは、必ず回収すること。その際、マンホール内部に入る場合は、換気などの安全対策を必ずおこなうこと。

(24) 下水道用地除草・剪定工（日当たり 参考数量）

ア. 下水道用地除草・剪定工は、大津市内の下水道用地内で繁茂した雑草等の除草、支

障枝の剪定、および越境している樹木の伐採等をおこなう業務である。

- イ. 作業箇所は、維持管理上必要箇所（要望、苦情発生箇所等）とする。
- ウ. 作業のために高所作業車やパッカー車等を作業箇所へ横付けする場合は、交通誘導員を配置すること。必要に応じて、地元へ作業の周知をおこなうこと。
- エ. 飛び石飛散防止対策などの安全対策を実施すること。
- オ. 下水道用地には、むつみ会館等の下水道計画課所管の施設も含む。

（２５）水替工（台当たり 参考数量）

- ア. 水替工は、各業務において水替えの作業が必要となった際におこなう業務である。止水栓等で締め切ったのち、揚泥車や強力吸引車で溜まった汚水を吸引し、影響のない下流の人孔に放流するもの。
- イ. 作業箇所は、維持管理上必要箇所（各業務作業箇所等）とする。
- ウ. 事前に作業時間帯の流量を確認し、何台で対応するか計画を立てておくこと。
- エ. 吸引作業、放流作業の際は、周辺交通に影響がないよう配慮すること。必要に応じて交通整理員をつけること。
- オ. 大雨等の降雨時については、各ポンプ場の水位に留意し、必要であれば吸引車によるポンプ井等の吸引をおこない、別系統の管渠へ放水することを繰り返す。大津終末処理場運転管理業務における統括責任者から、ポンプ場の水位について適宜報告を受けること。

（２６）緊急清掃工（回当たり 参考数量）

- ア. 緊急清掃工は、大津市内の公共下水道区域内の下水道管渠に詰まり等が発生し、緊急出動の要請があった場合に、揚泥車や高圧洗浄車等で清掃する業務である。本管開庁時、本管閉庁時、取付管開庁時、取付管閉庁時の４項目とする。
- イ. 清掃箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（詰まり発生箇所等）とする。
- ウ. 要請後原則１時間半以内に現場到着できることとし、いかなる場合でも２時間半以内に現場に到着し、作業を開始すること。
- エ. 開閉庁時の区分は、現場到着時間を基準とする。
- オ. １回の作業は６時間までの作業とし、それを超える作業の場合は２回分とする。
- カ. 灯油等の石油類の漏洩事故に対しては、高圧洗浄車で洗浄し、吸引車で清掃水を汚泥ごと吸引し、流下させないことを基本とするが、甲の指示を仰ぐこと。

（２７）緊急現場確認工（回当たり 参考数量）

- ア. 緊急現場確認工は、閉庁時（夜間、休日等）に住民、事業者、および道路管理者等の通報者から下水道に関する詰まり、人孔の不具合、および有害物質の下水道への流入事故等の通報を受けたときは、通報者からの通報内容を十分確認し、公共下水道に関する不具合の可能性があれば、現場確認を実施する業務である。
- イ. 確認箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（詰まり発生箇所等）とする。
- ウ. 現場確認の結果、緊急清掃が必要な場合は緊急清掃工にて対応し、甲へ報告すること。なお、報告は原則翌開庁日とするが、緊急度が高い場合は、速やかに甲へ報告すること。要請後原則１時間半以内に現場到着できることとし、いかなる場合でも２時間半以内に現場に到着し、確認すること。
- エ. 通報内容や現場確認の結果、対応すべきか判断がつかない場合や対応方法に悩む場合は、甲へ連絡し、確認すること。
- オ. 通報者からの通報内容、現地確認作業内容、対応内容、対応結果、原因、および今

後の方針等を記入し、翌開庁日の午前9時までに電子メールにて甲へ報告すること。
原因が不明な場合は、本管カメラ調査工や取付管カメラ調査工等により原因究明を図ること。

(28) 雨水枡清掃工 (日当たり 規定数量)

- ア. 雨水枡清掃工は、大津市内の合流地域（大津、膳所エリア）における雨水枡内に堆積した土砂等を梅雨時期前に揚泥車等で清掃する業務である。雨水枡取付管も併せて清掃するものだが、陶管が多いため十分留意すること。
- イ. 下水道台帳に記載のない雨水枡や、下水道台帳に記載はあるが現地に存在しない雨水枡等は、甲へ報告すること。なお、下水道台帳に記載のない雨水枡であっても、併せて清掃すること。
- ウ. 日進量については、日当たり150箇所以上実施することを標準とする。
- エ. 1年に9日実施するもの。

(29) 雨水渠清掃工、大型雨水渠清掃工 (日当たり 参考数量)

- ア. 雨水渠清掃工は、大津市内の雨水渠において土砂堆積や、多量のゴミ、魚の死骸等が発生した際に、清掃や浚渫をする業務である。大型雨水渠清掃工は、おぼろ池川雨水渠やよしの川雨水渠のような大津市内の大型雨水暗渠において土砂堆積などを解消するため、清掃や浚渫をする業務である。
- イ. 清掃箇所は、維持管理上必要箇所（要望、苦情発生箇所等）とする。
- ウ. 揚泥車や吸引車等の清掃車を作業箇所へ横付けする場合は、交通誘導員を配置すること。必要に応じて、地元へ作業の周知をおこなうこと。
- エ. 大型暗渠の場合、吸引する高低距離や延長が長くなる傾向があり、創意工夫しながら作業すること。

(30) 雨水渠用地除草・剪定工 (日当たり 参考数量)

- ア. 雨水渠用地除草・剪定工は、大津市内の雨水渠用地内で繁茂した雑草や、雨水渠内に堆積した土砂から自生した雑草等の除草、支障枝の剪定、および通水を阻害している樹木の伐採等をおこなう業務である。
- イ. 作業箇所は、維持管理上必要箇所（要望、苦情発生箇所等）とする。
- ウ. 作業のために高所作業車やパッカー車等を作業箇所へ横付けする場合は、交通誘導員を配置すること。必要に応じて、地元へ作業の周知をおこなうこと。
- エ. 飛び石飛散防止対策などの安全対策を実施すること。

(31) 雨水渠機械電気設備保守点検工 (回当たり 規定数量)

- ア. 雨水渠機械電気設備保守点検工は、よしの川雨水調整池機械電気設備と瀬田浦クリーク（萱野浦）機械電気設備を、次のとおり点検する業務である。
 - ①水中ポンプの点検 前後期
 - ②配管・弁類、制御盤、検知器類の点検 前後期
 - ③隔膜式連成計の点検 前期
- イ. 実施時期は、出水期（6月から7月）の前期、渇水期（10月から11月）の後期とし、各期間内に各1回、1年に合計2回実施するもの。
- ウ. 隔膜式連成計の点検は、必ず前期に実施すること。
- エ. 土砂や流木等の堆積が著しい場合は、雨水渠清掃工にて対応すること。

(32) 雨水渠侵入防止対策工 (日当たり 参考数量)

- ア. 雨水渠侵入防止対策工は、琵琶湖花火大会時に諸子川の一部区間（馬場一丁目6番と11番の間）でブルーシート等により、侵入防止対策をおこなう業務である。

- イ. 琵琶湖花火大会当日の昼間に侵入防止対策を設置し、大会中はガードマンを待機させること。大会後に十分人が少なくなったことを確認して、侵入防止対策を撤去する。
- ウ. 避難通路にもなっているため、万一災害等が発生した場合は、侵入防止対策を速やかに撤去できるよう、待機させたガードマンへの指導を徹底すること。
- エ. 1年に1日実施するもの。

(33) 雨水渠本管簡易補修工（箇所当たり 参考数量）

- ア. 雨水渠本管簡易補修工は、巡視点検工等で発見された雨水渠の破損やズレ等について、Vカット工法などの簡易な補修方法で補修する業務である。使用材料等については、工事費に含まれるものとする。
- イ. 作業箇所については、大津市内の維持管理上必要箇所（破損発生箇所等）とする。
- ウ. 本管径がφ800mm以上の、人が入って作業ができる環境であることが前提で、急結性止水材やポリマーセメントモルタル等で破損箇所を補修する。その際、必要に応じてVカットなどをおこない、十分に補修材の厚みをもたす。
- エ. 雨水渠本管簡易補修工の施工は、過去に同等の工法で相当の経験を有する技術者により施工しなければならない。
- オ. 遊離石灰や侵入した木根、はつり後のコンクリート片等は適切に回収し、産業廃棄物として処分すること。

3. 成果品

- (1) 提出する成果品（業務報告書に添付の出来高調書、記録写真）は、次のとおり。

ア. 実施箇所一覧表	1部
イ. 各業務位置図	1部
ウ. 業務内容報告書	1部
エ. 点検調書	1部
オ. 業務記録写真	1部
カ. DVDディスク	1式
キ. その他（完了検査に必要な書類）	1部
- (2) 電子データを納品する場合の、CD、もしくはDVDでの提出とし、ファイル形式は、特別な読み取りソフト無しで閲覧できるようにすること。
- (3) 点検調書については、電子データ、および紙ベースで提出すること。なお、電子データはエクセル形式とする。
- (4) TVカメラ調査結果の判定基準については、「下水道管路施設の点検・維持管理マニュアル(案)」によること。近年の下水道事故を受け、判定基準などの変更が検討されているため、契約期間内に変更があった場合には新しい判定基準で対応すること。

第4章 その他

1. 業務の完了

業務を履行し、甲へ業務報告書や年度報告書等、所定の書類が提出された後、本市検査員による完了検査の合格をもって完了とする。正当な理由無く、日進量や作業量等が明らかに不足している場合、数量として計上しない可能性もあるため、留意すること。

2. 検査、支払

- (1) 乙は、完了検査のために、速やかに所定の書類を甲へ提出すること。
- (2) 完了検査の日程は、甲と協議するものとし、完了検査時には書類の説明等をおこな

い、検査員が理解しやすいよう努めること。

(3) 乙は、検査のために資料の修正や、追加資料が必要な場合、検査員の指示に従い提出すること。検査の結果、検査員からは是正措置の指摘があれば従うこと。

(4) 支払い、甲が乙へ各月ごとに契約額の60分の1（5ヵ年×12ヶ月分）を支払うものとし、各月の業務量に関わらず、同額を支払う。

3. 是正勧告

(1) 本仕様書に定める内容を乙が履行しない場合、甲は乙に対し、指示をする。

(2) 乙が指示を受けたにも関わらず、その内容を履行しない場合は、甲は乙に対し、改善するよう文書で通告する。

(3) 乙は、通告を受けたときには、受領日から7日以内に、改善方法および期日等の定めた改善計画書を甲に提出するとともに、以降甲が指定する期限までに是正しなければならない。

(4) 甲は、改善計画の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して理由を明らかにしたうえで、当該改善計画書の修正を求めることができる。

4. 留意事項

(1) 緊急工事が必要な異常が発見された場合は、速やかに甲へ報告すること。

(2) 乙は、業務に際してみだりに、他人の土地に立ち入らないこと。

(3) 地震・集中豪雨等の災害が発生し、公共下水道管渠施設等に被害が発生した場合は、必要に応じて、被害施設の調査、および清掃等に対応できる体制をとること。

(4) 乙は、本業務で清掃、および調査する公共下水道管渠施設等の位置については、現場条件等により通常の機械が使用できない場合もあるため、事前に現場確認等をおこない、可能な限りすべて対応すること。

(5) 大津市水再生センター内の作業においては、終末処理場運転管理業務に支障を与えないよう注意すること。また、同センター内での車両運行に際しては留意すること。

(6) 監理技術者等は、写真や位置図などのやりとりが容易にできるようSNS等の通信手段を活用し、甲と密に連絡がとれる体制をとること。

(7) その他、不明な点などについては、甲乙協議し決定するものとする。

別紙 1 業務内容一覧表

業務内容	単位	予定数量（5カ年）	予算	備考	担当
(1-1)本管カメラ調査工（3条調査）	m	5,000	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(1-2)本管カメラ調査工（法定点検）	m	6,600	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(1-3)本管カメラ調査工（軌道下等重要路線）	m	5,000	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(1-4)本管カメラ調査工（4条調査）	m	100,000	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(1-5)本管カメラ調査工（雨天時浸入水調査）	m	5,000	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(2-1)取付管カメラ調査工	箇所	150	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(2-2)取付管カメラ調査工（雨天時浸入水調査）	箇所	500	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(3)Zパイプ取付管調査工	箇所	25	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(4)圧送管調査工	箇所	50	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(5-1-1)流量調査工（1か月/1箇所）（流量計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(5-1-2)延長流量調査工（1か月/1箇所）（流量計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(5-2-1)流量調査工（1か月/1箇所）（水位計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(5-2-2)延長流量調査工（1か月/1箇所）（水位計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(5-3-1)雨量調査工（1か月/1箇所）（雨量計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(5-3-2)延長雨量調査工（1か月/1箇所）（雨量計）	箇所	15	汚水委託（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(6)維持管理システム入力業務	式	1	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(7-1)巡視点検工	日	1,180	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(7-2)巡視点検工Ⅱ	日	240	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(7廃)廃棄物収集運搬処分工	回	10	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(7材)維持管理資機材費	式	1	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(8-1)重点管渠清掃工	日	75	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(8-2)計画管渠清掃工	日	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(9)巡回清掃工	日	240	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(10-1)合流改善施設等点検工	日	5	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(10-2)合流改善施設等清掃工	日	5	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(11)人孔目視調査工	箇所	15,000	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(12-1)モノレール草刈伐開工	回	5	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(12-2)モノレール点検工	回	5	汚水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(13-1)人孔ライニング工（管口）	箇所	300	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(13-2)人孔ライニング工（目地）	箇所	150	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(13-3)人孔防食ライニング工	m2	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(14-1)本管更生工(150)	m	100	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-2)本管更生工(200)	m	200	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-3)本管更生工(250)	m	1000	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-4)本管更生工(300)	m	200	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-5)本管更生工(350)	m	50	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-6)本管更生工(400)	m	20	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-7)本管更生工(450)	m	20	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(14-8)本管更生工(500)	m	10	汚水工事（4条）	【参考数量】	北部・南部G
(15)突出管処理工	箇所	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	北部・南部G
(16)更生管削孔工（取付削孔）	箇所	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	北部・南部G
(17)本管部分更生工	箇所	150	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(18)取付管更生工	箇所	150	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(19)支管一体型補修工	箇所	150	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(20)モルタルおよび木根等除去工	箇所	250	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(21)公共汚水樹交換工	箇所	50	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(22)ステップ交換工	本	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(23)人孔鉄蓋交換工	箇所	50	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(24)下水道用地除草・剪定工	日	25	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(25)水替工	台	100	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(26-1)緊急清掃工(本管)開庁時	回	50	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(26-2)緊急清掃工(本管)閉庁時	回	25	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(26-3)緊急清掃工(取付管)開庁時	回	15	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(26-4)緊急清掃工(取付管)閉庁時	回	75	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(27)緊急現場確認工(閉庁時)	回	200	汚水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(28)雨水樹清掃工	日	45	雨水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(29-1)雨水渠清掃工	日	100	雨水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(29-2)大型雨水渠清掃工	日	50	雨水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(30)雨水渠用地除草・剪定工	日	200	雨水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(31)雨水渠機械電気設備保守点検工	回	20	雨水委託（3条）	規定数量	管渠管理G
(32)雨水渠侵入防止対策工	日	5	雨水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G
(33)雨水渠本管簡易補修工	箇所	50	雨水委託（3条）	【参考数量】	管渠管理G

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特記事項

(法令遵守)

第1 乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 本委託業務に関する関係法令
- (3) 本市の条例、規則
- (4) 情報セキュリティ基本方針
- (5) 大津市が保有する個人情報の取扱いに関する管理規程

(責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における情報資産の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(セキュリティインシデント等の緊急事態の対応)

第3 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。

2 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該セキュリティインシデント等の緊急事態に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 甲は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(提供資料の保全等)

第4 乙は、提供資料の保全等について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での資料等の保管
- (3) 業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (4) 資料等を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (5) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (6) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - ア パスワード等による認証の仕組み
 - イ 周辺機器のアクセス制限等によるデータ持ち出し制限

- (7) 甲が管理するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止
- (8) 本市庁舎内で業務を行う場合、名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (9) 本市の許可を得ていない私用の端末、外部電磁的記録媒体での作業の禁止
- (10) 機密情報を含む電子データの暗号化処理
- (11) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (12) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止
- (13) OSやセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実施
- (14) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (15) 上記項目の業務従事者への周知

（コンピュータウイルス対策）

第5 乙は、コンピュータウイルス対策について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）について、コンピュータウイルス対策を講じること。
- (2) コンピュータウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (3) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (4) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (5) コンピュータウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (6) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

（廃棄）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による情報資産の取扱いを伴う業務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、

当該委託で取扱う情報資産の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(調査)

第8 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、情報セキュリティ対策等の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第9 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う情報資産の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(契約の解除)

第10 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

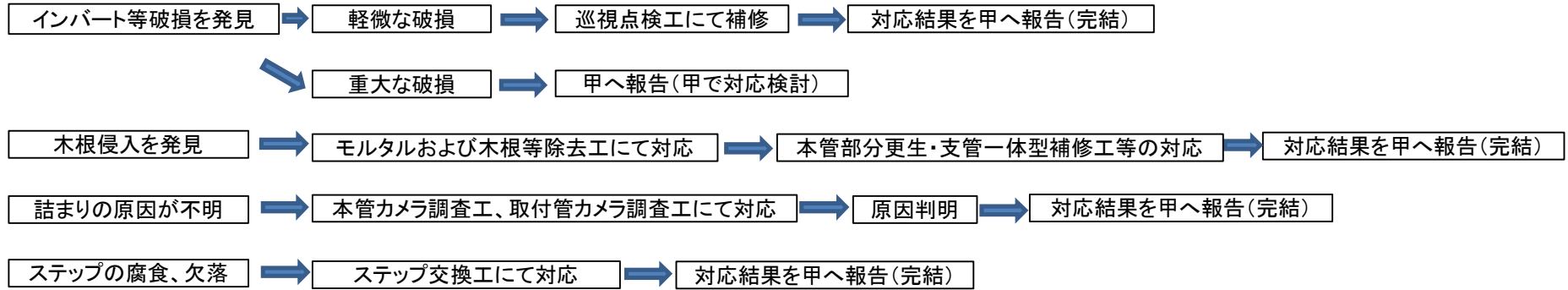
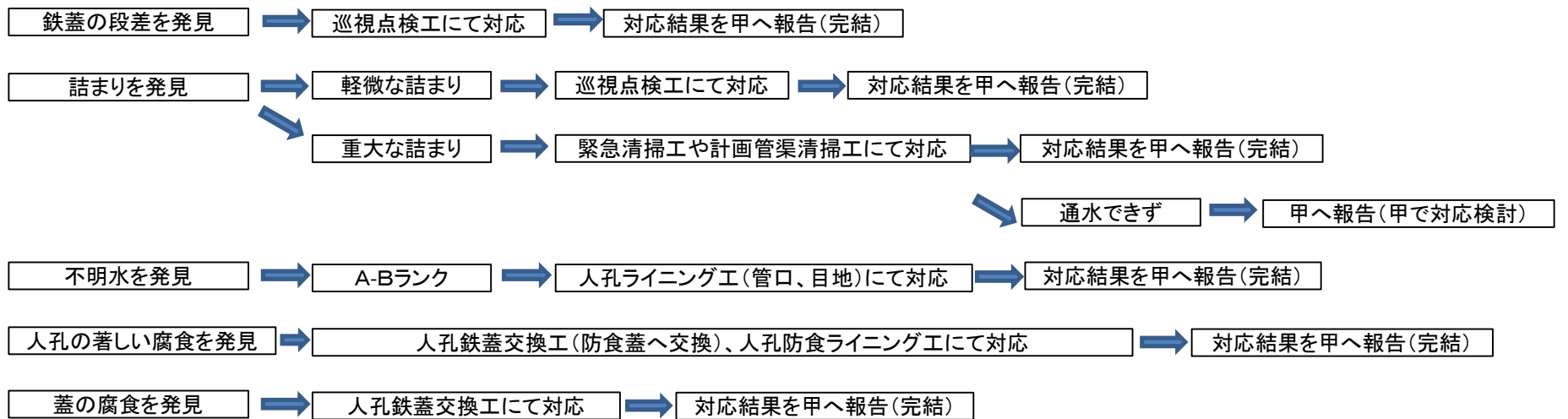
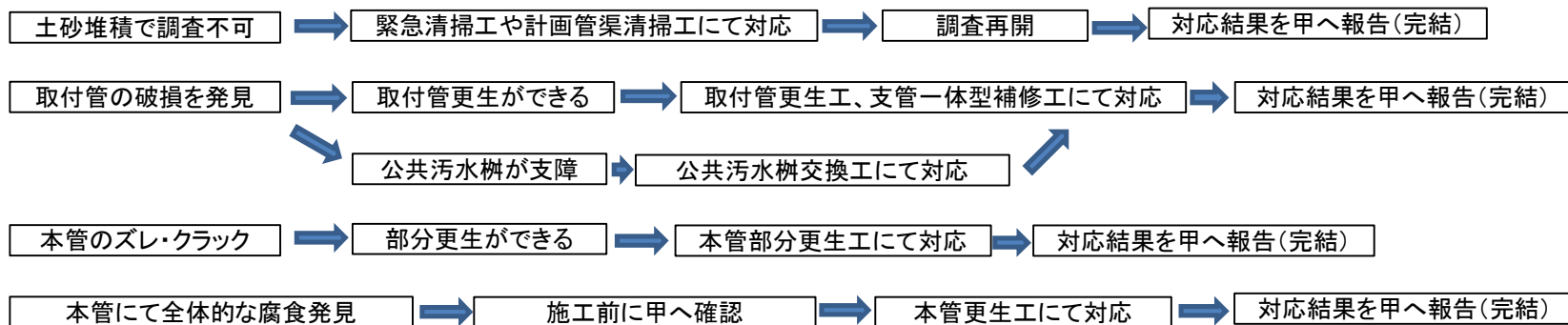
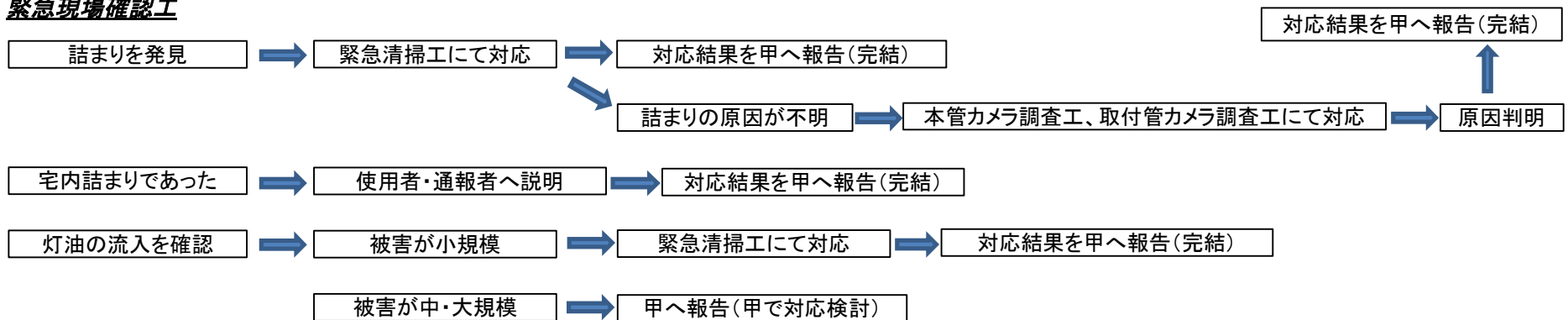
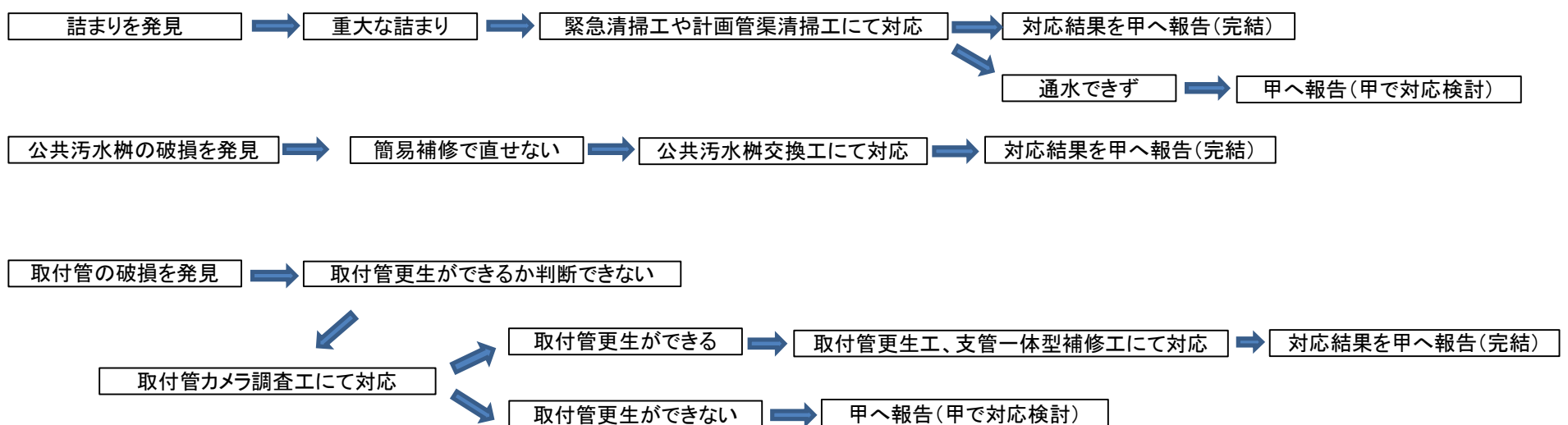
(損害賠償)

第11 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

別紙３ 各業務情報一覧表（例）

＜統括責任者＞ 所属：株式会社 ○○ 氏名：○○ 連絡先：○○－○○○ （処理場関係）
＜副統括責任者＞所属：株式会社 ○○ 氏名：○○ 連絡先：○○－○○○ （管渠関係）
＜監理技術者＞ 所属：株式会社 ○○ 氏名：○○ 連絡先：○○－○○○
＜副監理技術者＞所属：株式会社 ○○ 氏名：○○ 連絡先：○○－○○○

業務内容	予定数量	単位	再委託先	酸素欠乏作業主任者	連絡先
(1-1)本管カメラ調査工（３条調査）	5,000	m		○○	○○-○○○
(1-2)本管カメラ調査工（法定点検）	6,600	m		○○	○○-○○○
(1-3)本管カメラ調査工（軌道下等）	5,000	m		○○	○○-○○○
(1-4)本管カメラ調査工（４条調査）	100,000	m		○○	○○-○○○
(1-5)本管カメラ調査工（雨天時）	5,000	m		○○	○○-○○○
(2-1)取付管カメラ調査工	150	箇所			
(2-2)取付管カメラ調査工（雨天時）	500	箇所			
(3)Ｚパイプ取付管調査工	25	箇所	㈱○○		
(4)圧送管調査工	50	箇所		○○	○○-○○○
(5-1-1)流量調査工（流量計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(5-1-2)延長流量調査工（流量計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(5-2-1)流量調査工（水位計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(5-2-2)延長流量調査工（水位計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(5-3-1)雨量調査工（雨量計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(5-3-2)延長雨量調査工（雨量計）	15	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(6)維持管理システム入力業務	1	式			
(7-1)巡視点検工	1,180	日	㈱○○	○○	○○-○○○
(7-2)巡視点検工Ⅱ	240	日	㈱○○		
(7廃)廃棄物収集運搬処分工	10	回			
(7材)維持管理資機材費	1	式			
(8-1)重点管渠清掃工	75	日		○○	○○-○○○
(8-2)計画管渠清掃工	200	日		○○	○○-○○○
(9)巡回清掃工	240	日			
(10-1)合流改善施設等点検工	5	日		○○	○○-○○○
(10-2)合流改善施設等清掃工	5	日		○○	○○-○○○
(11)人孔目視調査工	15,000	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(12-1)モノレール草刈伐開工	5	回	㈱○○、有○○		
(12-2)モノレール点検工	5	回	㈱○○、有○○		
(13-1)人孔ライニング工（管口）	300	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(13-2)人孔ライニング工（目地）	150	箇所	㈱○○	○○	○○-○○○
(13-3)人孔防食ライニング工	200	m2	㈱○○	○○	○○-○○○
(14-1～8)本管更生工(150-500)	計 1600	m		○○	○○-○○○
(15)突出管処理工	200	箇所		○○	○○-○○○
(16)更生管削孔工（取付削孔）	200	箇所		○○	○○-○○○
(17)本管部分更生工	150	箇所		○○	○○-○○○
(18)取付管更生工	150	箇所		○○	○○-○○○
(19)支管一体型補修工	150	箇所		○○	○○-○○○
(20)モルタルおよび木根等除去工	250	箇所		○○	○○-○○○
(21)公共汚水桝交換工	50	箇所	㈱○○、有○○、㈱○○		
(22)ステップ交換工	200	本		○○	○○-○○○
(23)人孔鉄蓋交換工	50	箇所	㈱○○、有○○、㈱○○		
(24)下水道用地除草・剪定工	25	日	㈱○○、有○○、㈱○○		
(25)水替工	100	日		○○	○○-○○○
(26-1)緊急清掃工(本管)開庁時	50	回		○○	○○-○○○
(26-2)緊急清掃工(本管)閉庁時	25	回		○○	○○-○○○
(26-3)緊急清掃工(取付管)開庁時	15	回			
(26-4)緊急清掃工(取付管)閉庁時	75	回			
(27)緊急現場確認工(閉庁時)	200	回		○○、○○	○○-○○○
(28)雨水桝清掃工	45	日			
(29-1)雨水渠清掃工	100	日	㈱○○、有○○、㈱○○	○○、○○	○○-○○○、○○-○○○
(29-2)大型雨水渠清掃工	50	日		○○	○○-○○○
(30)雨水渠用地除草・剪定工	200	日	㈱○○、有○○、㈱○○		
(31)雨水渠機械電気設備保守点検工	20	回	㈱○○	○○	○○-○○○
(32)雨水渠侵入防止対策工	5	日			
(33) 雨水渠本管簡易補修工	50	箇所			

重点管渠清掃工、計画管渠清掃工、巡回清掃工、緊急清掃工等**人孔目視調査工****本管カメラ調査工、取付管カメラ調査工****緊急現場確認工****巡視点検工**

別紙5 法定点検箇所一覧表(参考)

	P通し No.	No.	施設の名称	施設の位置	開始年度	圧送管 延長	吐口下流の管渠	点検調査実績										調査計画		腐食影響延長(m) R8 県大型調査		
								R2調査			R5調査			R6調査			R7調査				R8調査(予定)	
湖西	5	1	南小松	南小松1387	H 16	1,299	HP						◎	Ⅱ	66.81					35.02		
	10	2	北比良第3	北比良829	H 13	405	HP(南小松)						◎	-	0.00					0.00		
	8	3	北比良第1	北比良190	H 12	229	VU→HP(南小松下流)						◎	Ⅲ	113.08					113.08		
	12	4	南比良第1	南比良647	H 11	150	HP	◎	Ⅲ	81.54							◎	Ⅲ	72.22		153.76	
																	Ⅲ	81.54				
	13	5	南比良第2	南比良1	H 12	139	VU→HP						◎	Ⅲ	194.76						194.76	
	14	6	荒川第1	荒川6	H 8	78	VU(下流SHP)						◎	Ⅲ	178.88						178.88	
	14	7	真野	真野五丁目13	H 4	81	HP						◎	Ⅲ	33.67						33.67	
	26	8	天神山	衣川三丁目17	H 8	72	HP						◎	Ⅲ	70.68						70.68	
	27	9	雄琴第1	雄琴二丁目4	H 2	519	HP						◎	Ⅲ	24.70						24.70	
	31	10	千野	千野一丁目3	H 2	290	HP						◎	Ⅲ	39.82						39.82	
	32	11	坂本八条	坂本五丁目26	H 2	138	HP						◎	Ⅲ	44.55						44.55	
														Ⅱ	2.40							
	34	12	下阪本第1	下阪本三丁目16	H 2	130	SHP						◎	Ⅲ	109.95						199.45	
													○	89.50								
	35	13	下阪本第2	下阪本六丁目20	S 60	817	Re:HP	◎	○	0.00							◎	○	0.00		0.00	
	36	14	下阪本第3	下阪本二丁目14	H 5	480	HP						◎	Ⅲ	136.54						136.54	
	37	15	藤ノ木川	下阪本四丁目	H 23	46	HP				◎	Ⅲ	25.02						◎		25.02	
38	16	唐崎	唐崎三丁目5	H 1	305	SHP							◎	Ⅲ	283.70					283.70		
39	17	唐崎第2	唐崎三丁目20	H 8	85	VU(下流HP)							◎	Ⅲ	91.80					91.80		
大津	1	18	比叡平	比叡平三丁目	H 12	610	VU				◎	○	0.00						◎		0.00	
	2	19	山中第2	比叡平三丁目44	H 16	939	VU(下流SHP)				◎	Ⅲ	28.68						◎		28.68	
	4	20	勸学	勸学二丁目12	H 3	344	VU(下流HP)	○		42.15							◎	Ⅲ	28.57		42.15	
																	Ⅲ	13.58				
	5	21	鏡が浜	二本松1	H 12	183	VU(下流HP)	○		6.66							◎	Ⅲ	6.66		6.66	
	6	22	柳川	柳川一丁目5	H 14	112	VU(下流HP)							◎	Ⅲ	2.50					2.50	
	7	23	三井寺	三井寺町1	S 52	69	HP							◎	Ⅱ	16.44					19.70	
														○	3.26							
	9	24	逢坂第1	逢坂一丁目10	H 8	8	VU(下流HP)	○		15.77							◎	Ⅲ	15.77		15.77	
	10	25	逢坂第2	逢坂一丁目13	H 9	268	HP	○		5.06							◎	Ⅲ	5.06		5.06	
	11	26	松本	松本一丁目6	S 56	26	HP	○		13.73							◎	Ⅲ	5.96		13.73	
																	Ⅲ	7.77				
	12	27	本宮	本宮一丁目	H 22	137	HP	○		37.00							◎	Ⅲ	31.35		37.00	
																	Ⅲ	5.65				
	13	28	竜が丘	竜が丘27	H 2	83	HP	○		37.95							◎	Ⅲ	12.50		37.95	
																	Ⅲ	24.45				
	14	29	湖城が丘第1	湖城が丘15	H 1	49	HP	◎	Ⅲ	30.91							◎	Ⅲ	30.91		43.81	
									Ⅲ	12.90							Ⅲ	12.90				
	15	30	湖城が丘第2	湖城が丘19	H 4	82	VU→HP	○		46.15							◎	Ⅲ	24.80		46.15	
																	Ⅲ	21.35				
	16	31	秋葉台	秋葉台6	H 2	228	HP							◎	Ⅱ	34.70					65.40	
															Ⅲ	30.70						
	17	32	晴嵐第2	晴嵐一丁目17	S 58	212	HP	○		28.60							◎	Ⅱ	28.60		28.60	
	18	33	狐川	晴嵐二丁目4	H 3	9	VU(下流HP)	○		23.90							◎	Ⅲ	23.90		23.90	
19	34	粟津	粟津町2	H 8	212	VU(下流HP)	○		28.12							◎	Ⅲ	28.12		28.12		
21	35	国分第1	国分一丁目30	H 6	42	HP	○		4.87							◎	Ⅲ	4.87		4.87		
22	36	国分第2	国分一丁目5	H 6	27	VU(下流HP)				◎	Ⅲ	34.77						◎		34.77		
23	37	国分第3	国分二丁目20	H 21	81	VU(下流HP)	○		8.84							◎	Ⅲ	8.84		8.84		
24	38	蛭谷	蛭谷2	S 58	280	HP							◎	Ⅲ	33.18					33.18		
25	39	蛭谷第2	石山寺一丁目2	H 15	74	VU(下流HP)	○		31.74							◎	Ⅲ	11.82		31.74		
																Ⅲ	19.92					
藤尾	1	40	大谷	大谷町21	H 8	110	HP	○		15.02							◎	Ⅲ	15.02		15.02	
湖南	3	41	大江	大江四丁目3	S 61	138	HP							◎	Ⅲ	49.36					49.36	
	4	42	大江第2	大江二丁目21	H 7	121	HP	○		24.54							◎	Ⅲ	9.92		24.54	
																	Ⅲ	14.62				
	5	43	大江第3	大江七丁目8	H 11	91	HP	○		34.53							◎	Ⅲ	10.86		34.53	
																	Ⅱ	23.67				
	6	44	大江第4	大江五丁目35	H 12	84	HP	○		98.36							◎	Ⅲ	48.93		98.36	
																	Ⅱ	49.43				
	7	45	庄山	大江五丁目33	H 9	68	HP	○		64.92							◎	Ⅲ	26.87		64.92	
																	Ⅱ	38.05				
	8	46	庄山第2	大江五丁目30	H 19	103	VU→HP	○		37.64							◎	Ⅲ	26.86		37.64	
																	Ⅲ	10.78				
	9	47	庄山第3	大江六丁目	H 23	107	HP	○		32.91							◎	Ⅲ	19.63		32.91	
																	Ⅲ	13.28				
	11	48	蛸田	瀬田一丁目9	H 2	14	HP	○		10.11							◎	Ⅱ	10.11		10.11	
	12	49	寺辺第5	石山寺四丁目19	H 30	75	PRP→HP				◎	Ⅲ	32.90						◎		32.90	
	13	50	石山第1	瀬田五丁目31	S 61	546	流域へ							◎	-	0.00					0.00	
	14	51	石山第2	瀬田五丁目23	H 4	35	HP							◎	Ⅲ	41.18					41.18	
	15	52	石山第3	南郷二丁目1	H 5	598	シールド	◎	Ⅲ	220.14							◎	Ⅱ	220.14		220.14	
	17		田上第1	稲津二丁目11	H 1	637	HP(田上第2)										◎	Ⅲ				
	18	53	田上第2	稲津二丁目11	H 13	1,410	HP							◎	Ⅲ	1.74					1.74	
20		湖南台	稲津二丁目11	H 7	421	HP(田上第2)																
19	54	田上第3	里一丁目10	H 12	420	HP	○		28.91							◎	Ⅲ	28.91		28.91		
25	55	中野	中野一丁目15	H 18	365	VU(下流HP)	○		39.35							◎	Ⅲ	39.35		39.35		
30	56	岡の平	南郷五丁目27	H 14	664	HP	○		14.90							◎	I	14.90		15.00		
31	57	関津第1	関津一丁目10	H 14	154	VU→シールド	○		313.87							◎	Ⅲ	313.87		313.87		
34	58	大石	関津三丁目18	H 12	1,442	Re:HP							◎	○	0.00					0.00		
								30 全部	1391.09	5	121.37	23	1693.90	30	1462.31	5	3244.49					
								4 詳細	332.59				Ⅱ	120.35		I	14.90					
								Ⅲ	332.59		Ⅲ	121.37		Ⅲ	1480.79		Ⅱ	370.00	赤字:要補修			
								○	0.00		○	0.00		○	92.76		Ⅲ	1077.41	青字:補修済み			
															○	0.00			黄字:前年との変更箇所			

別紙6

維持管理システム入力一覧表 参考

システム入力の際は、最新の入力情報から緊急度を判定することを理解して入力すること。（対応していない損傷データは残すこと。）

No.	業 務 名	入力先	入力名	システムに紐づけるもの (添付するもの)
1	本管カメラ調査工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(本管調査__〇月)	点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
2	取付管カメラ調査工	苦情		点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
3	Zパイプ取付管調査工	苦情		点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
4	圧送管調査	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(圧送管調査__〇月)	点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
5	流量調査、雨量調査	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(不明水調査__〇月)	調査結果
6	維持管理システム入力業務	なし		
7	巡視点検工、巡視点検工Ⅱ	なし		
7廃	廃棄物収集運搬処分工	なし		
7材	維持管理資機材費	なし		
8	重点・計画管渠清掃工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(清掃__〇月)	清掃履歴のみ
9	巡回清掃工	なし		
10-1	合流改善施設等点検工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(合流改善点検__〇月)	点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
10-2	合流改善施設清掃工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(清掃__〇月)	清掃履歴のみ
11	人孔目視調査工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(人孔調査__〇月)	点検調書(エクセル)、異常箇所写真(PDF)
12	モノレール草刈伐開工、点検工	なし		
13-1	人孔ライニング工 (管口)	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(人孔更生__〇月)	施工写真(PDF)
13-2	人孔ライニング工 (目地)	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(人孔更生__〇月)	施工写真(PDF)
13-3	人孔防食ライニング工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(人孔更生__〇月)	施工写真(PDF)
14	本管更生工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(本管更生__〇月)	竣工図、施工写真(PDF)
15	突出管処理工	なし		
16	更生管削孔工	なし		
17	本管部分更生工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(本管部分更生__〇月)	施工写真(PDF)
18	取付管更生工	苦情		施工写真(PDF)
19	支管一体型補修工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(支管更生__〇月)	施工写真(PDF)
20	モルタルおよび 木根等除去工	本管:工事 取付:苦情	RO__下水道管渠施設維持管理業務(モルタル木根除去__〇月)	施工写真(PDF)
21	公共汚水樹交換工	苦情		施工写真(PDF)
22	ステップ交換工	なし		
23	人孔鉄蓋交換工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(鉄蓋交換__〇月)	施工写真(PDF)
24	下水道用地除草・剪定工	なし		なし
25	水替工	なし		
26-1	緊急清掃工 (本管 開庁時)	苦情		作業写真(PDF)
26-2	緊急清掃工 (本管 閉庁時)	苦情		作業写真(PDF)
26-3	緊急清掃工 (取付管 開庁時)	苦情		作業写真(PDF)
26-4	緊急清掃工 (取付管 閉庁時)	苦情		作業写真(PDF)
27	緊急現場確認工	苦情		作業写真(PDF)
28	雨水樹清掃工	なし		
29-1	雨水渠清掃工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(雨水渠清掃__〇月)	清掃履歴のみ
29-2	大型雨水渠清掃工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(雨水渠清掃__〇月)	清掃履歴のみ
30	雨水渠用地除草・剪定工	なし		
31	雨水渠機械電気設備 保守点検工	なし		
32	雨水渠侵入防止対策工	なし		
33	雨水渠本管簡易補修工	工事	RO__下水道管渠施設維持管理業務(雨水渠簡易補修__〇月)	施工写真(PDF)

別紙7

重点管渠清掃工一覧表

(参考扱い)

No.	施設名	スパン	延長	想定回数	上流入孔	下流入孔	別ルート	備考
1	焼鳥大吉 志賀町店	2	87.8	1 回/年	2211400035	2211400037		
2	笑い飯	1	20.8	1 回/年	2213300015	2213300016		
3	久保田鉄工所	5	109.4	2 回/年	2235200048	2235200012	2235200014→13	
4	ニシクメ商店	16	423.8	2 回/年	2255400051	2261400039	2255300023→2255400049	
5	和邇高城363	1	27.9	2 回/年	2261200064	2261200077		
6	平和堂 和邇店	7	224.0	2 回/年	2262400019	2262300097	2262400038→2262300800	
7	みずほ公園	11	310.7	2 回/年	2262400054	2262400060	2262400063→55、2262400064→56、2262400066→57	
8	ラーメン藤 和邇店	7	255.6	2 回/年	2262400006	2263400029		
9	コーヒーハウスホグット	4	129.8	2 回/年	2262400060	2263400029		
10	カラオケドレミ	7	205.0	2 回/年	2263400055	2263400028	2263400025→28	
11	南浜自治会館	18	595.2	2 回/年	2274100014	2263500017		
12	和邇今宿340	2	99.6	2 回/年	2264400005	2264400003		
13	LANDWEG	3	142.3	1 回/年	0423400114	0422400002		
14	天下一品 堅田店	2	90.3	1 回/年	0424300037	0425300027		
15	ちゃんぽん亭 堅田店	2	25.4	1 回/年	0425300031	0425300014		
16	マクドナルド 堅田店	10	265.7	1 回/年	0425300053	0461300004	0461300137→0425300035含む	
17	焼肉新羅	12	411.9	2 回/年	0461300019	0461300001	0461300100→0461300018、0461300024→1	
18	餃子の王将 堅田店	9	281.1	3 回/年	0462300017	0462300016		
19	ケンタッキー 堅田店	4	122.2	2 回/年	0462200068	0462200022		
20	ココス 堅田店	5	123.6	1 回/年	0462200037	0463200058		宋八
21	平和堂 堅田店	6	133.4	1 回/年	0463200122	0463200003		
22	来来亭 堅田店	2	51.1	2 回/年	0464200091	0463200091		
23	から好し 大津堅田店	9	229.8	2 回/年	0464100075	0464100039	0464100036→38	まこと屋 県道・夜間
24	what's	2	78.0	1 回/年	0503500002	0502500038		
25	呉鶏(そらとり)	1	67.4	1 回/年	0504400061	0504400059		旧豚骨ノカ
26	中華そば殿	3	59.6	2 回/年	0504400052	0505400035		県道・夜間
27	麺屋 聖	18	569.6	3 回/年	0552300065	0553300038		
28	あがりやんせ	7	201.1	2 回/年	0554200021	0555200008	0555200004→0554200023、0554200024→26	旧ビックラメン
29	焼鳥大吉 唐崎店	2	87.8	1 回/年	0673100032	0663500039		
30	天下一品 唐崎店	4	120.1	1 回/年	0675200011	0674200104		
31	ランチ大津京	10	329.0	1 回/年	0715100001	0731500040		
32	来来亭 西大津店	2	33.0	1 回/年	0741100008	0741100010		
33	餃子の王将 皇子山店	6	149.3	1 回/年	0732500024	0732500005	0732500001→2	県道・夜間
34	ISビル	1	14.9	1 回/年	0732400058	0732400059		
35	新福采館 大津京店	1	14.8	1 回/年	0733400004	0733400005		
36	長等二丁目35	3	56.3	1 回/年	0773400167	0773400169		
37	中央一丁目2	4	51.1	1 回/年	0774500062	0774500805		
38	中央二丁目 くし屋敷	2	23.1	1 回/年	0773500088	0773500813	2スパン目管取 逆引き洗浄	
39	ちゃんぽん亭 ビエラ大津店	10	118.8	1 回/年	0775500222	0775500023	0775500058→0775500059	大津駅テナント群
40	ちゃんぽん亭 Oh!Meテラス店	10	205.1	1 回/年	0785400134	0785300004	0785400139→135含む 078530017400001取付管含む	
41	マックスバリュ	9	238.6	2 回/年	0785500005	0785500013		
42	小堀マンション南側	3	90.6	1 回/年	0785500048	0785500042		
43	エバーグリーン北側	3	115.3	3 回/年	0795100006	0785500060		
44	来来亭 膳所店	5	124.2	1 回/年	0822400055	0822400060		国道・夜間
45	魂心家	6	98.9	2 回/年	0822400053	0822400034		
46	天下一品 膳所店	4	91.4	1 回/年	0823400140	0823400133		国道・夜間
47	ずんどう屋 大津膳所店	4	69.0	1 回/年	0824500013	0824500017		国道・夜間
48	木下町6	9	134.7	1 回/年	0832100051	0832100024	0832100174→815	
49	丸源ラーメン 大津店	3	43.6	1 回/年	0831100134	0831100080		
50	餃子の王将 国道大津店	3	37.0	1 回/年	0825500056	0835100002		
51	天下一品 御殿浜店	4	102.6	1 回/年	0881300007	0881300014		
52	ちゃんぽん亭 御殿浜店	3	38.6	1 回/年	0881300030	0881300033		
53	モスバーガー美崎町店	10	149.4	1 回/年	0883100027	0883100036		
54	焼肉麗門	3	85.7	1 回/年	0884400134	0884400158		
55	新福采館 石山寺店	2	52.6	1 回/年	1055100024	1055100022		
56	くら寿司 瀬田店	5	132.8	1 回/年	0893300020	0893300015		
57	ロッテリア 瀬田駅前店	1	18.9	1 回/年	0891400126	0891400127		
58	餃子の王将 瀬田店	5	96.7	1 回/年	0891400128	0891400133		
59	来来亭 瀬田店	5	129.9	3 回/年	0855100039	0901100002		
60	ちゃんぽん亭 フォレオー里山店	9	265.4	1 回/年	0981100024	0981100015		
合計	60	327	8661.3	86 回/年				

別紙8

巡回清掃工一覧表

(参考扱い)

No.	場所	内容	箇所 スパン	清掃 頻度	対象人孔No、樹No、上下流人孔No等	備考
1	和邇中	空気弁	1	毎週	0343401001	
2	真野家田町	空気弁	1	毎週	0414500005	
3	下阪本六丁目	空気弁	1	毎週	0621500800	
4	桜野町一丁目	ISビルⅡ(イタリア料理屋) 取付管	1	毎週	073240005800002	
5	札の辻	上栄駅北側 路地管	6	毎週	0774400083→807	
6	末広町	大津駅前 路地管	5	毎週	0775500172→176、0774500182→	
7	末広町	広田ビル 取付管	1	毎週	077550017800002	
8	馬場二丁目	奥村宅 取付管	1	毎週	082140006500001	
9	北大路三丁目	狐川 本管 サイフォン	2	毎週	0952500061→62、0952500056→42	
10	北大路三丁目	永大団地入口 本管 取付管	1	毎週	0951500001→2	
11	伊香立生津町	本管 サイフォン	2	月2回	0401100006→7、0401100011→12	
12	南志賀	本管 サイフォン	1	月2回	0703500101→102	
13	皇子が丘二丁目	ISビルⅢ 取付管	1	月2回	073240006500001	
14	国分二丁目	A地区 本管 サイフォン	1	月2回	1031300004→5	
15	牧一丁目	本管 サイフォン	1	月2回	1073400021→20	
16	新免一丁目	本管 サイフォン	1	月2回	1065500008→7	
17	中央二丁目	くしかつ 本管	1	月2回	0773500089→813	
18	本堅田五丁目	京都信用金庫横 本管	1	月1回	0462200066→58	
19	坂本八丁目	県道伊香立浜大津線 本管	2	月1回	0581100008→10	
20	滋賀里四丁目	滋賀銀行唐崎支店	4	月1回	0664500024→3	
21	長等二丁目	長等商店街南側 路地管	2	月1回	0773400079→81	
22	打出浜	喫茶マタリ横 本管	1	月1回	0785300072→73	
23	大江二丁目	資材置き場横 本管	4	月1回	0894100061→46	
24	一里山四丁目	奥野宅 取付管	2	月1回	089450008800001、089450008800006	
25	馬場三丁目	魂心家 取付管 本管	3	月1回	0822400053→30、082240005300001	
26	藤尾奥町	本管 サイフォン 取付管	3	年4回	0801400031→9、0801400052→19、080140003200001	
27	茶戸町	湖西線沿い 本管 サイフォン	2	年4回	0803301002→1006	
28	皇子が丘二丁目	皇子山アンダー サイフォン	1	年4回	0732300198→197	
29	真野一丁目	びわこクリニック サイフォン	1	年4回	0461201003→1002	
30	雄琴三丁目21-19	シャーマンラスチェB棟 取付管	1	年4回	050530006600001	
合計	30					

別紙9 ■取付管接続調書■

調査年度	〇〇 年度 コード・実測値	業務名	〇〇	受託業者名	株式会社 〇〇
①申請者名		平 面 図			
②樹種別					
③樹深	—				
④樹蓋種別					
⑤上流マンホールからの距離	上流人孔No. ()				
⑥取付管材質					
⑦取付管管径	—	断 面 図			
⑧取付管延長	—				
⑨取付タイプ					
⑩施工分類					
⑪市担当名					

鉄蓋交換工事について

下水道人孔の鉄蓋交換工事の際については、下記の事項について留意し、写真管理を徹底すること。

なお、写真が取れていない場合は、引き抜き強度不足等、重大な施工ミスも考えられるため、始末書・顛末書の提出や、最悪の場合、再施工を指示することがある旨、留意すること。

1 : ☐ 材料検収

※使用する硬化剤により、使用できるアンカー筋、アンカー筋形状等が変わる

2 : ☐ 施工前

3 : ☐ 既設鉄蓋撤去状況 ☐ 既設人孔躯体状況

4 : ☐ 削孔状況

5 : ☐ 孔内清掃状況

(☐ 金属ブラシ **かつ** ☐ ブロアー等)

6 : ☐ アンカー筋根入深さ（削孔深さ）確認 ☐ 打ち込み状況

7 : ☐ 外気温温度 ☐ 硬化時間測定

8 : ☐ 調整駒 調整リング 型枠 設置状況

9 : ☐ 調整高さ確認状況

10 : ☐ 調整モルタル練り混ぜ状況 ☐ 調整モルタル打設状況

11 : ☐ 施工完了

☐にチェックして、撮り忘れを防ごう！！

※調整モルタルの厚みは**5 c m以上**、5 c m調整リングの使用はしない。

別添 22 設備調査記録報告書作成業務仕様書

1 業務概要

保守点検業務の中で、甲の指定する機器について、指定の調査記録と写真記録を取りまとめるものである。

2 作業内容

- ① 表 22-1 から表 22-3 に示す機器について、表 22-4 から表 22-22 で示す調査（表中○印で示すもの）を実施し、報告書を作成すること。「振動」、「温度」、「電流値」及び「絶縁抵抗値」は、計測記録を残すこと。
- ② 上記①のほか、1 系水処理施設の機器について、委託期間中に甲が示す調査を実施し、報告書を作成すること。
- ③ 調査を実施した機器は、「機器全景」と「異常や劣化が確認される箇所の近景」を1セットで撮影すること。撮影はデジタルカメラで行い、写真サイズはL判を基本とすること。
- ④ 屋上防水の劣化部（浮きや剥がれ）の写真撮影すること。防水施工の露出部が点検対象であり、押さえコンクリートや土で覆われている部分は対象としない。
- ⑤ 水槽の内部防食のうち、調査対象の各池、各槽の上部から確認出来る気相部の劣化部（浮きや剥がれ）を撮影すること。
- ⑥ 報告書は、委託期間の最終年度にまとめて甲に提出すること。報告書は、処理場、建屋中継ポンプ場、マンホール中継ポンプ場ごとに、次のような「点検・調査計画【状態監視保全】」及び「故障・修繕履歴」のデータシートに入力すること。なお、当該データシートは、委託期間中に甲から提供する。
- ⑦ 調査により特筆すべき劣化が確認された機器は、別途、一覧にまとめること。劣化した機器名と内容が分かるように記載し、様式は任意とする。

■点検・調査計画【状態監視保全】 抜粋

大津終末処理場（点検・調査計画【状態監視保全】）

大津終末処理場（点検・調査計画【状態監視保全】）										基準年 2018		金額		記号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
施設名称	資産番号	ユニット番号	工種	大分類	中分類	小分類	機器名称	設置年度				定期調査		オーバーホール		長寿命化対策		更新		5年計画（単位：千円）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
								設置年度	経過年数	標準耐用年数	目録取得年数	管理方法	開始年	周期	開始年	周期	開始年	周期	開始年	周期	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
管理棟	50004	170002	機械	沈砂池設備	2階上カサ設備	自動除塵機	粗目除塵機、管理棟	2014	H26	4	15	23	状態	2021	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

【記入方法】

実施計画を確認し、計画通りに実施した後、年度のセルに着色し、金額（定期調査以外）を入力する。

計画	
△	定期調査
□	オーバーホール
○	長寿命化対策
☆	更新



計画	
△	定期調査
金額	オーバーホール
金額	長寿命化対策
金額	更新

■故障・修繕履歴データシート 抜粋

大津終末処理場（故障・修繕履歴）

基準年 2018

施設名称	資産番号	ユニット番号	工種	大分類	中分類	小分類	機器名称	設置年度	経過年数	耐用年数	標準耐用年数	目録耐用年数	安全区分	1回目				2回目		
														発生日 (日付)	要因	対策費用 (円)	備考	発生日 (日付)	要因	対策費用 (円)
管理棟	50001	YN0001	機械	付帯設備	ダクト設備	流入ダクト	1号流入ダクト_管理棟	1990	H2	28	25	38	事後	2018/12/15	定期修繕	102,500				
管理棟	50002	YN0001	機械	付帯設備	ダクト設備	流入ダクト	流入ダクト_管理棟	1997	H9	21	25	38	事後	2018/12/15	定期修繕	102,500				
管理棟	50003	YN0001	機械	付帯設備	ダクト設備	流入ダクト	流入ダクト_管理棟	1968	S43	50	25	38	事後	2018/12/15	定期修繕	150,000				
管理棟	50004	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	粗目除塵機_管理棟	2014	H26	4	15	23	故障							
管理棟	50005	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	1号細目除塵機_管理棟	2014	H26	4	15	23	故障							
管理棟	50007	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	2号細目除塵機_管理棟	1983	S58	35	15	23	事後							
管理棟	50008	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	3号細目除塵機_管理棟	1983	S58	35	15	23	事後							
管理棟	50009	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	4号細目除塵機_管理棟	1997	H9	21	15	23	事後							
管理棟	50010	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	5号細目除塵機_管理棟	1997	H9	21	15	23	事後							
管理棟	50011	YN0002	機械	沈砂池設備	沈砂池設備	自動除塵機	6号細目除塵機_管理棟	1997	S52	41	15	23	事後							
管理棟	50012	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	1983	S58	35	20	30	事後							
管理棟	50015	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	1983	S58	35	10	15	事後							
管理棟	50034	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2001	H13	17	10	15	事後							
管理棟	50035	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2001	H13	17	10	15	事後							
管理棟	50036	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2001	H13	17	10	15	事後							
管理棟	50037	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2002	H14	16	10	15	事後							
管理棟	50038	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2002	H14	16	15	23	事後							
管理棟	50040	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	1997	H9	21	15	23	事後							
管理棟	50041	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	1997	H9	21	15	23	事後							
管理棟	50043	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2001	H13	17	20	30	事後							
管理棟	50044	YN0002	機械	付帯設備	排水設備	排水ポンプ	排水ポンプ_管理棟	2001	H13	17	10	15	事後							
管理棟	60011	YN0002	電気	電気計装設備	電気計装設備	電力制御盤	沈砂池設備(S-LB-01)	2002	H14	16	15	23	時間							
管理棟	60012	YN0002	電気	電気計装設備	電気計装設備	電力制御盤	沈砂池設備(S-LB-02)	2002	H14	16	15	23	時間							
管理棟	60013	YN0002	電気	電気計装設備	電気計装設備	電力制御盤	砂ろ過装置(S-LB-03)	1987	S62	31	15	23	時間							
管理棟	60040	YN0002	電気	電気計装設備	電気計装設備	電力制御盤	沈砂池曝気風量計(管理棟)	2004	H16	14	10	15	時間							
管理棟	60041	YN0002	電気	電気計装設備	電気計装設備	電力制御盤	沈砂池曝気風量計(管理棟)	2002	H14	16	10	15	事後							

表 22-1 大津終末処理場

施設名称	工種	分類①	分類②	機器名称
管理棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	粗目除塵機_管理棟
管理棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	1号細目除塵機_管理棟
管理棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	2号細目除塵機_管理棟
管理棟	機械	沈砂池設備	噴射式揚砂機	揚砂機（管理本館）_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号揚水ポンプ_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	電動機	1号揚水ポンプ用電動機_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号揚水ポンプ_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	電動機	2号揚水ポンプ用電動機_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	3号揚水ポンプ_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	電動機	3号揚水ポンプ用電動機_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	4号揚水ポンプ_管理棟
管理棟	機械	ポンプ設備	電動機	4号揚水ポンプ用電動機_管理棟
管理棟	建築	管理棟	屋根防水	防水_管理棟
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	送風機本体	1号ブローブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	電動機	1号ブロー用電動機_ブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	送風機本体	2号ブローブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	電動機	2号ブロー用電動機_ブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	送風機本体	4号ブローブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	電動機	4号ブロー用電動機_ブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	送風機本体	5号ブローブロー室
管理棟ブロー室	機械	水処理設備	電動機	5号ブロー用電動機_ブロー室
ポンプ棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	粗目除塵機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	1号細目除塵機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	沈砂池設備	自動除塵機	2号細目除塵機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	沈砂池設備	噴射式揚砂機	揚砂機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	電動機	1号汚水ポンプ用電動機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	電動機	2号汚水ポンプ用電動機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	3号汚水ポンプ_ポンプ棟

ポンプ棟	機械	ポンプ設備	電動機	3号汚水ポンプ用電動機_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	4号汚水ポンプ_ポンプ棟
ポンプ棟	機械	ポンプ設備	電動機	4号汚水ポンプ用電動機_ポンプ棟
ポンプ棟	建築	ポンプ棟	屋根防水	防水_ポンプ棟
沈砂洗浄棟	機械	沈砂池設備	沈砂分離機	沈砂分離機_沈砂洗浄棟
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	破碎機	スクラム破碎機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥輸送ポンプ	1号汚泥輸送ポンプ_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥輸送ポンプ	2号汚泥輸送ポンプ_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	1号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	2号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	3号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	4号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	5号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	6号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	7号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	8号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	9号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	10号最初沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈
Ⅱ系初沈	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_初沈各池（気相部）_Ⅱ系初沈
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	1号攪拌機_1号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	2号攪拌機_1号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	沈砂池設備	自動除塵機	反応槽流入スクリーン(1号池)
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	3号攪拌機_2号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	4号攪拌機_2号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	沈砂池設備	自動除塵機	反応槽流入スクリーン(2号池)
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	5号攪拌機_3号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	6号攪拌機_3号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	沈砂池設備	自動除塵機	反応槽流入スクリーン(3号池)
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	7号攪拌機_4号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	8号攪拌機_4号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	沈砂池設備	自動除塵機	反応槽流入スクリーン(4号池)
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	9号攪拌機_5号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	水処理設備	水中攪拌機	10号攪拌機_5号池_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系反応槽	機械	沈砂池設備	自動除塵機	反応槽流入スクリーン(5号池)
Ⅱ系反応槽	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_反応槽各池（気相部）_Ⅱ系反応槽
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	1号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	1号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	循環液ポンプ	1号循環液ポンプ_1号池_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	余剰汚泥ポンプ	1号高度処理余剰汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	余剰汚泥ポンプ	2号高度処理余剰汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	2号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈

Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	2号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	3号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	3号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	循環液ポンプ	2号循環液ポンプ_2号池_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	4号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	4号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	5号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	5号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	循環液ポンプ	3号循環液ポンプ_3号池_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	6号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	6号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	7号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	7号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	循環液ポンプ	4号循環液ポンプ_4号池_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	8号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	返送汚泥ポンプ	8号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	9号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	循環液ポンプ	5号循環液ポンプ_5号池_Ⅱ系終沈
Ⅱ系終沈	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	10号最終沈殿池汚泥掻寄機_Ⅱ系終沈
汚泥濃縮槽	機械	汚泥処理設備	汚泥かき寄せ機	1号シッター_重力濃縮
汚泥濃縮槽	機械	汚泥処理設備	汚泥かき寄せ機	2号シッター_重力濃縮
汚泥濃縮槽	機械	汚泥処理設備	汚泥ポンプ	1号重力濃縮汚泥移送ポンプ_重力濃縮
汚泥濃縮槽	機械	汚泥処理設備	汚泥ポンプ	2号重力濃縮汚泥移送ポンプ_重力濃縮
汚泥濃縮槽	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_1号シッター（気相部）_汚泥濃縮
汚泥濃縮槽	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_2号シッター（気相部）_汚泥濃縮
汚泥	機械	汚泥処理設備	破碎機	汚泥破碎機_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥脱水機	1号汚泥脱水機_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	1号汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	2号汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	予備汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥脱水機	2号汚泥脱水機_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	1-1号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	1-2号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	2-1号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	2-2号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	3-1号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	3-2号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	4-1号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟

汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	4-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	5-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	ベルトコンベヤ	5-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥処理棟
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥濃縮機	1 号汚泥濃縮機
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥濃縮機	2 号汚泥濃縮機
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	1 号濃縮汚泥供給ポンプ
汚泥	機械	汚泥処理設備	汚泥供給ポンプ	2 号濃縮汚泥供給ポンプ
汚泥	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_汚泥（気相部）_汚泥
混合汚泥貯留槽	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	1 号水中攪拌機
混合汚泥貯留槽	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	2 号水中攪拌機
混合汚泥貯留槽	機械	ポンプ設備	汚泥ポンプ	1 号汚泥移送ポンプ
混合汚泥貯留槽	機械	ポンプ設備	汚泥ポンプ	2 号汚泥移送ポンプ
混合汚泥貯留槽	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_混合汚泥貯留槽（気相部）
自家発電機棟	建築	建屋	屋根防水	防水_自家発電機棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	1 号汚水ポンプ井攪拌機_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	2 号汚水ポンプ井攪拌機_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1 号汚水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2 号汚水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	3 号汚水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1 号雨水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2 号雨水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	3 号雨水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	4 号雨水ポンプ_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	機械	沈砂地設備	破碎機	破碎機_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	建築	建屋	屋根防水	防水_合流ポンプ棟
合流ポンプ棟	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_合流ポンプ棟（気相部）_合流ポンプ棟
高速凝集沈殿	機械	水処理設備	流入スクリーン	流入スクリーン_高速凝集沈殿棟
高速凝集沈殿	機械	水処理設備	汚泥かき寄せ機	沈殿ユニット_高速凝集沈殿棟
高速凝集沈殿	建築	建屋	屋根防水	防水_高速凝集沈殿棟
高速凝集沈殿	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_高速凝集沈殿棟（気相部）_高速凝集沈殿

表 22-2 建屋中継ポンプ場

ポンプ場名	工種	分類①	分類②	機器名称
比叡平	機械	沈砂池設備	破碎機	破碎機_比叡平
比叡平	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1 号汚水ポンプ_比叡平
比叡平	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2 号汚水ポンプ_比叡平
比叡平	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_比叡平
比叡平	建築	建屋	屋根防水	防水_建屋
比叡平	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ井（気相部）_比叡平
大江	機械	沈砂池設備	破碎機	破碎機_大江
大江	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1 号汚水ポンプ_大江
大江	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2 号汚水ポンプ_大江
大江	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	3 号汚水ポンプ_大江
大江	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	4 号汚水ポンプ_大江
大江	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ井（気相部）_大江

石山第 1	機械	沈砂池設備	破砕機	1 号破砕機_石山第 1
石山第 1	機械	沈砂池設備	破砕機	2 号破砕機_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	1 号水中攪拌機_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	2 号水中攪拌機_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	3 号汚水ポンプ_石山第 1
石山第 1	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	4 号汚水ポンプ_石山第 1
石山第 1	建築	建屋	屋根防水	防水_建屋
石山第 1	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_石山第 1
大石	機械	沈砂池設備	自動除塵機	自動除塵機_大石
大石	機械	沈砂池設備	破砕機	破砕機_大石
大石	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_大石
大石	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_大石
大石	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	3 号汚水ポンプ_大石
大石	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	1 号水中攪拌機_大石
大石	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	2 号水中攪拌機_大石
大石	建築	建屋	屋根防水	防水_建屋
大石	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_大石
田上第 2	機械	沈砂池設備	破砕機	1 号破砕機_田上第 2
田上第 2	機械	沈砂池設備	破砕機	2 号破砕機_田上第 2
田上第 2	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	1 号水中攪拌機_田上第 2
田上第 2	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	2 号水中攪拌機_田上第 2
田上第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_田上第 2
田上第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_田上第 2
田上第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	4 号汚水ポンプ_田上第 2
田上第 2	建築	建屋	屋根防水	防水_建屋
田上第 2	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_田上第 2
下阪本第 2	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_下阪本第 2
下阪本第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_下阪本第 2
下阪本第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_下阪本第 2
下阪本第 2	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	3 号汚水ポンプ_下阪本第 2
下阪本第 2	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_下阪本第 2
唐崎	機械	沈砂池設備	破砕機	1 号破砕機_唐崎
唐崎	機械	沈砂池設備	破砕機	2 号破砕機_唐崎
唐崎	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_唐崎
唐崎	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_唐崎
唐崎	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_唐崎
唐崎	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	3 号汚水ポンプ_唐崎
唐崎	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_唐崎
南小松	機械	沈砂池設備	破砕機	破砕機_南小松
南小松	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_南小松
南小松	機械	ポンプ設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_南小松
南小松	建築	建屋	屋根防水	防水_建屋
南小松	土木	付帯設備	内部防食	内部防食_ポンプ 井（気相部）_南小松

表 22-3 マンホール中継ポンプ場

ポンプ場名	工種	分類①	分類②	機器名称
山中第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_山中第 1
山中第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_山中第 1
山中第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_山中第 2
山中第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_山中第 2
鏡が浜	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_鏡が浜
勸学	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_勸学
勸学	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_勸学
勸学	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_勸学
秋葉台	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_秋葉台
秋葉台	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_秋葉台
晴嵐第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_晴嵐第 2
晴嵐第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_晴嵐第 2
晴嵐第 2	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_晴嵐第 2
蛭谷	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_蛭谷
蛭谷	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_蛭谷
蛭谷	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_蛭谷
大谷	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_大谷
大谷	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_大谷
大江第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_大江第 3
大江第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_大江第 3
石山第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_石山第 2
石山第 2	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_石山第 2
石山第 2	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_石山第 2
石山第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_石山第 3
石山第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_石山第 3
石山第 3	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_石山第 3
千町	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_千町
湖南台	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_湖南台
湖南台	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_湖南台
湖南台	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_湖南台
田上第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_田上第 1
田上第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_田上第 1
田上第 1	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_田上第 1
太子	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_太子
太子	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_太子
上田上平野	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_上田上平野
上田上平野	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_上田上平野
岡の平	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_岡の平
下阪本第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_下阪本第 1
下阪本第 1	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_下阪本第 1
下阪本第 1	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_下阪本第 1
下阪本第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	1 号汚水ポンプ_下阪本第 3
下阪本第 3	機械	ポンプ 設備	ポンプ 本体	2 号汚水ポンプ_下阪本第 3
下阪本第 3	機械	ポンプ 設備	水中攪拌機	水中攪拌機_下阪本第 3

千野	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_千野
千野	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_千野
仰木第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_仰木第3
仰木第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_仰木第3
雄琴第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_雄琴第1
雄琴第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_雄琴第1
雄琴第1	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_雄琴第1
堅田第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_堅田第1
堅田第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_堅田第1
堅田第1	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_堅田第1
堅田第3	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_堅田第3
堅田第4	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_堅田第4
堅田第4	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_堅田第4
真野	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_真野
真野	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_真野
真野	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_真野
龍華	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_龍華
龍華	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_龍華
龍華	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_龍華
下龍華第2	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_下龍華第2
下龍華第2	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_下龍華第2
下龍華第2	機械	ポンプ設備	水中攪拌機	水中攪拌機_下龍華第2
南庄第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_南庄第1
南庄第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_南庄第1
南庄第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_南庄第3
南庄第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_南庄第3
生津第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_生津第1
生津第1	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_生津第1
栗原第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_栗原第3
栗原第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_栗原第3
八屋戸	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_八屋戸
八屋戸	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_八屋戸
北比良第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_北比良第3
北比良第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_北比良第3
近江舞子	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_近江舞子
近江舞子	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_近江舞子
北小松第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	1号汚水ポンプ_北小松第3
北小松第3	機械	ポンプ設備	ポンプ本体	2号汚水ポンプ_北小松第3

表 22-4

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
沈砂池設備	自動除塵機	—	チェーン (本体・駆動用)	伸び	チェーンの伸びによるスプロケットと噛み合い不良の有無	○	
				摩耗	チェーンの摩耗による動作不良の有無	○	
					チェーンのプレート傷・変形の有無	○	
				変形	チェーンの硬直化の有無	○	
					回転に関する変形の有無	○	
			バースクリーン	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			本体 スプロケット	摩耗	スプロケットの摩耗によるチェーン離れの有無	○	
					スプロケットの摩耗による振動の有無	○	
				腐食	腐食や発錆等の有無	○	
			駆動用 スプロケット	摩耗	刃先の摩耗の有無（丸くなっている）	○	
					刃先の摩耗の有無（尖っている）	○	
					スプロケットの摩耗によるチェーン離れの有無	○	
				腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	○	
			軸受	腐食	給油脂後の異音・発熱・異常振動の有無	○	
					給油脂分析による異常の有無	○	
			レーキ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				損傷	損傷の有無	○	
			フレーム	腐食	腐食や発錆等による強度上の問題の有無	○	
				損傷	損傷による強度上の問題の有無	○	
			カバー	腐食	腐食や発錆等による臭気漏れの有無	○	
				損傷	損傷による臭気漏れの有無	○	
			潤滑油装置	腐食	油脂漏れの有無	○	
			電動機 減速機	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	

				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

- ☐粗目除塵機_管理棟
- ☐1号細目除塵機_管理棟
- ☐2号細目除塵機_管理棟
- ☐粗目除塵機_ポンプ棟
- ☐1号細目除塵機_ポンプ棟
- ☐2号細目除塵機_ポンプ棟
- ☐反応槽流入スクリーン(1号池)
- ☐反応槽流入スクリーン(2号池)
- ☐反応槽流入スクリーン(3号池)
- ☐反応槽流入スクリーン(4号池)
- ☐反応槽流入スクリーン(5号池)
- ☐自動除塵機_大石

表 22-5

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
沈砂池設備	破碎機	2軸回転式破碎機	フレーム	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			カッター	錆	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				摩耗・変形	摩耗・変形によるし渣の絡み付きの有無	○	
				摩耗	摩耗の有無（目視）	○	
					摩耗の有無（測定）	—	—
			軸	腐食	腐食や発錆等の有無	—	—
			全体	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

- ☐スクラム破碎機_Ⅱ系初沈
- ☐汚泥破碎機_汚泥
- ☐破碎機_合流ポンプ棟
- ☐破碎機_比叡平

- 破砕機_大江
- 1 号破砕機_石山第 1
- 2 号破砕機_石山第 1
- 破砕機_大石
- 1 号破砕機_田上第 2
- 2 号破砕機_田上第 2
- 1 号破砕機_唐崎
- 2 号破砕機_唐崎
- 破砕機_南小松

＊大江中継ポンプ場の破砕機と石山第 1 中継ポンプ場の 1 号破砕機は、1 軸式の破砕機であるが、上記内容の調査を実施すること。

表 22-6

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
ポンプ設備	ポンプ本体	立軸斜流ポンプ	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食等による揚水機能低下の有無	○	
				摩耗	ケーシング（ライナー）の摩耗による異音の有無	—	—
					ケーシング（ライナー）の摩耗による振動の有無	—	—
			羽根車（インペラ）	腐食	腐食や発錆等の有無	—	—
					腐食等による揚水機能低下の有無	—	—
				摩耗	羽根車の摩耗・損傷による運転時異音の有無	○	
					羽根車の損傷による運転時振動の有無	○	
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			グランドパッキン	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			カップリング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸継手	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			主軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	—	—
			軸スリーブ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—

			水中軸受 (ゴム)	通水 状況	通水異常の有無（焼きつきの 可能性確認）	—	—
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	

※上表の対象機器

□1号～4号揚水ポンプ_管理棟

表 22-7

大 分 類	小 分 類	形式	調査部品	調査 項目	調査内容	調査区分	
						詳細 調査	分解 調査
ポ ン プ 設 備	ポ ン プ 本 体	立軸渦 巻斜流 ポンプ	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食等による揚水機能低下の有無	○	
				摩耗	ケーシング（ライナー）の摩耗による異音の有無	—	—
					ケーシング（ライナー）の摩耗による振動の有無	—	—
			羽根車 （インペラ）	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食等による揚水機能低下の有無	—	—
				摩耗	羽根車の摩耗・損傷による運転時異音の有無	○	
					羽根車の損傷による運転時振動の有無	○	
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			グラウトパッキン	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			カップリング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸継手	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			主軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	—	—
			軸スリーブ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	

※上表の対象機器

□1号～4号汚水ポンプ_ポンプ棟

表 22- 8

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
ポンプ設備	ポンプ本体	水中ポンプ	本体ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食等による揚水機能低下の有無	○	
			羽根車 (インペラ)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食等による揚水機能低下の有無	—	—
				摩耗	羽根車の摩耗・損傷による運転時異音の有無	○	
					羽根車の損傷による運転時振動の有無	○	
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸スリーブ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			水中軸受 (ゴム)	通水状況	通水異常の有無（焼き付きの可能性確認）	—	—
			電動機	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	—	—
					外観の腐食や発錆等の有無	○	
					腐食による塗装の浮き、変色	○	
				異音	運転時の異音の有無	—	—
				振動	運転時の振動の有無	—	—
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

□1 号～3 号汚水ポンプ_合流ポンプ棟

□1 号～4 号雨水ポンプ_合流ポンプ棟

□汚水ポンプ_各ポンプ場（状態監視保全）

表 22- 9

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
ポンプ設備	水中攪拌機	水中ミキサー	本体ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			インペラ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				摩耗	羽根車の摩耗・損傷による運転時異音の有無	○	
					羽根車の損傷による運転時振動の有無	○	
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				漏れ	漏れの有無	○	
			電動機	腐食	外観の腐食や発錆等の有無	○	
					腐食による塗装の浮き、変色	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

- ☐ 1 号水中攪拌機_混合汚泥貯留槽
☐ 2 号水中攪拌機_混合汚泥貯留槽
☐ 1 号汚水ポンプ 井攪拌機_合流ポンプ 棟
☐ 2 号汚水ポンプ 井攪拌機_合流ポンプ 棟
☐ 水中攪拌機_比叡平
☐ 1 号水中攪拌機_石山第 1
☐ 2 号水中攪拌機_石山第 1
☐ 1 号水中攪拌機_大石
☐ 2 号水中攪拌機_大石
☐ 1 号水中攪拌機_田上第 2
☐ 2 号水中攪拌機_田上第 2
☐ 水中攪拌機_下阪本第 2
☐ 水中攪拌機_唐崎
☐ 水中攪拌機_各マンホールポンプ

表 22-10

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
ポンプ設備	電動機	かご形電動機	フレーム(本体)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	
			コイル	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無	—	—
			全体	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

□1号～4号揚水ポンプ用電動機_管理棟

□1号～4号汚水ポンプ用電動機_ポンプ棟

表 22-11

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	送風機本体	多段ターボブロワ	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			インレットベーン	変形	変形の有無	—	—
			主軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	
			軸継手	摩耗	摩耗の有無	—	—
			潤滑油装置	腐食	油脂漏れの有無	○	
			計装盤	—	指示値の異常	○	
			全体	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	

				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

□1 号～5 号ブロー室

表 22-12

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	電動機	巻線形電動機	フレーム (本体)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	
			刷子 (ブラシ)	摩耗	摩耗の有無	○	
			スリップリング	摩耗	摩耗の有無	○	
			コイル	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無	—	—
			全体	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

□1 号～5 号ブロー用電動機ブロー室

表 22-13

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	汚泥かき寄せ機	チェーンフ ライト式	レール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲		★
				摩耗	摩耗の有無		★
			フライト	腐食	変形の有無		★
			チェーン (本体 用)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲		★
				伸び	チェーンの伸びによるスプロケットと 噛み合い不良の有無		★
				摩耗	チェーンの摩耗による動作不良の 有無		★
				変形	チェーンの硬直化の有無		★
					ピンの回転に関する変形の有 無		★
			スプロケット (本体 用)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲		★
				摩耗	摩耗の有無		★
			水中軸	腐食	変形の有無		★
			チェーン (駆動 用)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				伸び	チェーンの伸びによるスプロケットと 噛み合い不良の有無	○	
				摩耗	チェーンの摩耗による動作不良の 有無	○	
				変形	チェーンの硬直化の有無	○	
					ピンの回転に関する変形の有 無	○	
			駆動軸	腐食	変形の有無	○	
			スプロケット (駆動 用)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				摩耗	摩耗の有無	○	
			駆動装置	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			潤滑油装 置	油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	

※上表の対象機器

□1 号～10 号汚泥掻寄機_Ⅱ系初沈、Ⅱ系終沈

★水抜き調査・・・池の水を抜くまたは水位を下げて駆動用スプロケット、本体チェーン用スプロケット、シュー等の磨耗、変形、腐食（確認出来る範囲）を確認し、写真撮影を行う。

表 22-14

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	汚泥かき寄せ機	中央駆動式汚泥かき寄せ機	架台・歩廊	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			駆動装置	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			軸受	動作不良	動作不良の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			主軸	錆	腐食や発錆の程度、範囲	○	
			レーキアーム	腐食	腐食や発錆等の有無		★
				損傷	損傷の有無		★

※上表の対象機器

□1 号シッター_重力濃縮

□2 号シッター_重力濃縮

□沈殿ユニット_高速凝集沈殿棟

★水抜き調査・・・槽の水を抜くまたは水位を下げてレーキアームの磨耗、変形、腐食を確認し、写真撮影を行う。

表 22-15

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	水中攪拌機	水中エアレータ	ケーシング [※]	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食等による揚水機能低下の有無	○	
			羽根車	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			軸スリーブ [※]	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			電動機	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	—	—
					外観の腐食や発錆等の有無	○	
					腐食による塗装の浮き、変色	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

□1号～10号攪拌機__Ⅱ系反応槽

表 22-16

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
水処理設備	汚泥ポンプ	槽外形汚泥ポンプ	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
					腐食等による揚水機能低下の有無	○	
	摩耗			ケーシング（ライナー）の摩耗による異音の有無	—	—	
				ケーシング（ライナー）の摩耗による振動の有無	—	—	
	循環液ポンプ	槽外形汚水ポンプ	インペラ	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				摩耗	羽根車の摩耗・損傷による運転時異音の有無	○	
					羽根車の損傷による運転時振動の有無	○	

	余剰汚泥ポンプ 汚水ポンプ		主軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
					腐食による減肉作用・変形・偏心の有無	—	—
			軸シール	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			軸受	摩耗	摩耗による振動値異常の有無	○	
					摩耗による発熱の有無	○	
			電動機減速機	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
			計装機器	—	指示値の異常	○	

※上表の対象機器

- 1号～2号初沈汚泥輸送ポンプ_Ⅱ系初沈
- 1号～8号高度処理返送汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
- 1号～5号循環液ポンプ_Ⅱ系終沈
- 1号～2号高度処理余剰汚泥ポンプ_Ⅱ系終沈
- 1号～2号汚水ポンプ_比叡平
- 1号～3号汚水ポンプ_大石

表 22-17

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
汚泥処理設備	汚泥ポンプ	一軸ねじ式ポンプ	ステータ	変形	変形の有無	—	—
			ロータ	変形	変形の有無	—	—
			継手部ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				変形	変形の有無	—	—
			軸継手	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			スタフィンボックス	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				変形	変形の有無	—	—
				漏れ	漏れの有無	○	
			主軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
			駆動装置	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	

				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			全体	吐出圧	異常値の有無	○	

※上表の対象機器

- ☐ 1号重力濃縮汚泥移送ポンプ
- ☐ 2号重力濃縮汚泥移送ポンプ
- ☐ 1号汚泥移送ポンプ_混合汚泥貯留槽
- ☐ 2号汚泥移送ポンプ_混合汚泥貯留槽
- ☐ 1号濃縮汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
- ☐ 2号濃縮汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
- ☐ 1号汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
- ☐ 2号汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟
- ☐ 予備汚泥供給ポンプ_汚泥処理棟

表 22-18

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
沈砂池設備	沈砂分離機	スクリーコンベヤ	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			スクリー軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				摩耗	スクリーの摩耗による動作不良の有無	○	
					スクリーの傷・変形の有無	○	
			軸受	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
汚泥処理設備	ベルトコンベヤ		駆動装置	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	

※上表の対象機器

- ☐ 沈砂分離機_沈砂洗浄棟

- ☐1-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐1-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐2-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐2-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐3-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐3-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐4-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐4-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐5-1 号ケー搬送コンベヤ_汚泥
☐5-2 号ケー搬送コンベヤ_汚泥

表 22-19

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	判定基準	調査区分	
						詳細調査	分解調査
沈砂池設備	スクリーコンベヤ	スクリースクリーン	スクリーン	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			越流防止板	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			スクリー軸	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				摩耗	スクリーの摩耗による動作不良の有無	○	
					スクリーの傷・変形の有無	○	
			軸受	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
			駆動装置	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	

※上表の対象機器

- ☐流入スクリーン_高速凝集沈殿棟

表 22-20

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	判定基準	調査区分	
						詳細調査	分解調査
沈砂	噴射		圧力水弁	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	

池 設 備	式 揚 砂 機	混気シ ェットポン プ	吐出弁	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
			吐出管	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無	○	
			上部ケーシング	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無	○	
			中間ケーシング	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無		★
			下部ケーシング	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無		★
			吸込口	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無		★
			(掘削ノズ ル)	摩耗	摩耗の有無	—	—
				変形	変形の有無		★

※上表の対象機器

☐ 揚砂機_管理棟

☐ 揚砂機_ポンプ棟

★水抜き調査……水中部の変形，摩耗を確認する。また該当部の写真を撮影すること。

別表 22-21

大 分 類	小 分 類	形式	調査部品	調査 項目	調査内容	調査区分	
						詳細 調査	分解 調査
汚 泥 処 理 設 備	汚 泥 脱 水 機	二重円 筒加圧 脱水機	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			シュート	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			ろ板 (スクリーン)	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				摩耗	摩耗の有無と範囲	—	—
					スクリーンの摩耗による動作不良の有無	○	
					スクリーンの傷・変形の有無	—	—
					摩耗等による回転数の異常の有無	○	
					摩耗等によるトルク値の異常の有無	○	
					摩耗等による目詰まりの有無	○	
			背圧板 スパイラル板	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				摩耗	摩耗の有無と範囲	—	—
					背圧板等の摩耗による動作不良の有無	○	
					背圧板等の傷・変形の有無	—	—

					摩耗等による回転数の異常の有無	○	
					摩耗等によるトルク値の異常の有無	○	
					摩耗等による目詰まりの有無	○	
			洗浄部	漏れ	配管接続部の漏れの有無	○	
				吸込圧	異常値の有無	○	
				吐出圧	異常値の有無	○	
			駆動装置 ・スクリーン 駆動用 ・背圧 板駆動用 ・凝集 混和槽用	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			計装機器	—	指示値の異常	○	
			制御盤	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	

※上表の対象機器

□1 号汚泥脱水機_汚泥

□2 号汚泥脱水機_汚泥

別表 22-22

大分類	小分類	形式	調査部品	調査項目	調査内容	調査区分	
						詳細調査	分解調査
汚泥処理設備	汚泥濃縮機	ろ液浸漬型汚泥濃縮装置	ケーシング	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	○	
				変形	変形の有無	○	
			スクリーン	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				摩耗	摩耗の有無と範囲	—	—
					スクリーンの摩耗による動作不良の有無	○	
					スクリーンの傷・変形の有無	—	—
					摩耗等による回転数の異常の有無	○	
					摩耗等によるトルク値の異常の有無	○	
					摩耗等による目詰まりの有無	○	
			スクルー	腐食	腐食や発錆等の有無と範囲	—	—
				摩耗	摩耗の有無と範囲	—	—
					スクルー等の摩耗による動作不良の有無	○	
					スクルー等の傷・変形の有無	—	—

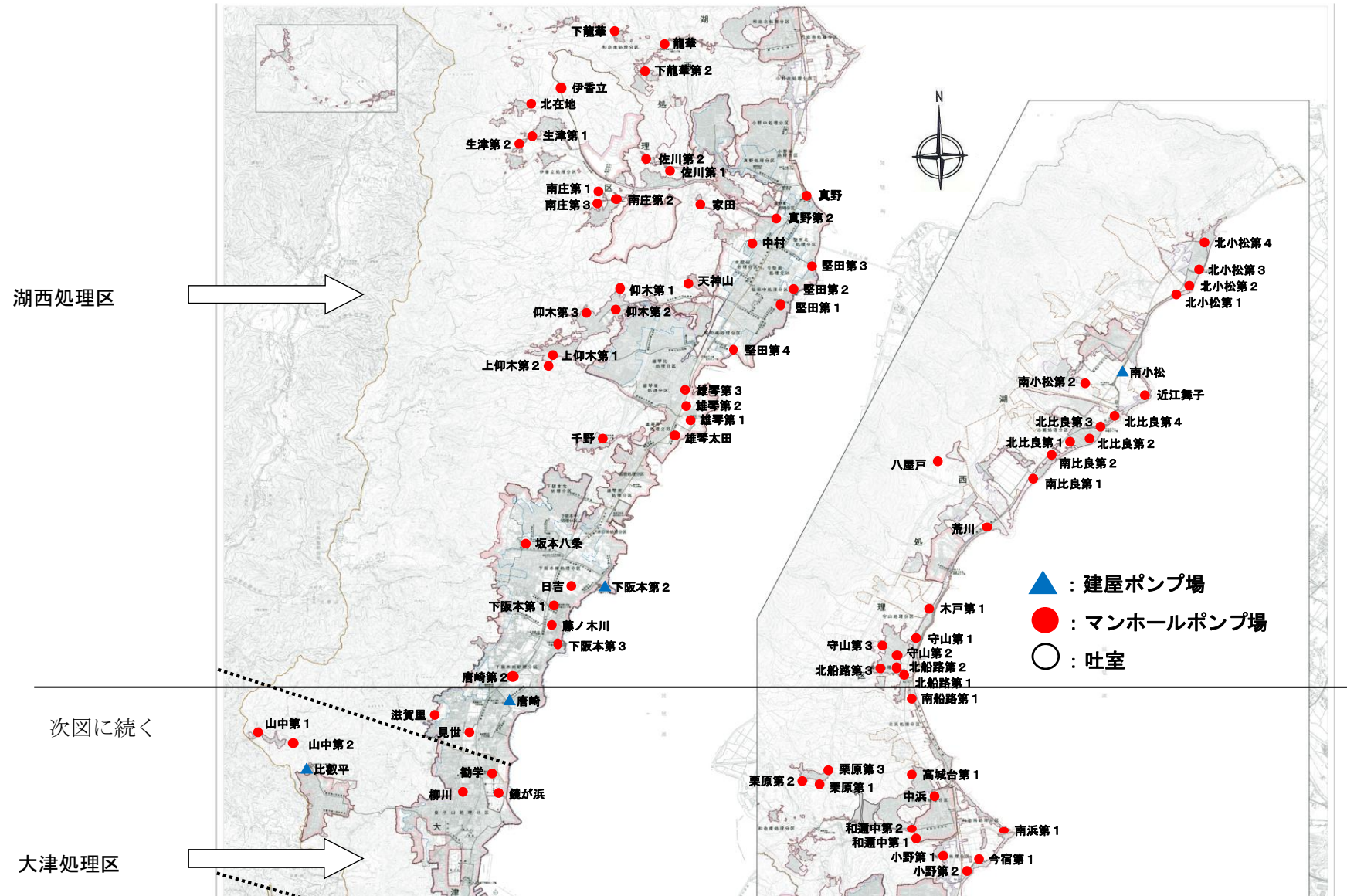
					摩耗等による回転数の異常の有無	○	
					摩耗等によるトルク値の異常の有無	○	
			洗浄部	漏れ	配管接続部の漏れの有無	○	
				動作	電動弁類の異常の有無	○	
			駆動装置 ・スクリーン ・スクリュー ・高速ミキサ	異音	運転時の異音の有無	○	
				振動	運転時の振動の有無	○	
				温度	運転時の発熱の有無	○	
				絶縁抵抗値	異常値の有無	○	
				電流値	異常値の有無	○	
				油脂漏れ	油脂漏れの有無	○	
			計装機器	—	指示値の異常	○	

※上表の対象機器

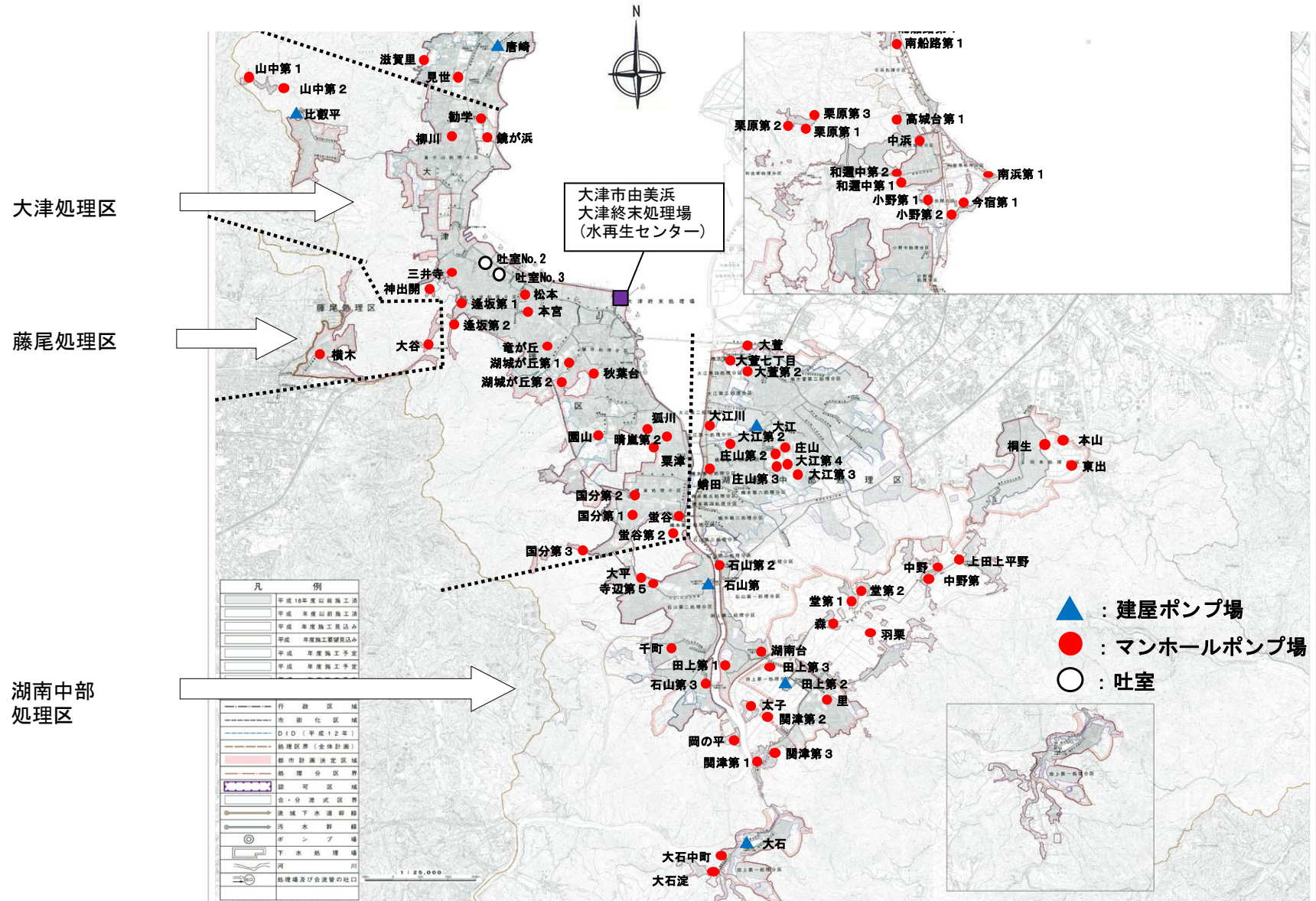
☐ 1号汚泥濃縮機_汚泥

☐ 2号汚泥濃縮機_汚泥

位置図 (1 / 2)



位置図(2/2)





参考箇所として実施

- 4 圧送管調査工
 8-1 重点清掃工 市内60箇所(参考)
 9 巡回清掃工 市内30箇所(参考)

過年度の実績により、実施箇所を計画して行う業務

- 5 流量調査工(流量計・水位計)、雨量調査工
 8-2 計画管渠清掃工
 11 人孔目視調査工 3000箇所/年
 13 人孔ライニング工、人孔防食ライニング工
 24 下水道用地除草・剪定工

その他

(市内全域を対象とし、維持管理上必要箇所)

- 1 本管カメラ調査工
 2 取付管カメラ調査工
 6 維持管理システム入力業務
 7 巡視点検工、巡視点検工Ⅱ
 14 本管更生工
 15 突出管処理工
 16 更生管削孔工
 17 本管部分更生工
 18 取付管更生工
 19 支管一体型補修工
 20 モルタルおよび木根等除去工
 21 公共汚水桝交換工
 22 ステップ交換工
 23 人孔鉄蓋交換工
 25 水替工
 26 緊急清掃工
 27 緊急現場確認工
 29 雨水渠清掃工、大型雨水渠清掃工
 33 雨水渠本管簡易修繕工

31 雨水渠機械電気設備保守点検工(吉野川)

12-1 モノレール草刈伐開工
 12-2 モノレール点検工

10-1 合流改善施設等点検工
 10-2 合流改善施設等清掃工

28 雨水桝清掃工
 (合流区域)

32 雨水渠侵入防止対策工

31 雨水渠機械電気設備保守点検工(瀬田浦クリーク)

3 Zパイプ取付管調査工

